

アフリカ地域ビジネス法
支援にかかる
情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

2022年2月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

アイ・シー・ネット株式会社

TMI 総合法律事務所

ガ平
JR
22-053

目次

1. 調査の概要.....	1
1.1 調査の背景・経緯・目的.....	1
1.2 本調査の対象と方法、実施体制、主な活動.....	1
1.2.1 本調査の対象と方法.....	1
1.2.2 本調査の実施体制.....	2
1.3 本調査の基本方針及び主な活動.....	4
1.3.1 本調査の基本方針.....	4
1.3.2 現地調査の概要.....	4
1.3.3 ワークショップの開催.....	5
2. 本調査の結果.....	7
2.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける知的財産法の概要、実務上の課題と支援の可能性.....	7
2.1.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける知的財産法の概要.....	7
2.1.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアの課題と知的財産法支援の可能性.....	16
2.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法の概要、実務上の課題と支援の可能性.....	29
2.2.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法の概要.....	29
2.2.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法実務の現状.....	36
2.2.3 汚職をめぐる諸問題と競争法.....	39
2.2.4 ケニアとの協力可能性及びガーナ、ナイジェリアに対する競争法支援.....	43
2.2.5 地域経済共同体における競争法の概要と課題.....	46
2.2.6 広域的な競争法支援の可能性.....	53
2.3 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法の概要、実務上の課題と支援の可能性.....	54
2.3.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法の概要.....	54
2.3.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法実務の課題と支援の可能性.....	62
2.4 ESG 投資促進関連法.....	68
2.4.1 ESG 投資のアフリカの動向.....	69
2.4.2 労働.....	71
2.4.3 消費者保護.....	82
2.4.4 汚職.....	85
3. 総括.....	89

略語表

略語	正式名称	和訳
ACA	Anti-Counterfeit Agency	模倣品取締庁（ケニア）
ACC	Anti-counterfeiting Collaboration of Nigeria	模倣品対策協力会（ナイジェリア）
ADR	Alternative Dispute Resolution	裁判外紛争解決手続
AMCON	Asset Management Corporation of Nigeria	資産管理公社（ナイジェリア）
ARIPO	African Regional Intellectual Property Organization	アフリカ広域知的財産機関
ARSOG	Audiovisual Rights Society of Ghana	ガーナ視聴権利団体
AU	African Union	アフリカ連合
BOFIA 法	Banks and Other Financial Institutions Act	銀行及びその他の金融機関法（ナイジェリア）
BRIPAN	Business Recovery and Insolvency Practitioners Association of Nigeria	ナイジェリア事業再生・倒産実務家協会
BRS	Business Registration Service	事業登録局（ケニア）
CAMA 法	Companies and Allied Matters Act	会社及び関連事項法（ナイジェリア）
CBN 法	Central Bank of Nigeria Act	中央銀行法（ナイジェリア）
CCC	Conseil Communautaire de la Concurrence	共同体競争会議
CCU	Commercial Crime Unit	警察刑事捜査部商業犯罪班（ガーナ）
CEMAC	Central African Economic and Monetary Community	中部アフリカ経済通貨同盟
COMESA	Common Market for Eastern and Southern Africa	東南部アフリカ市場共同体
DfID	Department for International Development	英国国際開発省（現在の英国外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth & Development Office））
DID	Destination Inspection Department	仕向け検査部門（基準委員会）（ガーナ）
EAC	East African Community	東アフリカ共同体
EACA	East African Competition Authority	東アフリカ競争当局
EBES	Enabling Business Environment Secretariat	ビジネス環境事務局（ナイジェリア）
ECOWAS	Economic Community of West African States	西アフリカ諸国経済共同体
EFCC	Economic and Financial Crimes Commission	経済金融犯罪委員会（ナイジェリア）
EGDI	E-Government Development Index	電子政府発展度指標
ERCA	ECOWAS Regional Competition Authority	ECOWAS 地域競争庁
EU	European Union	欧州連合

略語	正式名称	和訳
FBFMB 法	Failed Banks (Recovery of Debts) and Financial Malpractices in Banks Act	破綻銀行（負債回収）及び銀行における金融不正行為に関する法律
FCCPA	Federal Competition and Consumer Protection Act 2018	2018年連邦競争消費者保護法（ナイジェリア）
GARIA	Ghana Association of Restructuring and Insolvency Advisors	ガーナ事業再生・倒産アドバイザー協会
GHAMRO	Ghana Music Rights Organization	ガーナ音楽権利機関
GPBHR	Guiding Principles on Business and Human Rights	国連ビジネスと人権に関する指導原則
GSA	Ghana Standards Authority	基準局（ガーナ）
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IIPCIC	International Intellectual Property Crime Investigators College	国際知的財産犯罪捜査官学校
ILO	International Labour Organization	国際労働機構
IP	Insolvency Practitioners	（ガーナ 2020年倒産法における）倒産処理実務家
ITUC	International Trade Union Confederation	国際労働組合総連合
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KECOBO	Kenya Copyright Board	著作権委員会（ケニア）
KIPI	Kenya Industrial Property Institute	知的財産機関（ケニア）
NAFDAC	National Agency for Food and Drug Administration and Control	国家食品医薬品管理局（ナイジェリア）
NAP	National Action Plan	国家行動計画
NCC	Nigerian Copyright Commission	著作権委員会（ナイジェリア）
NPL	Non Performing Loan	不良債権
OAPI	Organisation Africaine de la Propriete Intellectuelle	アフリカ知的財産機関
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PCT	Patent Cooperation Treaty	特許協力条約
PEBEC	Presidential Enable Business Environment Council	大統領ビジネス環境改善委員会（ナイジェリア）
PRI	Principle for Responsible Investment	国連責任投資原則
SACU	Southern African Customs Union	南部アフリカ関税同盟
SON	Standards Organization of Nigeria	基準機関（ナイジェリア）
SSE	Sustainable Stock Exchange Initiative	持続可能な証券取引所イニチアチブ
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UEMOA	West African Economic and Monetary Union	西アフリカ経済通貨同盟

略語	正式名称	和訳
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law	国連国際商取引法委員会
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
UNECA	United Nations Economic Commission for Africa	国連アフリカ経済委員会
UNEPFI	United Nations Environment Programme Finance Initiative	国連環境計画・金融イニシアチブ
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNODC	United Nations Office on Drug and Crime	国連薬物犯罪事務所
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 調査の概要

1.1 調査の背景・経緯・目的

JICA は、2015 年の「開発協力大綱」で示された法の支配の促進と定着の実現のために、世界各地において法整備の支援を行ってきたが、これまでの JICA による法整備支援は、アジア諸国を中心として実施されてきた。2000 年代以降は、ビジネス法分野における法整備の支援にも力を入れてきたが、アフリカ地域に対する支援は限定的な状況であった。

2019 年の第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）「横浜宣言」では、アフリカの包摂的かつ持続可能な成長を達成するため、自由、公正、無差別で透明性があり、予見可能な安定した貿易や投資環境を実現し、開かれた市場を維持するよう努力することが謳われた。その一環として、日本企業による対アフリカ投資拡大のため、二国間ビジネス環境改善委員会がアフリカ 7 カ国との間で立ち上げられ、日本とアフリカの官民が共同してビジネス上の課題を解決する取り組みが推進されてきた。

本年には TICAD8 をチュニジアで開催することが決定されている。アフリカでの開催は今回が 2 回目であり、日本は、TICAD7 の成果をふまえ、アフリカ自身が主導する発展を引き続き強く後押ししており、今後は、アフリカ地域におけるビジネス法分野での法整備支援の積極的な展開が期待されている。

本調査においては、アフリカ地域におけるビジネス法分野での法整備支援の可能性とそのアプローチを検証し、JICA がアフリカにおいて、法の支配の促進や公正なビジネス環境の整備を行うことが可能な地域・法分野・アプローチを特定するための必要な基礎情報を収集・分析を実施してきた。本レポートにおいて本調査を総括する。

1.2 本調査の対象と方法、実施体制、主な活動

1.2.1 本調査の対象と方法

本調査においては、重点調査対象として知的財産法、競争法、倒産法の三つの法分野を取り上げ、これに加え、アフリカ地域に対する ESG 投資を促進する法分野として支援が可能な地域・分野に関する検証も実施してきた。

重点調査対象である三つの法分野については、前述の二国間ビジネス環境改善委員会の設置状況や経済規模等を考慮して、ケニア、ガーナ、ナイジェリアを調査対象国とした。

このうち競争法については、ケニアに対する支援の実績があることから、ケニアについては、新たな支援の可能性を探るという趣旨ではなく、これまでの支援のフォローアップ及びアフリカ諸国に対する競争法の整備を JICA のパートナーとして進めることの可能性などを調査した。また、調査対象国三国とは別に、地域経済共同体における競争法や知的財産法も調査の対象とした。

ESG 投資促進関連法分野については、「法の支配の促進」と「JICA による法整備支援の可能性の検討」という観点から、「S（社会）」と「G（企業統治）」の二分野に主眼をおいて調査を進めた。ESG 分野の調査対象国は、ケニア、ガーナ、ナイジェリアを軸にしつつ、今後 ESG 投資に力を入れることが見込まれている国について状況を概観した。

本調査では、COVID-19 の影響も考慮しながら、インターネットなどによる調査のほか、各法分野が関係するアフリカの官公庁、現地法律事務所、各種団体に対し、リモートによ

るインタビューの実施や質問票の送付によって必要な情報を収集した。

これに加え、2021年11月から12月にかけてガーナとケニアを訪れ、知的財産法、競争法、倒産法の関係機関や現地法律事務所に対する現地調査を実施したほか、ESG投資に関わる、特に汚職対策に関連する機関に対する調査も実施し、必要な情報を収集した。

1.2.2 本調査の実施体制

本調査の業務従事者と業務分担は下表のとおり。

表 1-1 業務従事者及び業務分担

氏名	担当	業務内容
中里 和平 (アイ・シー・ネット株式会社)	・業務主任者 ・ビジネス関連法制度分析① ・ビジネス関連法協力ニーズ・ドナー分析	1. 調査全体の活動計画・運営・管理 2. 文献調査の実施 ➢ 各国政府のウェブサイト ➢ 各法分野に関する専門家組織のウェブサイト ➢ 公正取引委員会などの日本の政府機関が提供する情報 3. ヒアリングの実施 ➢ 調査対象国への進出企業 ➢ 他ドナーなどに対するヒアリング 4. インセプション・レポートの作成 ➢ 他ドナーの支援状況 5. 現地調査の実施 ➢ 競争当局 ➢ 国際機関、他ドナー 6. ワークショップの開催 7. 各種レポート（業務計画書、ファイナルレポート等）の作成
平林 拓人 (TMI 総合法律事務所)	・業務副主任者 ・ビジネス関連法制度分析②	1. 文献調査の実施 ➢ 各国の法令及び関連規則 ➢ 各国の政府、国際機関、専門家組織及び法律事務所のウェブサイト ➢ 日本の政府機関が提供する情報 2. ヒアリングの実施 ➢ 各国の政府、専門家組織及び法律事務所 ➢ 調査対象国への進出企業 3. インセプション・レポートの作成 ➢ 法令の施行状況及び実務運用の概要 ➢ 法制度の課題と法整備支援の可能性 4. 現地調査の実施 ➢ 知的財産庁、模倣品取締機関、税関、知的財産権紛争を管轄する裁判所及び専門家組織 ➢ 倒産事件を管轄する裁判所、管財人などの監督機関及び専門家組織 ➢ 現地法律事務所 5. ワークショップの開催 6. ファイナル・レポートの作成

氏名	担当	業務内容
小林 佑輔 (TMI 総合法 律事務所)	重点法分野分析	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の法令及び関連規則 ➤ 各国の政府、国際機関、専門家組織及び法律事務所のウェブサイト ➤ 日本貿易振興機構、特許庁、公正取引委員会などの日本の政府機関が提供する情報 2. ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の政府、専門家組織及び法律事務所 ➤ 調査対象国への進出企業 3. インセプション・レポートの作成 4. 現地調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 知的財産庁、模倣品取締機関、税関、知的財産権紛争を管轄する裁判所及び専門家組織 ➤ 倒産事件を管轄する裁判所、管財人などの監督機関及び専門家組織 ➤ 現地法律事務所 5. ワークショップの開催 6. ファイナル・レポートの作成
ハリソン 光理 鳥生 昌宏 山崎 秀幸 (アイ・シー・ネット株式会社)	ESG 投資促進関連 法分析	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国政府のウェブサイト ➤ 各法分野に関する専門家組織のウェブサイト ➤ 日本の政府機関が提供する情報 2. ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 調査対象国への進出企業 ➤ 他ドナーなどに対するヒアリング 3. インセプション・レポートの作成 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域経済共同体や関連する国際機関が果たす役割の概要 ➤ 初期調査対象国以外に、重点法分野及び ESG 投資促進分野における法整備支援の必要性及び有効性が見込まれる国 4. 現地調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 競争当局 ➤ 国際機関、他ドナー 5. 運営サポート (予算管理、現地再委託の契約管理など) 6. 各種レポートの作成

表 1-2 業務協力者及び業務分担

氏名	担当	業務内容
稲井 俊介 (TMI 総合法律事務所)	重点法分野分析 (倒産法分野)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の法令及び関連規則 ➤ 各国の政府、国際機関、専門家組織及び法律事務所のウェブサイト ➤ 日本の政府機関が提供する情報 2. ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の政府、専門家組織及び法律事務所 ➤ 調査対象国への進出企業 3. インセプション・レポートの作成 4. ファイナル・レポートの作成
佐藤 拓海 (TMI 総合法律事務所)	重点法分野分析 (知的財産法分野)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の法令及び関連規則 ➤ 各国の政府、国際機関、専門家組織及び法律事務所のウェブサイト ➤ 日本の政府機関が提供する情報 2. ヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各国の政府、専門家組織及び法律事務所 ➤ 調査対象国への進出企業 3. インセプション・レポートの作成 4. ファイナル・レポートの作成

1.3 本調査の基本方針及び主な活動

1.3.1 本調査の基本方針

本調査の技術面及び運用面の基本方針は下表のとおりであった。

技術面の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・重点調査対象法分野である知的財産法、競争法、倒産法について、運用上の課題と解決策、支援のニーズと支援の可能性を的確に分析・検証する。 ・アフリカに対する投資を促進し、ビジネス環境の改善に有用な法分野について、運用実態を踏まえた調査・分析を行う。 ・ポスト COVID-19 経済、ESG 投資への関心の高まりを見据えた公正なビジネス環境の整備に資する調査を実施する。 ・地域経済共同体や関連する国際機関との連携可能性を考慮しながら調査・分析を行う。 ・ジェンダーの視点を加味した調査・分析を行う。
運用面の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン技術を駆使した実効性の高い調査の実施。 ・現地法律事務所や現地コンサルタントを活用することを視野に入れた柔軟な実施体制。 ・COVID-19 のリスクに備えた実施体制と柔軟な実施計画。

1.3.2 現地調査の概要

本調査では、2021 年 11 月 11 日から 12 月 2 日までの間、ガーナとケニアにおいて現地調査を実施した。

ガーナの現地調査では、知的財産法の関係で、①基準局 (Ghana Standards Authority: GSA)、②税関 (Ghana Customs Service)、③著作権局 (Ghana Copyright Office)、④工業所有権局 (Industrial Property Office)、競争法の関係で、貿易産業省 (Ministry of Trade and

Industry)、倒産法の関係で、①司法省 (Ministry of Justice) の登記局長官部 (Registrar General's Department)、②ガーナ事業再生・倒産アドバイザー協会 (Ghana Association of Restructuring and Insolvency Advisors: GARIA) を訪れ、それぞれ担当者に対してインタビューを実施した。また、ESG 投資の関連では、汚職対策に関する当局を中心に、①経済組織犯罪局 (Economic and Organized Crime Office: EOCO)、②行政司法委員会 (Commission for Human Rights and Administrative Justice: CHRAJ)、③マネーロンダリング対策室 (Financial Intelligence Centre: FIC) ④雇用労働関係省 (Ministry of Employment) を訪れてインタビューを実施したほか、リモートで反汚職協会(Ghana Anti-Corruption Coalition: GACC)の担当者に対してもインタビューを実施した。

さらに、最高裁判事と、控訴裁判所判事であり Judicial Service 事務局のトップも兼任する裁判官に面会し、ガーナの司法システム全体の諸問題について話を聞いたほか、現地法律事務所である①N. Dowuona & Company、②AB & David、③Bentsi-Enchill, Lesta & Ankomah も訪れ、重点調査対象三分野を中心に話を聞いた。

他方、ケニアの現地調査では、知的財産法の関係で、①模倣品取締庁 (Anti-Counterfeit Authority: ACA)、②知的財産機関 (Kenya Intellectual Property Institute: KIPI)、③歳入庁 (Kenya Revenue Authority: KRA)、④著作権委員会 (Kenya Copyright Board)、競争法の関係で、競争庁 (Competition Authority of Kenya: CAK)、倒産法の関係で、事業登録局 (Business Registration Service: BRS) を訪問し、それぞれ担当者に対してインタビューを実施した。また、ESG 投資の関係では、倫理汚職対策委員会 (Ethics and Anti-Corruption Commission: EACC) を訪れてインタビューを実施したほか、現地法律事務所である Oraro & Company Advocates も訪問し、重点調査対象三分野全般の現状と課題について話を聞いた。裁判所としては、ナイロビの High Court であるミリマニ裁判所 (Milimani Law Courts) を訪問し、裁判官及び書記官に、知的財産法や倒産法の諸問題について話を聞いた。

1.3.3 ワークショップの開催

本調査では、2022年1月から2月にかけて重点調査対象である知的財産法、競争法、倒産法の三分野について、それぞれワークショップを開催し、アフリカの関係者との間でアフリカにおけるビジネス法分野の現状と課題について議論が交わされた。

知的財産法に関するワークショップは、1月25日に開催された。同ワークショップでは、黒瀬雅志弁護士が登壇し、模造品対策の効果的な執行に向けた関係機関の連携やハブとなる機関設置の重要性について、アジア各国の実例を踏まえたプレゼンテーションが行われた。当日はケニア及びガーナの税関当局や知的財産関連当局などから100名以上の参加者が参加し、参加者からは、法執行のハブとなる機関の重要性や模倣品の判断を誰が行うか等について、活発な質疑が交わされた。

倒産法に関するワークショップは、1月27日に開催された。同ワークショップでは、清水祐介弁護士が登壇し、日本の再建型倒産手続の発展や実務運用などに関するプレゼンテーションが行われた。当日は、ケニア及びガーナの裁判所や倒産実務に関連した行政機関から100名以上の参加者がおり、倒産手続における担保権者の処遇や手続きの迅速化などについて、活発な質疑が交わされた。

競争法に関するワークショップは、2月3日に開催された。登壇者として、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）の競争消費者政策課からテリーザ・モレイラ氏とイブス・ケンファック氏、高橋岩和明治大学名誉教授、石井輝久弁護士を招き、プレゼンテーションが行われた。UNCTADからはアフリカ地域の競争政策の現状と課題、高橋名誉教授からは競争政策と産業政策の関係など、石井弁護士からは日本の優越的地位の濫用規制と下請法についてプレゼンテーションが行われた。加えて、コンサルタントチームから公共調達における汚職と競争当局の役割などについてプレゼンテーションが行われた。当日は、本調査対象国であるケニア、ガーナ、ナイジェリアだけでなく地域共同体やガンビアからも参加するなど、様々な国の機関から60名ほどの参加者があり、Q&Aセッションにおいては、プレゼンテーションの内容などについて議論が行われた。

2. 本調査の結果

2.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける知的財産法の概要、実務上の課題と支援の可能性

2.1.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける知的財産法の概要

(1) ケニア知的財産法の概要

(a) ケニアが批准している主な知的財産関連条約

・商標権

ケニアは、商標に関して、マドリッド協定議定書（Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks）を批准しており¹、日本企業は、日本における出願商標または登録商標を基礎として、ケニアを指定した国際出願を行うことにより、ケニアにおいて商標の保護を受けることが可能である²。英国法由来の法体系を有するケニアでは、批准された国際条約が国内法の一部となるためには、制定法により正式に法律に組み込まれる必要があるが、ケニアは、マドリッド協定議定書を国内法に組み込む法律を整備済みである³。

・特許権

ケニアは、特許に関して、工業所有権の保護に関するパリ条約（Paris Convention for Protection of Industrial Property）⁴及び特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）⁵を批准している。PCT は、日本を含むいずれかの締約国で特許出願を行う際に、その他の締約国を指定することによって、指定した国においても出願したものと取り扱う制度である。したがって、日本で特許出願を行う際に、ケニアを指定することによって、ケニアにおいても同時に出願を行ったものと扱うことができる⁶。また、ケニアは、アフリカ地域の知的財産保護条約であるアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）の枠組み内の特許や意匠に関する議定書（Harare Protocol on Patents and Industrial Designs Within the Framework of the African Regional Intellectual Property Organization Protocol、通称ハラレ議定書）を批准している⁷。ハラレ議定書による知的財産権の保護を希望する出願人は、直接またはPCT制度によりARIPOに出願を行い、ケニアを指定することによって、ケニアにおいて特許権の保護を受けることもできる⁸。

・著作権

ケニアは、著作権に関するベルン条約（Bern Convention on Copyright）を批准しており、著作権が創作と同時に発生するという原則（無方式主義）などを含め、日本と同様の制

¹ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=8

² マドリッド協定議定書4条

³ Trade Marks Act 40C条、Spoor & Fisher、Wayne Meiring「アフリカ知的財産ニューズレター2015年8月号（Vol.2）」日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所、2015年
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/newsletter201508.pdf)

⁴ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=2

⁵ https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html

⁶ 特許協力条約11条等

⁷ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2022/01/Harare-Protocol-on-Patents-and-Industrial-Designs-2022-Edition-2.pdf>

⁸ <https://www.aripo.org/aripo-filing-procedures/>

度を採用している⁹。

(b) ケニアにおける知的財産関連法

ケニアは、工業所有権法（Industrial Property Act）¹⁰、商標法（Trade Marks Act）¹¹及び著作権法（Copyright Act）¹²並びにこれらを補完する規則を制定しており、標準的な知的財産法は整備されているといえる。

また、模倣品取締りに関する意思決定機関の設置、その権限や財政、模倣品取締りに関する執行機関の選任・権限、行為規範、罰則などについて定める法律である、模倣品取締法（Anti-Counterfeit Act）が制定されており、後述の模倣品取締庁（Anti-Counterfeit Agency: ACA）の設置根拠となっている¹³。

なお、2018年制定法（諸改正）法（Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act, 2018）による模倣品取締法の改正により、ACA への商標等登録制度が導入された¹⁴。これは、商標の権利化登録とは別の登録制度であり、ケニアに商品を輸入しようとする者に対し、当該商品に付された商標等を ACA に登録することを義務づけている¹⁵。そして、登録していない商標が付された商品や、商標のない商品（原材料を除く）の輸入を禁止している。この登録制度は、輸入手続きに大きな影響を及ぼすと考えられ、ケニアに製品を輸出する日本企業の関心も高いところである。水際での輸入差止のために権利者による任意の申立てを認める制度は多くの国に存在するが、商標等の登録を義務化することは稀である。ACA の当局者によれば、選択的にすると迅速な登録が期待できないため、法律上の義務を課すことにしたとのことである。運用はまだ始まっていないが、ACA の当局者によれば、実際の執行においては一定程度柔軟な運用が図られる見込みであるとのことである。

(c) 専門機関

・概要

ケニアには、知的財産権の登録に関する機関として、工業所有権機関（Kenya Industrial Property Institute: KIPI）及び著作権委員会（Kenya Copyright Board: KECOBO）が存在する。また、知的財産権の保護・執行に関する機関としては、裁判所（High Court of Kenya）、警察のほか、模倣品取締庁（Anti-Counterfeit Agency: ACA）及び歳入庁・税関（Kenya Revenue Authority: KRA (Custom)）が存在する。

⁹ https://wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=15

¹⁰ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ke/ke001en.pdf>

¹¹ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ke/ke025en.pdf>

¹² <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ke/ke026en.pdf>

¹³ <https://www.aca.go.ke/images/downloads/Anti-Counterfeit-Act-No13-of-2008.pdf>、Anti-Counterfeit Act 3条1項

¹⁴ Kenya Association of Manufacturers, 「Legislative Review: Amendments to the Anti-Counterfeit Act in 2018」、

2018年 (<https://kam.co.ke/legislative-review-amendments-to-the-anti-counterfeit-act-of-2018/>)

<https://kam.co.ke/legislative-review-amendments-to-the-anti-counterfeit-act-of-2018/>

¹⁵ Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act, 2018 の Anti-Counterfeit Act に関連する部分の s.34 New. の

34B (1)、WIPO、「Kenya: Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act, 2018」、2019年

(https://www.wipo.int/news/en/wipolex/2019/article_0005.html)

・知的財産権の登録に係る機関

・工業所有権機関 (Kenya Industrial Property Institute: KIPI)

工業所有権機関 (Kenya Industrial Property Institute: KIPI) は、工業・貿易・企業開発省 (Ministry of Industrialization, Trade and Enterprise Development) の傘下にある準政府系組織 (government parastatal) であり、1990年に工業所有権法に基づき設立された工業所有権庁 (Kenya Industrial Property Office: KIPO) を前身として、工業所有権法 (Industrial Property Act) 及び商標法 (Trademark Act) に基づいて、2002年に設立された¹⁶。KIPIは、主に①工業所有権と商標権の登録・管理、②技術情報の提供、③国内の創意・発明の促進、④工業所有権に関する研修の実施を行っており、著作権以外の知的財産権についての登録・普及を担う知的財産制度の中核的な機関となっている¹⁷。職員数は74人¹⁸で、特許・商標の審査・登録を担当する職員と、情報提供・普及活動等に関する業務を担当する職員に分かれている。

特許の審査では形式的審査だけでなく、実質審査も行うものとされており、審査ガイドラインが公表されている。また、商標審査に関するガイドラインも作成し公表しているとのことである¹⁹。審査手続きの大枠は、国際的に一般的な手続きと同様とのことである²⁰。

情報提供・普及活動としては、国内の知的財産意識を向上させる研修、展示、会議、ワークショップなどを開催している²¹。

国際的な活動としては、WIPO、ARIPOとも協力、連携しているとのことである。

・著作権委員会 (Kenya Copyright Board: KECOBO)

著作権委員会 (Kenya Copyright Board: KECOBO) は、司法省 (Office of the Attorney General & the Department of Justice) の傘下にある政府公社 (State Corporation) であり、著作権法3条に基づき設立された²²。KECOBOは、ケニアの著作権及び関連する権利に関する法整備、教育と社会的認識の強化、著作権管理団体へのライセンス付与とその監督、並びに著作者とその著作物に関するデータベースの維持管理を行っている²³。著作権の登録は任意であるが、KECOBOでは2020年にオンライン登録システムの運用を開始し、インターネット上で登録申請ができるようになった。これにより、登録までの所要日数も短縮され、利便性を向上させている。また、KECOBOは著作権侵害に関する警察、税関、裁判所の職員に対する研修や国民一般に対する啓蒙活動も担っている。

・知的財産権の保護・執行に係る機関

・模倣品取締庁 (Anti-Counterfeit Agency: ACA)、歳入庁・税関 (Kenya Revenue Authority: KRA (Customs))

模倣品取締庁 (Anti-Counterfeit Agency: ACA) は、工業・貿易・企業開発省 (Ministry

¹⁶ <https://www.kipi.go.ke/index.php/about>

¹⁷ <https://www.kipi.go.ke/>

¹⁸ 2021年11月24日現在

¹⁹ KIPI、「Guideline for the examination of Patents, Utility Models, and Industrial Designs」、2007年 (<http://www.kipi.go.ke/images/docs/guidelines%20to%20patenting.pdf>)

²⁰ KIPIからのヒアリングにおいて担当官から述べられた数値

²¹ <https://www.kipi.go.ke/index.php/about/117>

²² <https://copyright.go.ke/>

²³ <https://copyright.go.ke/about-us/our-organization>

of Industrialization, Trade and Enterprise Development) の傘下にある政府公社 (State Corporation) であり、模倣品取締法 (Anti-Counterfeit Act) に基づいて、2008 年に設立された。ACA は模倣品の取締りの専門機関であり、違反者の捜査、逮捕、模倣品等の違反物品の差し押えといった広範な権限を有している²⁴。ACA は主要な国境検問所に検査官を派遣しており、模倣品の水際対策を行っている。もっとも、ACA の検査官の数は限られており、ACA の検査官が派遣されていない国境検問所も多く、また ACA の検査官の派遣されている国境検問所でも、輸入品の数量に対して十分なものとはいえない。そのため、実際の水際対策は、歳入庁 (Kenya Revenue Authority) が所管する税関 (Customs) と協働して行われており、ACA の職員が税関の職員に対して研修を行うなど、税関職員の検査能力の向上も図られている。ACA の研修は、訴追権限を有する検察官や、裁判官に対しても実施されているとのことであり、そのほか、ACA による国民一般に対する啓発活動も行われている。

・高等裁判所 (High Court)、産業財産審判廷 (Industrial Property Tribunal)

ケニアにおける知的財産権の執行に関しては、まず裁判所としては、主として高等裁判所 (High Court) が知的財産事件に関する管轄権を有しており、商標権侵害事件については専属管轄を有する。また、特許等の侵害差し止めについては、産業財産審判廷 (Industrial Property Tribunal) への申し立てが可能であり、その判断に不服がある場合は高等裁判所に上訴できるとされている²⁵。

(2) ガーナ知的財産法の概要

(a) ガーナが批准している主な知的財産関連条約

・商標権

ガーナは、商標に関して、マドリッド協定議定書 (Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks) を批准しており²⁶、同議定書は 2014 年商標 (改正) 法 (Trademarks (Amendment) Act, 2014) によって国内法に組み入れられている。

・特許権

ガーナは、特許に関して、ケニアと同様に、工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for Protection of Industrial Property)²⁷、特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)²⁸、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組内の特許と意匠に関する議定書 (Harare Protocol on Patents and Industrial Designs Within the Framework of the African Regional Intellectual Property Organization Protocol、通称ハラレ議定書) を批准している²⁹。したがって、ガーナを指定国とする PCT 出願や ARIPO を通じた権利保護が可能である点は、ケニアと同様である。

²⁴ <https://www.aca.go.ke/departments>

²⁵ Industrial Property Act 115 条

²⁶ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=8

²⁷ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=2

²⁸ https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html

²⁹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2022/01/Harare-Protocol-on-Patents-and-Industrial-Designs-2022-Edition-2.pdf>

・著作権

ガーナは、著作権に関するベルン条約（Bern Convention on Copyright）を批准しており、無方式主義など日本と同様の制度を採用している³⁰。

(b) ガーナにおける知的財産関連法

ガーナは、知的財産権に関する国内法として、2004年商標法（Trademarks, 2004）³¹と2014年商標（改正）法（Trademarks (Amendment) Act, 2014）³²、2003年特許法（Patents Act, 2003）³³、2003年意匠法（Industrial Designs Act, 2003）³⁴、2005年著作権法（Copyright Act, 2005）³⁵、2004年集積回路の配置（トポグラフィ）法（Layout-Designs (Topographies) of Integrated Circuits Act, 2004）³⁶、2003年地理的表示法（Geographical Indications Act, 2003）³⁷、2000年不正競争防止法（Protection Against Unfair Competition Act, 2000）³⁸などの法令を制定しており、標準的な知的財産法は整備済みであるといえる。特許法には、新規性や産業上の利用可能性を有する考案に対して実用新案権を付与することが規定されており、実用新案の保護も整備されている。

なお、ケニアでは、模倣品対策に関して特に定めた法律を制定しているが、ガーナにはこのような法律は存在しない。

(c) 専門機関

・概要

ガーナには、特許権・商標権といった工業所有権を審査登録する機関として、登記局長官部（Registrar General's Department）内にある工業所有権局（Industrial Property Office）、著作権の登録機関として著作権局（Ghana Copyright Office）が存在する。また、知的財産権の保護・執行を行う機関としては、裁判所のほか、歳入庁（Ghana Revenue Authority（GRA））が所管する税関（Ghana Customs Service）、警察刑事捜査部（Ghana Police Service, Criminal Investigation Department）の商業犯罪班（Commercial Crime Unit: CCU）、基準局（Ghana Standards Authority: GSA）³⁹、食品医薬品局（Food and Drags Authority）⁴⁰などが存在する。他方、ケニアのACAのような、模倣品対策を専門とする組織は存在しない。

・知的財産権の登録に係る機関

・工業所有権局（Industrial Property Office）

工業所有権局（Industrial Property Office）は、ガーナにおける特許及び商標の登録を担う機関であり、司法省及び司法長官府（Ministry of Justice and Attorney General's

³⁰ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=15

³¹ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gh/gh013en.pdf>

³² <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gh/gh037en.pdf>

³³ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gh/gh019en.pdf>

³⁴ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/IndustrialDesignsAct2003.pdf>

³⁵ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/Ghana-Copyright-Act.pdf>

³⁶ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/12/layoutdesign.pdf>

³⁷ <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/gha168849.pdf>

³⁸ <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gh/gh005en.pdf>

³⁹ <https://www.gsa.gov.gh/>

⁴⁰ <http://www.fdaghana.gov.gh/>

Department) の管轄下の登記局長官部 (Registrar General's Department) 内にある組織である。工業所有権局は、特許法 31 条 1 項に基づき特許審査機関に指定され、商標法 18 条 1 項に基づき商標審査機関に指定されている⁴¹。

・著作権局 (Ghana Copyright Office)

著作権局 (Ghana Copyright Office) は、著作権の登録を担う機関であり、司法省及び司法長官府 (Ministry of Justice and Attorney General's Department) の管轄下の組織である⁴²。著作権局は、著作権に関する紛争を訴訟によらずに解決する裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution: ADR) を提供しているほか、著作権に関する一般的な相談も受け付けている⁴³。もっとも、著作権局には訴追権限はなく、刑事事件は警察が扱うことになる。

なお、著作権に関しては、業界ごとの著作権管理団体として、音楽については、ガーナ音楽権利機関 (Ghana Music Rights Organization: GHAMRO)⁴⁴、映像著作物については、ガーナ視聴権利団体 (Audiovisual Rights Society of Ghana: ARSOG)、出版物については、コピー・ガーナ (Copy Ghana) といった団体が存在している⁴⁵。

・知的財産権の保護・執行に係る機関

ガーナには、ケニアと異なり、模倣品対策を専門とする組織は存在しない。模倣品対策は、税関、CCU、GSA、FDA が、それぞれ単独で、あるいは協力して行っている。また、知的財産侵害に対する最終的な救済は訴訟によることになり、高等裁判所 (High Court) の商事部門 (Commercial Division) が管轄している。

・歳入庁 (Ghana Revenue Authority (GRA))・税関 (Ghana Customs Service)

ガーナでは、模倣品の多くが国外から流入しているとされる。税関は国境における水際対策を担い、税関以外に模倣品対策の専門組織も設置されていないことから、ガーナの模倣品対策において極めて重要な役割を担っているといえる。税関においては、法令に定められた手続ではないが、権利者から提出を受けた登録商標リストが保管されており、それに基づいて検査、押収が行われることがある⁴⁶。

・警察刑事捜査部商業犯罪班 (Commercial Crime Unit: CCU)

CCU は、国内における知的財産権侵害に対応する役割を担っており、権利者からの申し立てを受け、模倣品の捜査、押収、侵害者の逮捕などを行っている。

・基準局 (Ghana Standards Authority: GSA)

GSA は、1973 年規格機構法 (Standards Authority Act, 1973 N.R.C.D. 173) とその後の 1992 年ラベル表示規則改正に基づき、通商産業省内 (Ministry of Trade and Industry) に設置されている組織である。食品・医薬品を除くすべての製造品と輸入品が遵守しなくてはならない基準を策定し、承認等を行っている。

⁴¹ <https://rgd.gov.gh/About-Us.html>

⁴² <https://www.copyright.gov.gh/>

⁴³ <https://www.copyright.gov.gh/about-us/>

⁴⁴ <https://www.ghamroonline.com/>

⁴⁵ <https://www.copyright.gov.gh/intellectual-property/collective-management/>

⁴⁶ 独立行政法人日本貿易振興機構 トバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021 年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf) (59 頁)

- **食品医薬品局 (Food and Drags Authority)**

FDA は、食品・医薬品に関する基準の策定、販売承認等を行っている。

- **高等裁判所 (High Court) の商事部門 (Commercial Division)**

知的財産権に関する訴訟は、高等裁判所 (High Court) の商事部門 (Commercial Division) が知的財産関連事件を管轄している。

(3) ナイジェリア知的財産法の概要

(a) ナイジェリアが批准している主な知的財産関連条約

- **商標権**

ナイジェリアは、商標に関して、商標の保護に関するマドリッド協定議定書 (Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks) を批准していない⁴⁷。したがって、マドリッド協定議定書に基づいてナイジェリアを指定国とした商標の国際登録を行うことはできず、ナイジェリアで商標の保護を受けようとする場合は、直接、ナイジェリアにおいて商標出願する必要がある。

- **特許権**

ナイジェリアは、特許に関して、工業所有権の保護に関するパリ条約 (Paris Convention for Protection of Industrial Property)⁴⁸と特許協力条約 (PCT)⁴⁹を批准しており、ナイジェリアを指定した PCT 出願が可能である。

- **著作権**

ナイジェリアは、著作権に関するベルン条約 (Bern Convention on Copyright) を批准しており、無方式主義など日本と同様の制度を採用している⁵⁰。

(b) ナイジェリアにおける知的財産関連法

ナイジェリアは、特許及び意匠法 (Patents and Designs Act)⁵¹、商標法 (Trade Marks Act)⁵²及び著作権法 (Copyright Act)⁵³を制定している。

これらの法律により、知的財産法制度の大枠は整備されているといえる。ただし、特許発明ほどの高度性を求めずに、技術的思想の創作である物品の形状などについて保護を認める実用新案制度は存在しない⁵⁴。

なお、ナイジェリアは、特許権の審査に関し、いわゆる無審査主義を採り、特許の審査は、出願された発明が形式的な要件を充足しているか、という点に絞って審査される。新規性や進歩性などの要件を登録官が実質的に審査することがないため、特許査定が出た特許であっても、その効力が裁判所で争われた場合には、特許が実質的な特許要件を

⁴⁷ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=8

⁴⁸ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=2

⁴⁹ https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html

⁵⁰ https://wipolex.wipo.int/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=15

⁵¹ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/P2.pdf>

⁵² <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/TRADE%20MARKS%20ACT.pdf>

⁵³ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/copyright.pdf>

⁵⁴ 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会、AIPPI・JAPAN 「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」 2014 年
<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/196859e4aba06607a24fad1d541aeb6a.pdf>
(46 頁)

充足することを証明する責任は特許権者側にある点に留意が必要である⁵⁵。

(c) 専門機関等

・知的財産権の登録に係る機関

・商標・特許・意匠登録局 (Trademark, Patents and Designs Registry)

ナイジェリアにおいては、商標・特許・意匠登録局 (Trademark, Patents and Designs Registry) が、特許、商標、意匠の登録や審査実務を担っている⁵⁶。

・著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission: NCC)

著作権に関しては、著作権の登録機関である著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission: NCC) が、著作権を包括的に管理する機関へのライセンスの付与とその監督、登録された著作物の認証付きの写しの発行、違法複製物の取締り、並びに著作権に関する相談などを行っている⁵⁷。

・知的財産法協会 (Intellectual Property Law Association of Nigeria)

知的財産法に関わる団体としては、知的財産関連の業務を行う現地の弁護士や裁判官、政策立案者、学者、法学生によって組成される知的財産法協会 (Intellectual Property Law Association of Nigeria) がある⁵⁸。

・知的財産権の保護・執行に係る機関

ナイジェリアにおける知的財産権の執行に関しては、連邦高等裁判所 (Federal High Court) が知的財産関連事件の第一審管轄裁判所であり、知的財産権の行使の際に利用されている。

また、模倣品取締りに関わる政府機関としては、国家食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC)、基準機関 (Standards Organization of Nigeria: SON)、警察 (Nigeria Police Force)、が挙げられる。

・国家食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC)

国家食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC) は、主として国民の健康を守ることを目的として設立された機関であり、その一環として、模倣食品や模倣医薬品の輸入業者及び販売業者の施設を強制的に搜索し、製品を押収・破棄し、当該事業者を訴追する権限を持つ。

・基準機関 (Standards Organization of Nigeria: SON)

基準機関 (Standards Organization of Nigeria: SON) は、製品の工業基準を策定し、製品がこれに合致していることを保証する機関である。直接的には模倣品の取締りとは関係がないものの、危険または生命へ危害を生じさせるおそれがある製品を取り締まる権限を有していることから、模倣品の取締りに関与している。

・警察 (Nigeria Police Force)

警察は、権利者からの申し立てを受けて、模倣品の強制捜査や差押え、侵害者の逮捕

⁵⁵ Patents and Designs Act 4 条

⁵⁶ <http://www.iponigeria.com/AboutUs#>

⁵⁷ <https://copyright.gov.ng>

⁵⁸ <http://www.iplan.ng/demo/index.php>

を行っている⁵⁹。

・ **模倣品対策協力会 (Anti-counterfeiting Collaboration of Nigeria: ACC)**

模倣品対策に関わる民間団体としては、模倣品対策協力会 (Anti-counterfeiting Collaboration of Nigeria: ACC) がある。ACC は、2006 年に設立された NGO で、模倣品対策に関する啓発運動、研修、カンファレンスなどを実施しているほか、知的財産関連法の改正にも取り組んでいる。

(4) ARIPO の概要

(a) 制度の概要

特許権、意匠権、実用新案権を取得しようとする者は、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) のハラレ議定書に基づき、同議定書の加盟国 (ボツワナ、シエラレオネ、ガンビア、ガーナ、スーダン、ケニア、エスワティニ、レソト、タンザニア、リベリア、ウガンダ、マラウイ、ザンビア、モザンビーク、ジンバブエ、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ) の一つまたは直接 ARIPO に出願することによって、指定したその他の加盟国においても特許、意匠、実用新案を出願したものと扱うことができる⁶⁰。

また、商標権を取得しようとする者は、ARIPO のバンジュール議定書に基づき、同議定書の加盟国 (ボツワナ、エスワティニ、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、サントメ・プリンシペ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ) の一つまたは直接 ARIPO に出願することによって、指定したその他の加盟国においても商標を出願したものと扱うことができる⁶¹。

いずれの場合も、ARIPO 事務局は審査を行ったうえで指定国に通知し、所定期間内に指定国から権利が効力を持たない旨の通知がない限り、権利保護が認められる。ハラレ議定書やバンジュール議定書によれば、ARIPO 事務局で登録された知的財産権は、指定国において国内出願による場合と同様の効力を有する⁶²。

(b) 加盟国

現在の加盟国は、ボツワナ、シエラレオネ、ガンビア、ソマリア、ガーナ、スーダン、ケニア、エスワティニ、レソト、タンザニア、リベリア、ウガンダ、マラウイ、ザンビア、モザンビーク、ジンバブエ、ナミビア、ルワンダ、モーリシャス、サントメ・プリンシペの 20 カ国である (各議定書の加盟国は前述のとおりである)。国連アフリカ経済委員会 (United Nations Economic Commission for Africa: UNECA) またはアフリカ連合 (African Union: AU) に加入している全ての国が加盟することができる⁶³。

⁵⁹ 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会、AIPPI・JAPAN 「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」 2014 年 (<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/196859e4aba06607a24fad1d541aeb6a.pdf> (169 頁～171 頁))

⁶⁰ <https://www.aripo.org/member-states/>、<https://www.aripo.org/aripo-filing-procedures/>、<https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2020/01/Harare-Protocol-2020-Edition-1.pdf>

⁶¹ <https://www.aripo.org/wp-content/uploads/2018/11/Banjul-Protocol-2019.pdf>

⁶² <https://www.aripo.org/aripo-filing-procedures/>、

⁶³ <https://www.aripo.org/member-states/>

(5) OAPIの概要

(a) 制度の概要

特許権、実用新案権、意匠権、商標権を取得しようとする者は、アフリカ知的財産機関（OAPI）に直接出願することによって、全ての加盟国において、特許、意匠、実用新案、商標を出願したものと扱われる。OAPIの加盟国は、ARIPO加盟国と異なり、自国の登録機関を備えておらず、OAPIを介してのみ、知的財産権を登録することができる。また、いずれかの加盟国の裁判所による知的財産権に関する判決は、その他の締約国を拘束するものとされている⁶⁴。

(b) 加盟国

現在の加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ、コモロ連合の17カ国である⁶⁵。

2.1.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアの課題と知的財産法支援の可能性

(1) ケニアの知的財産法に関連する課題と支援可能性

(a) 課題

➤ 知的財産権の出願・登録に関連する課題

ケニアの商標出願件数と特許出願件数は、日本や欧米諸国と比較して少ない。世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）の統計によれば、2019年の国内企業等による商標出願は、日本においては471,749件であったのに対して、ケニアにおいては5,825件であった。また、同年の国内企業等による特許出願は、日本においては245,372件であったのに対して、ケニアにおいてはわずか302件であった⁶⁶。その原因としては、まず、国内での発明等の絶対数が少ないことが考えられるが、それに加えて、無形資産である知的財産権に対する理解が社会に根付いておらず、知的財産権を登録・活用し、その恩恵を享受するという意識が希薄であることが挙げられる。また、国外から流入する模倣品が市場に溢れ、インターネット上でも違法ダウンロードが横行しているにもかかわらず、そうした侵害行為への対応が難しく、知的財産権を取得する労力に対し、費用対効果が小さいことも影響していると考えられる。さらに、知的財産権の出願をサポートする専門家が少ないことも指摘できる。

また、審査・登録を担う工業所有権機関（KIPI）は、予算上の制約から、審査官や事務員の数といった人的体制が脆弱であり、出願は紙ベースであり、データベースへの入力も職員による手入力であるなど、審査手続の効率性に課題があるように

⁶⁴ 一般社団法人日本国際知的財産保護協会、AIPPI・JAPAN「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」2014年
(<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/196859e4aba06607a24fad1d541acb6a.pdf>
(82頁)

⁶⁵ <http://oapi.int/index.php/en/>

⁶⁶ <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>

見受けられる⁶⁷。著作権の登録についても同様の状況であったが、2020年にオンライン登録システムの運用を開始し、専用のポータルサイトを通じてインターネット上で登録申請ができるようになった。他の知的財産権と同様に、著作権を登録したとしても侵害行為に対する対応に限界があることから、登録数が今後どの程度伸びるかは未知数であるほか、権利の安定性という観点からは、KECOBO がシステムの保守・運用を主体的に、かつ継続して行っているかどうかが鍵になると考えられる。

➤ 知的財産権の執行に関連する課題

・模倣品流通対策（水際対策等）に関する課題

ケニアでは、模倣品対策を専門とする ACA が設立され、模倣品の摘発を行っているが、模倣品の蔓延状況は解消されていない。その主な理由としては、ACA の人的・物的体制の脆弱性や、模倣品輸入時の水際対策における税関との連携の不足などが考えられる⁶⁸。ACA の職員は絶対数が少なく、主要な国境には検査官を派遣しているものの、流入する輸入品の数量に対しては十分とは言えず、また国境の中には ACA の職員がいない所もある。ACA と税関とは、ACA が税関職員に対して研修を行うなどの一定の協力は行われているものの、基本的には、ACA と税関が、それぞれの役割においてそれぞれの職責を果たすというスタンスであり、模倣品対策に係る情報交換についても、職員間の非公式なやり取りを超えて、組織的な情報共有が十分になされているとは言い難い。また、税関には、模倣品の蔓延が国家全体として歳入の減少につながるという理解も浸透していないようである。すなわち、実際の通関の場面に目を向けると、徴税目標の達成に向けて輸入関税等の徴収の任務を課されている税関職員のレベルでは、目先の徴税機会を逸することとなる模倣品の輸入差止について、十分な動機づけを与えることが難しいという問題が存在する⁶⁹。

また、水際対策に関しては、前述のとおり、2018 年の模倣品取締法改正により ACA への商標等登録制度が新たに導入され、法律上はケニアへの商品輸入時の商標等の登録が義務づけられたが、実際の運用は始まっていない⁷⁰。制度上、輸入手続への影響が大きいなどの問題も指摘されており、日本を含む外国企業からの懸念も多く表明されているところ、実務上どのような運用がなされることになるのかは依然不透明である。

・司法的救済に関する課題

ひとたび国内に流入した模倣品の流通を阻止することは、水際対策以上に困難な状況にある。市場に流通する商品のかなりの割合を模倣品が占めると指摘されている中で、法的手段によって模倣品の流通を阻止することの費用対効果を疑問視する権利者も多い。また、高等裁判所（High Court）や知的財産審判廷（Industrial

⁶⁷ KIPi 「Strategic Plan2018-2022」 (http://www.kipi.go.ke/images/docs/KIPi_Strategic-Plan_2018-2022_VF_1021.pdf)、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会、AIPPI・JAPAN 「アフリカ諸国における知的財産権制度運用実態及び域外主要国による知財活動に関する調査研究報告書」 2014 年

(<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/196859e4aba06607a24fad1d541aeb6a.pdf>) (141 頁)

⁶⁸ ACA 「Realigned Strategic Plan 2019-2022」 (<https://aca.go.ke/images/downloads/ACA-Realigned-Strategic-Plan-2019-2022.pdf>)

⁶⁹ ACA へのヒアリングにおける ACA の指摘による

⁷⁰ <http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/AmendmentActs/2018/StatuteLawMiscellaneousNo18of2018.pdf>

Property Tribunal) での侵害差止請求が可能とされているが、ケニアの裁判所は、裁判官の総数が 107 名⁷¹と絶対数が少なく（裁判官 1 人あたりの人口は、日本が約 4 万人（3,075 名⁷²／約 1 億 2,544 万人⁷³）に対し、ケニアは約 50 万人（107 名／約 5,377 万人⁷⁴）である）、特定の法分野の裁判官を育成するには限界があり、知的財産関連事件に関する専門知識や処理能力を有する裁判官は少ないようである。また、裁判所の処理能力を超える事件数の多さから手続きの遅延も常態化しており、迅速な救済が期待できない状況にある。

(b) ケニアに対する支援可能性

前述の問題点に照らして、ケニアにおいては以下の支援の可能性があると考えられる。

▶ 知的財産権の登録・利用の促進に関する支援

・知的財産権に関する啓蒙活動への協力

ケニアにおける知的財産権の浸透度に鑑みると、知的財産権の登録・利用を促進するためには、まずは知的財産権制度についての教育・啓発活動が不可欠である。

商標権・特許権といった分野については、現在、KIPI が工業・貿易・企業開発省（Ministry of Industrialization, Trade and Enterprise Development）の支援を受けて、研修、展示、会議、ワークショップを開催し、国内の知的財産意識を向上させる活動を行っている。また、KECOBO も、著作権分野について、教育・啓発活動を行っている。このような KIPI や KECOBO の活動を支援することが、効果的な支援方法の一つであると考えられる。

・知的財産権の出願・登録システムの効率化への協力

商標権・特許権の出願には、日本の弁理士が有するような専門的な能力が求められるところ、KIPI を通じて、出願手続を代理する現地弁護士などに対する研修を行うことが考えられる。なお、専門家を育成する支援を実効的に行うためには、弁理士制度や知的財産取扱認定弁護士制度など専門家の認定にかかる制度の構築も必要であると思われる。

商標権・特許権の登録数を増加させるためには、審査を担う KIPI 自体への実務的な支援も重要である。審査官の不足については、KIPI としても重要な課題と認識しているようであり、審査官数を増やすための審査官養成体制の構築といった面で、支援の余地がある。また、既存の審査官の能力強化の支援、審査業務のフローの検証・改善、運用ルールの策定による審査の効率化・迅速化の支援なども有益であると考えられる。KIPI としても、新型コロナウイルス感染拡大に伴うリモートワークを契機に、審査業務のオンライン化を含めた改善の必要性を強く認識したようである。

著作権の登録に関しては、前述のとおり、KECOBO がオンライン申請システムを導入するなど、先進的で効率的なシステムの導入を進めている。権利の性質は異な

⁷¹ High Court へのヒアリングにおいて裁判官から述べられた数値に基づく

⁷² 日本の裁判官の数は 3075 名（簡易裁判所判事除く）・2021 年（https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/datebook/2021/db2021_22p-24p.pdf）

⁷³ <https://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.html>

⁷⁴ 世界銀行 2020 年（<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=KE>）

るとはいえ、ケニアの知的財産関連の登録手続において迅速なシステム導入が可能であることを示す事例であるといえ、商標権・特許権の出願・審査手続においても、システムの抜本的な改善を念頭においた技術的な支援をすることも、有益な支援の一つであると考えられる。

➤ **知的財産権の保護・執行に関する支援**

・ **模倣品流通対策（水際対策等）に関する支援（ACA・税関に対する支援）**

・ **消費者教育の推進**

ケニアにおける模倣品の蔓延の背景には、市場における安価な模倣品の需要の高さ、模倣品と正規品の識別能力の不足、模倣品が他者の権利を侵害する違法物品であることについての意識の低さなどがあると考えられる。前述のとおり、KIPI、KECOBO、ACAなどの組織は、それぞれ消費者向けに知的財産制度に関する教育・啓発活動を行ってはいるものの、十分に効果が上がっているとは言い難い。ケニアにおいては、模倣品の流通がごく一般的となっており、市民社会に深く入り込んでいることから、社会において模倣品を購入し消費することに対する抵抗が小さい。そのような社会において、経済的理由により安価な製品を買い求める消費者に対して、研究開発活動の保護・促進による産業育成といった経済政策的な観点や、権利者の保護といった倫理的な観点からの訴えかけのみでは効果は限定的である。そこで、模倣品がもつ危険性や消費者被害の実態を前面に出して、消費者の安全保護という観点から模倣品の流通阻止を消費者に訴えかけることが有効な方法であると考えられる。この点は、本調査の一環で、関係機関を招いて2022年2月25日に開催した知的財産権に関するワークショップにおいて講師より言及したところ、参加者からも賛同を得られたところである。啓蒙活動の方法についても、テレビやソーシャルネットワークサービス（SNS）など、効果的なメディアを吟味して実施する必要がある。

・ **ACAの能力向上**

模倣品の摘発を行うACAの能力向上も、重要な支援であると考えられる。ACAの検査官は、知的財産権についての基礎的な知見は既に有しているように見受けられることから、ACAの担当官への模倣品の識別・摘発に関する実践的な研修、権利者の申立から模倣品の摘発までの手続フローの検証と整備、一般予防効果も念頭においた侵害行為の抑制効果の高い取締方法の考案といった面で、より発展的な支援を行うことが有益と考えられる。こうした支援は、ケニアにおける模倣品対策の向上に直結するという意味において、有効性の高い支援方法であると考えられる。なお、ACAには、日本の公共政策大学院で数年間研究したことのある高官など、日本の制度に馴染みがある人材がいることから、そのような人材が橋渡しとなって共通理解を醸成し、支援がより有効に活かされる可能性がある。

・ **税関の能力向上及び関係機関の協力促進**

ケニアにおいては、国内で製造される模倣品の割合は小さいとみられ、多くは外国から輸入されたものであるため、模倣品対策においては、水際対策が最も有効であると考えられる。前述のように一旦国内で流通してしまうと、現状その摘発は困難であることから、水際で阻止することが重要である。水際対策は、ACAも担当官

を主要な国境検問所に派遣してはいるものの、前述のとおり職員数の不足の問題もあることから、当面、現場で大きな役割を果たすのは税関であると考えられる。税関は輸入品の管理をその職責とし、模倣品の輸入を阻止する権限を有するが、税関職員は必ずしも知的財産権の専門家ではないことから、模倣品の判別を適切に行うことは容易ではない。そこで、知的財産権の専門的知識を有する ACA による訓練等の支援が必要になるが、現状は組織として有機的に連携できているとは必ずしも言えない状況がある。そこで、ACA と税関との円滑な協働を促進するために、連携の枠組みや手続の策定などの支援を行うことが、模倣品対策の実効性を高めるために重要であると考えられる。もっとも、前述したような、通関にあたって税関職員が関税徴収を優先して模倣品対策に必ずしも積極的にならないという問題については、模倣品対策が総体として歳入増に寄与するという観点から、税関を所管する歳入庁（KRA）に関与させることが重要であり、支援体制の構築にあたっては、KRA と緊密に連携することが求められる。

KRA 及び税関に関しては、模倣品対策をテーマとしたワークショップを開催した際には、数十名の職員が参加し、非常に関心が高いことが判明した。質疑応答の際にも積極的な意見が寄せられ、問題意識を十分共有出来ていることが伺われることから、実りある支援事業が期待できる。

なお、2018 年の模倣品取締法改正により導入された ACA への輸入商品の商標等登録制度については、まだ運用が開始されていないが、日本企業への影響も少なくないと思われることから、日本企業をはじめとする知的財産権者の利益が損なわれぬような形で、効果的な模倣品対策につながるよう支援していく必要がある。この点については、ACA からも日本での水際対策の実務に基づく支援への期待が示されている。

・司法的救済に関する支援（裁判所に対する支援）

司法的救済に関しては、侵害差止請求の申立先である高等裁判所（High Court）や知的財産審判廷（Industrial Property Tribunal）が重要な役割を担うが、前述のとおり、裁判官の絶対数の少なさといった根本的な問題があるため、専門部の設立といった支援は難しい面がある。しかし、後述のとおり、現地調査における訪問時の対応や他分野（倒産法）のワークショップに多数の裁判官が参加したことなど、裁判官自身の能力向上、専門知識習得に対する意識は非常に高いことが伺われることから、裁判官や審判官に対し、知的財産関連事件の処理に関する研修を実施することや、裁判所へのヒアリングにおいても非常に有用であるとの意見が出た知的財産関連事件の審理手続を定めたガイドラインの整備など、早期に実施可能な支援を行うことが効果的な支援となる可能性がある。

また、さらに進んで、一定の研修を受けた裁判官に資格を与えて知的財産裁判を担当してもらう知的財産裁判官資格制度を紹介して、要請を受けた場合には、その創設を支援するといった取り組みも有用と考えられる。

(2) ガーナの知的財産法に関連する課題と支援可能性

(a) 課題

▶ 知的財産権の出願数・登録数の少なさ

ガーナでの現地企業による国内特許出願は、2016年においては14件、2017年においては15件、2018年においては13件と極めて少なく、商標出願についても1,000件未満と日本や欧米諸国と比較して低いレベルにとどまっている⁷⁵。

ガーナにおいては、知的財産権に対する理解が社会に根付いておらず、知的財産権を登録・活用し、その恩恵を享受するという意識が希薄であること、知的財産権を登録することができたとしても、模倣品の蔓延によって本来得られるはずのリターンが得られないことが多く、登録のインセンティブが低いことが、登録件数の少ない原因の一つと考えられる。

また、現在、商標、特許、意匠、回路配置の審査・登録を担っている登記局長官部（Registrar General's Department）の工業所有権局（Industrial Property Office）には、職員が15名と審査官が10名在籍しているのみであり、登録数の増加に対応できる人的体制が整っていない状況である。現在審査完了までに要する期間は2年以内とされているが、登録数が増加した場合にはさらに長期化することが懸念される⁷⁶。

▶ NIPPSで指摘された戦略的課題

ガーナは、2016年に国家知的財産政策・戦略（National Intellectual Property Policy and Strategy: NIPPS）を策定した⁷⁷。これは、自国民が知的財産権による利益を享受することができるよう、スイスの協力を得て策定された、知的財産に関する国家戦略である。ここで指摘された戦略的課題は、以下の点である。

- ① 知的財産法の見直しと国際条約への加盟、特に不正競争・種苗法・集積回路・伝統的知識・遺伝資源に係る分野
- ② 知的財産権の制度的枠組みを改善するための自律的な国家知的財産庁の設立
- ③ 大学における創造の奨励と知的財産権活用の促進
- ④ 一般国民に対する知的財産権の恩恵に関する教育
- ⑤ 知的財産権の権利行使を規定する法律の強化
- ⑥ 知的財産権の専門家の公認制度
- ⑦ 知的財産権に関する一般国民の意識改善を働きかけるプログラムの実施
- ⑧ 知的財産権の利害関係者の共同管理組織や団体の創設
- ⑨ 知的財産権関連の課題に関する研究の推進

NIPPSが策定されてから5年ほどしか経過しておらず、これらの課題の多くは引き続き存在し、取り組みの必要性は高いと考えられる。

▶ 知的財産権の執行に関連する課題

・模倣品流通対策（水際対策等）に関する課題

ガーナにおいても、ケニアと同様に、国内で製造される模倣品の割合は小さく、

⁷⁵ <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>

⁷⁶ 独立行政法人日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf）（3頁）

⁷⁷ Ntrakwah & Company - Abena Ntrakwah-Mensah「Ghana launches a National Intellectual Property Policy」2016年（<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=89862cf5-4fb1-4d5e-88b6-34112cbc9fb4>）

その多くは外国から輸入されているとみられる。国内の市場においては、模倣品の流通は蔓延しており、国内において取締りを行うのは容易ではない。したがって、国境における水際対策が、模倣品対策において重要であると考えられる。

ガーナにおいては、ケニアの ACA のように、模倣品対策に特化した組織は存在せず、GSA や FDA 内の部署と税関が協働して対策を行っている。

税関は、権利者が提出した登録商標リストを保管しており、模倣品が国内に流入する時点で発見・押収する権限を有する。しかし、税関における水際取締りについては、具体的な手続きは必ずしも法律上明確ではなく、登録商標リストも非公式のものであるとされている⁷⁸。また、税関が、権利者に対して模倣品の押収に係る保証料等を請求することがあるとされているが、法的な根拠は明確ではない⁷⁹。さらに、輸入者が輸入品の侵害品であることを争う場合には、権利者は民事訴訟を提起し、訴訟によって最終的に侵害の有無を確定させる必要がある⁸⁰。

GSA は、国内に流通する商品の基準を定める機関であり、これに適合しない商品の販売・配布を禁止することができる。GSA は税関等と協力するほか、GSA の一部門である仕向け検査部門 (Destination Inspection Department: DID) は、警察の対応が可能になるまで違反者を留置する権限を有する。もともと、GSA は訴追権限を有しておらず、模倣品の押収・廃棄や違反者の留置後は、警察の権限のもとに事案は処理される。また、食品・医薬品については、FDA が管轄権を有するが、GSA との間のデマケーションには課題があるようである。法令上も所管が重複している場合があるとのことであり、GSA と FDA の円滑な連携を妨げる制度上の問題も伺われる。GSA は国境検問所に検査官を派遣し輸入品の検査を行っているが、検査官は技術者であり、法的なバックグラウンドは有していないとのことである。これは、GSA が技術的な基準に適合しているか否かという観点で製品を検査する組織であることに起因しており、模倣品対策に主眼をおいた組織でないことによるものである。検査官は技術的に不適合なものであれば阻止できるものの、技術的には問題はないが、知的財産権を侵害しているという製品については、それを識別する能力に乏しいという問題がある。

・ 司法的救済に関する課題

ガーナの市場には模倣品があふれており、インターネットを通じた音楽・映画等のコンテンツの違法流通もごく一般的に行われているようである。このような国内での模倣品の流通に対して主に対応することになるのは警察であり、警察は、主に権利者の申し立てを受けて捜査を実施し、国内に存在している模倣品を捜索・押収

⁷⁸ 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf) (59頁)

⁷⁹ 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf) (60頁)

⁸⁰ 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf) (60頁)

する権限を有する⁸¹。しかし、警察による模倣品の捜索・差し押さえについて、警察の協力が得られるか否かはその広い裁量のもと様々な事情に左右される。また、最終的には刑事訴訟において侵害の事実が認められるまでは侵害品を破棄できないとされるが、刑事手続きにおいては、処理の遅滞が生じており、最終的な権利が確定するまでに時間を要する⁸²。

権利者は、民事訴訟において、差止や損害賠償の請求が可能であり、事件の性質に応じて捜索命令を含む暫定的な命令を求めることができる⁸³。しかしながら、現実には裁判所が取り扱う知的財産訴訟の件数は少なく、裁判所の知的財産紛争の処理能力も未成熟である。その結果、民事訴訟における知的財産権の回復は、現実的にはほとんどなされていないというのが現状のようである。

(b) ガーナに対する支援可能性

2016年のNIPPSで指摘された戦略的課題については、現時点においても引き続き課題として存在しており、その解消に向けた支援が必要であると考えられる。特に、一般国民に対する知的財産権の恩恵に関する教育等、知的財産権に関する一般国民の意識改善を働きかけるプログラムの実施（④⑦）、知的財産権の専門家の公認制度（⑥）、模倣品の取締り等、知的財産権の保護・執行を強化する専門の組織設立及びその法制度の整備（②⑤）などは、支援の対象として検討する余地があると考えられる。

なお、スイスの支援は終了しており、現時点では知的財産法分野の支援事業を行っているドナーは存在しないとのことである。

▶ 知的財産権の登録・利用の促進に関する支援

知的財産権の登録・利用を促進するためには、知的財産権制度についての教育・啓発活動が重要である。前述のとおり、NIPPSでは、一般国民に対する知的財産権の恩恵に関する教育や、知的財産権に関する一般国民の意識改善を働きかけるプログラムの実施が戦略的課題に挙げられているが、現状、他のドナーからの支援はなく、課題として引き続き存在することから、支援対象となると考えられる。

次に、知的財産権の出願数を増やし利用を促進するためには、日本で弁理士が果たしている役割を担える専門家の育成が必要である。ガーナは、スイスの協力を得て、公認の専門資格の創設を進めているという情報があったものの、現地でのヒアリングによれば、そのようなプログラムが継続して行われているわけではないようである。そこで、このプログラムを今後も行う意向を確認した上で、日本の弁理士に相当するような、公認資格を取得して活躍する人材の育成に焦点を当てた支援、

⁸¹ 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf）（61頁）

⁸² 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf）（62頁）

⁸³ 独立行政法人 日本貿易振興機構 ドバイ事務所 知的財産権部「ガーナの知的財産制度およびその運用に関する調査」2021年（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_gha_20210330.pdf）（66頁）

具体的には、制度構築の支援や日本の専門家による現地での研修などを行うことが考えられる。

さらに、知的財産権の審査・登録を担う機関の能力強化も重要である。現在、ガーナでは、登記局長官部（Registrar General's Department）の工業所有権局（Industrial Property Office）が所轄しているが、NIPPS においても十分な規模と予算を有する独立した知的財産庁を設立することが提唱されている。設立された場合には、その職員に対する能力向上のためのトレーニングコースの提供などの支援が考えられる。もっとも、現地において確認した限りでは、統一した知的財産庁の設立について具体的な進展はないようである。

▶ 知的財産権の保護・執行に関する支援

・模倣品流通対策（水際対策等）に関する支援

・消費者教育の推進

ガーナもケニア同様に、模倣品の流通がごく一般的となっており、市民社会に深く入り込んでいることから、模倣品を購入し消費することに対する消費者の抵抗感が小さい。そのような社会において、経済的理由により安価な製品を買い求める消費者に対して、経済政策的な観点や倫理的な観点から抑制することは難しい。そこで、模倣品がもつ危険性という面を前面に出して、消費者の安全保護という観点から、模倣品の流通阻止を消費者に訴えかけるのが、教育・啓発活動としては効果的と考えられる。前述のとおり、この点は、2022年2月25日に開催した知的財産権に関するワークショップにおいて、講師が説明したところ、関係機関より賛同を得られたところであり、各政府機関との迅速な連携が期待できる。

・関係機関の能力向上及び協力促進

ガーナには、ケニアのACAのように、模倣品対策を専門に行う機関がないことが、水際対策をさらに難しくしている。国境で検査にあたる税関職員も、GSAの検査官も、知的財産権の専門家ではないことから、模倣品を摘発する能力が不足している。また、GSAの検査官は税関職員に対して、技術的な観点での検査の指導を行うことはできても、知的財産権の観点での検査の指導を行うことができない。Copyright Officeによれば、その職員が、著作権侵害に関して税関職員に対する研修を行うことがあるとのことであるが、GSAとの交流はないようである。なお、Copyright OfficeのLegal Departmentの職員は2名とのことであり、十分な指導を実施できる体制とは言い難い。

最終的には、実際に検査にあたる税関職員が知的財産権に関する知識を習得し、水際で模倣品の摘発をできるようにすることが目指すべき姿であるが、まずはその前段階として、多数の税関職員に対する指導ができる人材を育てることが必要であると考えられる。具体的には、Industrial Property OfficeやCopyright Officeの職員、あるいは、GSAやFDAの検査官で知的財産権に関する知見を有する人材の育成を支援し、それらの人材がさらに税関職員等を指導するにあたって必要な支援（例えば、教材の作成等）を行うことによって、現場で模倣品対策にあたる税関職員の能力を向上させることが考えられる。

また、その人材育成の過程では、現在十分な連携がなされていない各政府機関を

関与させ、人的な交流を生じさせるとともに、組織間での連携が図られるような仕組み作りを支援することも、重要であると考えられる。

・司法的救済に関する支援（裁判所に対する支援）

ガーナにおいては、知的財産権訴訟の件数が少なく、裁判所の知的財産紛争の処理能力が未成熟である。被告の特定や判決の執行の困難性に加え、手続きの遅滞といった一般的な問題から裁判手続きがあまり利用されていないと考えられるため、模倣品対策の観点からは、支援による短期的な成果を期待することは難しい状況にあると考えられる。もっとも、知的財産権の啓蒙活動を進めていく上でも、知的財産権の紛争は最終的には裁判所において解決され、権利の保護が担保されることを示していく必要があり、裁判所の能力向上を無視することはできない。

ガーナの裁判所は、裁判官数は403名⁸⁴おり、ガーナの人口は約3,107万人⁸⁵であることから、裁判官1人当たりの人口は約7.7万人であり、日本（約4万人）の半分程度水準であることから、裁判官の専門性を強化する余地は比較的存在するものと考えられる。現地調査においては、ガーナの裁判所からは、日本の支援に対する強い期待が示されたところであり、裁判官に対する研修や日本の知的財産高等裁判所との交流などの取り組みについても、ガーナの裁判所の積極的な参加を見込める状況にある。このような支援を通じ、継続的に裁判所の知的財産事件の処理能力を向上させていくとともに、知的財産裁判官資格制度の導入を支援し、一定の研修を受けた裁判官に資格を与えて知的財産事件を担当する制度を構築することも考えられる。

(3) ナイジェリアの知的財産法に関連する課題と支援可能性

(a) 課題

➤ 知的財産権の出願件数の少なさ

ナイジェリアでは、ケニアやガーナと同様、全土で模倣品が蔓延しており、知的財産権の保護に対する意識が希薄である。このような状況下において、費用と労力をかけて知的財産権を出願・登録するインセンティブは大きくないと考えられる。ナイジェリアの特許出願件数は、自国民と外国人による登録を併せても、2016年は248件、2017年296件、2018年371件であり、依然として少ない状態が続いている。商標の国内出願については2万件前後であるが、その経済規模の大きさに照らすと、先進国と比較してかなり少ないといえる⁸⁶。

➤ 知的財産権の審査登録に関する課題

ナイジェリアにおいては、商標・特許・意匠登録局（Trademark, Patents and Designs Registry）が、特許、商標、意匠の登録と審査実務を担っている。前述のとおり、毎年2万件前後の商標出願があるなかで登録件数は6,000～8,000件程度にとどまっており、商標・特許・意匠登録局の審査や出願処理の体制が脆弱であることがうかがえる。この点、審査登録手続きの遅延のほか、書類管理の問題が指摘されており、事

⁸⁴ <https://judicial.gov.gh/>

⁸⁵ 世界銀行 2020年 (<https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=GH>)

⁸⁶ <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm>

務手続きの IT 化の遅れ、人員不足などの問題が表面化している可能性がある。

また、前述のとおり、ナイジェリアの特許の審査は、形式的に実施されるのみであり（形式審査）、形式的な書類が提出されれば、実質的な要件の審査（実体審査）を経ずに特許証が発行される。実体審査が行われないことで、権利者は早期に発明を権利化できる一方、権利行使時には実質的な要件の有無を問われることになる。

特許権について実体審査を行わない国は、アフリカでは多く見られるが、必ずしも途上国に限られるというわけではなく、先進国にも採用されている制度であり、政策あるいは制度設計の問題と考えられるものの、ナイジェリアにおいて、実体審査を行う制度への移行が検討された場合には、体制整備を含めて支援の対象となり得ると考えられる。

▶ 実用新案の法的保護

前述のとおり、ナイジェリアは実用新案の保護のための制度を有していない。特許発明にいたらない考案であっても、技術的思想の創作と認められるものはあり、その保護がなされないことで、開発への投資のインセンティブや産業の振興が阻害されている可能性もある。

▶ 知的財産権の執行に関連する課題

ナイジェリアでは、主に警察（Police Force）と国家食品医薬品管理局（National Agency for Food and Drug Administration and Control: NAFDAC）が模倣品対策に関わっており、いずれも基本的には権利者の申し立てによって取締りが行われている。しかし、法令で詳細な手続が定められていないようであり、手続きの実効性や安定性に問題がある。また、執行を担う担当官の知的財産権についての理解や法執行の能力についても課題があるものと考えられる。NAFDAC については、対象となる製品は食品や医薬品が中心となりすべての製品には及ばないことも、NAFDAC を通じた模倣品対策の限界を示している。

ナイジェリアで特に問題であると考えられるのは、税関において有効な水際対策が実施されていない点である。権利者の積極的な関与があれば、税関における模倣品の差し押さえが可能な場合もあるが、税関への知的財産権登録制度が存在しておらず、模倣品の輸入の差し止めは容易ではないと考えられる。

権利侵害者に対する民事訴訟についても、ナイジェリアでの裁判一般にみられる手続の遅延が問題となるほか、知的財産関連事件における裁判官の知識や能力にも課題があるものと考えられる。

(b) ナイジェリアに対する支援可能性

▶ 知的財産権の登録・利用の促進に関する支援

ナイジェリアの産業界では、知的財産権の活用に関する意識が低く、知的財産権の登録をサポートする人材も不足している。ナイジェリアは、市場規模が大きく現地企業の投資活動も盛んであることから、知的財産を生み出す潜在力が高く、知的財産に対する理解を深めることによって知的財産権の登録を促進できると考えられる。そのため、知的財産権制度についての教育・啓発活動や、登録業務を行う専門家の育成は必要な支援と言えるものと考えられる。具体的には、所轄官庁である商

標・特許・意匠登録局（Trademark, Patents and Designs Registry）のほか、現地弁護士や裁判官、政策立案者、学者などが組成するナイジェリア知的財産法協会（Intellectual Property Law Association of Nigeria）を通じた支援が考えられる。

知的財産権の権利化を促進するためには、審査登録手続きを担う商標・特許・意匠登録局自体への支援も重要である。審査官数を増やすための審査官養成体制の構築や既存の審査官の能力強化の支援、審査業務のフローの検証・改善、運用ルールの策定による審査の効率化・迅速化の支援などが考えられる。人的な支援ではないが、IT化の推進を支援することによって作業効率を向上させることで、人員不足という課題の迅速な解決を図りうる。

▶ 特許法の改正支援

前述のとおりナイジェリアは実用新案の保護制度を有していない。また、特許の審査については形式審査のみを行い、実体審査を行わない制度となっている。これらの制度の変更が検討する場合には、法改正とそれに伴う実務体制の整備の支援を行うことが考えられる。

▶ 知的財産権の保護・執行に関連する支援

ナイジェリアにおける模倣品の蔓延の背景には、ケニアやガーナと同様、模倣品が他者の権利を侵害する違法物品であることについての意識の低さがあると考えられる。そこで、所轄庁である商標・特許・意匠登録局や、模倣品対策に関わる民間団体であるナイジェリア模倣品対策協力会（ACC）を通じて、広く消費者向けに知的財産制度に関する教育・啓発活動の支援を行うことが考えられる。著作権の保護については、ナイジェリア著作権委員会（NCC）と連携して支援を行うことも考えられる。なお、ケニアやガーナと同様、啓発活動の費用対効果を考慮し、適切なメディアを選択することが重要である。

ナイジェリアの知的財産権の執行に関する支援として最も重要であると考えられるのは、税関における水際対策である。前述のとおり、税関への知的財産権登録制度が存在せず、税関において有効な水際対策が実施されていないことから、そのための制度の設計、法令の制定、実務ルールの策定、担当者の能力強化を含めた総合的な支援を行うことが考えられる。

国内においては、主に警察と国家食品医薬品管理局（NAFDAC）が行政機関として知的財産権の執行を担っているが、手続の実効性や安定性に問題があることから、これらの機関への権利者による申し立てから模倣品の摘発に至る一連の手続きについて、明確なルールの構築を支援することが考えられる。警察、NAFDAC、税関などの各機関の連携体制の構築や、制度の運用に携わる担当官への研修、一般予防効果も念頭においた侵害行為の抑制効果の高い取締方法の考案といった支援も考えられる。

知的財産権の侵害に対する民事訴訟の効果的な活用については、特に知的財産訴訟における裁判所の処理能力の強化、具体的には、知的財産事件の第一審管轄裁判所である連邦高等裁判所（Federal High Court）の裁判官への研修、知的財産訴訟の手続の整備や迅速化の支援などが考えられる。さらに、知的財産裁判官資格制度の創設を支援し、一定の研修を受けた裁判官に資格を与えて知的財産事件を担当する制

度を構築することも考えられる。

(4) ARIPO の課題と支援可能性

(a) 課題

ARIPO 加盟国には英国法由来の法体系を持つ国が多いが、一般的に、このような国では、締結している条約が国内法的効力を持つためには、制定法によって明確に国内法体系に組み込まれることが必要であると解されている。しかし、こうした法整備が未了の加盟国もあり、かかる加盟国では、ARIPO を通じて取得された知的財産権の有効性に問題があることが指摘されている。

(b) ARIPO に対する支援や ARIPO を通じた支援の可能性

ARIPO はアフリカ各国の知的財産機関に対する支援を積極的に行っている。例えば、ARIPO は、国際知的財産犯罪捜査官学校 (International Intellectual Property Crime Investigators College: IIPCIC) を支援しており、アフリカ各国の知的財産権の執行に関わる者 (警察官、税関職員、検察官等) は IIPCIC が提供する知的財産犯罪捜査のオンラインカリキュラムを無料で受講することができるようである⁸⁷。現地調査においても、各知的財産機関の担当官から ARIPO と積極的に情報交換や連携を行っている旨の話があり、各国政府機関と ARIPO との協力関係が確認できたことから、ARIPO と連携したアフリカ各国への法整備支援の可能性は大きいと考えている。具体的には、ARIPO が各国政府機関に対して実施している能力強化等の支援プログラムに、JICA の支援プログラムを組み込むことにより、ARIPO とその加盟国の知的財産機関のネットワークを活用する形で、広く効率的に支援を行き渡らせることができるものと考えられる。

(5) OAPI の課題と支援可能性

(a) 課題

OAPI は、その基礎となるバンギ協定の改正による制度改革が進められており、2021 年に商標に関する規定、2022 年に特許に関する規定が発効するようである⁸⁸。この改革では、これまで方式審査のみであった特許に関する実体審査の導入、拒絶に不服がある場合の審判請求や第三者による異議申し立て制度の改正、模倣品取締りや水際対策の改善など、多くの重要な制度変更がなされる予定である⁸⁹。この制度変更の過程では、規則の整備、担当者の訓練など様々な課題が生じると考えられる。

(b) OAPI に対する支援可能性

前述の制度改革に伴う課題の解決のためには、様々な支援が必要となる可能性がある。したがって、WIPO との協力関係や他のドナーの支援状況もふまえて支援を

⁸⁷ <https://www.aripo.org/notices/interpol-ip-crime-investigators-college-courses/>

⁸⁸ Spoor & Fisher 「アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 56」 日本貿易振興機構 ドバイ事務所、2020 年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/newsletter202010.pdf)

⁸⁹ Spoor & Fisher 「アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 39」 日本貿易振興機構 ドバイ事務所、2020 年 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/africa/newsletter201903.pdf)

検討することが考えられる。また、前述のとおり、OAPI の加盟国は自国の登録機関を備えておらず、OAPI を介してのみ知的財産権を登録することができることから、OAPI の知的財産権の審査・登録をはじめとする実務能力向上を支援することは、加盟国の知的財産制度の拡充に直結する。このように、OAPI 加盟国全体の知的財産制度において OAPI が果たしている中心的な役割や、近時の OAPI 改革に向けたモーメントに鑑みれば、OAPI に対する支援は効果的かつ時機に適ったものであると考えられる。

(6) ワークショップの開催と支援への期待

本調査では、冒頭部分で述べたように、2022 年 1 月 25 日に知的財産法のワークショップを開催した。この知的財産法のワークショップにおいては、黒瀬雅志弁理士が登壇してプレゼンテーションを行った。

黒瀬弁理士は、Proposals for Effectively Cracking down on Counterfeits Products（模倣品の実効的な取締りに向けた提言）というテーマで、模倣品対策の必要性、模倣品の摘発を進めるための組織や組織間の連携の在り方などについて、中国や東南アジアの事例も参照しながらプレゼンテーションが行われた。

当日は、ケニア及びガーナの知的財産法及び模倣品取締りに関係する官庁等並びに現地法律事務所から参加者があり、特に模倣品の水際対策を担う歳入庁（税関）から、多数の税関職員が参加するなど、合計 100 名を超す参加者があり、関心の高さがうかがわれた。当日の Q&A セッションでは、商標権侵害の成立を判断する主体に関する質問や模倣品の輸出国との連携に関する質問など、活発な議論が行われた。

知的財産法のワークショップ後に回収したアンケートには、18 名が回答し、全員がワークショップの内容に非常に満足した、あるいは満足したと回答した。回答者からは、特に消費者の安全のために模倣品対策が必要であるという点や、知的財産権の登録機関や税関等の取締機関の連携の必要性といった点につき、有益であったとの回答が寄せられた。

アンケートによると、今後、開催してほしいワークショップのテーマとして、模倣品対策のベストプラクティスの紹介、デジタル分野での模倣品対策の手法、国内の組織間及び国際的な連携の在り方などのテーマが挙げられた。

2.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法の概要、実務上の課題と支援の可能性

2.2.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法の概要

(1) ケニア競争法及び執行体制の概要

ケニアの競争法は、2010 年競争法（Competition Act, 2010）である。直近では 2019 年に法改正がなされており、改正法は同年 12 月に施行されている。2019 年の改正においては、市場支配的地位の濫用の一つとして買い手パワー（buyer power）の濫用に関する規定が設けられた。

消費者保護規定を含む 100 条から成る 2010 年競争法は、包括的な競争法となっている。企業結合規制や調査手続の細則は、2019 年競争一般規則（Competition (General) Rules, 2019）に規定されている。2019 年競争一般規則では、企業結合の届出基準や和解手続などが規定されている。2010 年競争法が他の法令と競合する場合には、競争と消費者保護に関する限

り 2010 年競争法が優先して適用されることとなっている⁹⁰。

2010 年競争法は、公的機関を含めケニア国内の取引に関わる何人にも適用される⁹¹。また、ケニア国内での違反行為でなくてもケニア人による反競争的取引である場合や、ケニアで事業を展開する会社による反競争的取引である場合などには外国資本の会社でも 2010 年競争法が適用される⁹²。

2010 年競争法の執行機関は、同法 7 条により設置された競争庁（Competition Authority of Kenya: CAK）であり、CAK は、委員長を含め 5 名の委員で構成される委員会（Board）を頂点とした組織となっている。委員会の下には事務局が設置されており、CAK の事務局は、委員の一人が事務局長（Director General）を兼任している。CAK の事務局には三つの局（Directorate）と 13 の課が設置され、2020 年時点のスタッフは 74 名である⁹³。

アフリカ連合（African Union: AU）加盟国の中には、競争法の整備が遅れている国も少なくないが、そのような中でケニアは最も競争法の整備が進んだ国の一つであり、CAK はアフリカでもっとも活発に活動する競争当局の一つとなっている。2020 年には 121 件の企業結合事案、18 件の買い手パワーの濫用事案、24 件の競争制限事案を処理しているほか、178 件の消費者保護事案も処理している⁹⁴。アフリカでは競争当局の組織の独立性が十分に確保されていない例が多いと指摘されているが⁹⁵、CAK は職務の独立性が法律で確保されている⁹⁶。

CAK には令状によらない立ち入り検査をする権限が認められている⁹⁷ほか、刑事手続法（Criminal Procedure Code）108 条に基づき裁判所が発する令状による捜索をする権限もあり⁹⁸、強力な調査権限が与えられている。一方で、弁護士秘匿特権⁹⁹や立ち入り検査時の弁護士立会権¹⁰⁰といった手続保障面の整備もなされている。

CAK には、事件の調査を終えると、決定を下す前に事件関係人の請求により事件関係人から直接意見聴取を行う手続きもある¹⁰¹。事件関係人は、CAK が下す決定に対して不服がある場合には、決定から 30 日以内に競争審判所（Competition Tribunal）に対して審判手続開始の申し立てを行うことができ¹⁰²、さらに、競争審判所の判断に不服がある場合には、裁判所（High Court）への上訴が認められている¹⁰³。

2010 年競争法の反競争行為（Restrictive Trade Practice）を禁ずる実体規定は、同法 21 条であり、同条で価格カルテルといったいわゆるハードコアカルテルだけでなく再販売価格維持行為も禁止されている。また、事業者団体による反競争行為も禁止されており¹⁰⁴、

⁹⁰ 2010 年競争法 5 条 2 項

⁹¹ 2010 年競争法 5 条 1 項

⁹² 2010 年競争法 6 条各号

⁹³ CAK, Annual Report and Financial Statements, Financial Year 2019/2020, p.13.

⁹⁴ Ibid.

⁹⁵ International Monetary Fund (IMF), Competition, Competitiveness and Growth in Sub-Saharan Africa, 2020, p.21.

⁹⁶ 2010 年競争法 7 条 2 項

⁹⁷ 2010 年競争法 32 条

⁹⁸ CAK, Search and Seizure Guideline, p.5.

⁹⁹ Ibid., p.7.

¹⁰⁰ Ibid., P11.

¹⁰¹ 2010 年競争法 35 条

¹⁰² 2010 年競争法 40 条 1 項

¹⁰³ 2010 年競争法 40 条 2 項

¹⁰⁴ 2010 年競争法 22 条

2010年競争法 23 条以下には市場支配的地位の濫用に関する規定、同法 50 条以下には自然独占に関する規定が置かれている。

2010年競争法 41 条以下には企業結合に関する規定が置かれ、当事者は CAK に事前に届け出て承認を得なければならないこととされている¹⁰⁵。企業結合規制の細則は、2019 年競争一般規則に規定されているが、加えて、企業結合ガイドライン（Consolidated Guidelines on the Substantive Assessment of Mergers under the Competition Act）で審査方法などについて詳細な説明がなされている。

2010年競争法には強力な罰則が設けられており、同法 21 条に規定されたカルテルなどの競争制限行為及び同法 24 条の市場支配的地位の濫用に対しては、5 年以下の懲役または 1,000 万ケニアシリング以下の罰金あるいは併科となっている¹⁰⁶。

一方で、リニエンシー・プログラムも整備されており¹⁰⁷、自らの違反事実を CAK に対し全て正確に申告し、調査に全面的に協力し、申告の事実を口外せず、当該違反行為を直ちに取りやめた者については、CAK により罰則の減免が認められる¹⁰⁸。リニエンシーの適用が承認された場合の罰則の軽減率は、最初の申告者が 100%、2 番目が 50%、3 番目が 30%、それ以降は 20%とされている¹⁰⁹。

(2) ガーナにおける競争法関連規定と競争法制定に向けた動き

ガーナには、現時点でまだ包括的な競争法が整備されておらず、競争当局も存在していない。しかし、競争に関係する法規定が存在していないわけではなく、競争法に関係する規定は、分野ごとに定められた事業法の中に散在しており、各規制当局がそれぞれ執行を管轄している。

例えば、銀行に対する企業結合規制については、中央銀行が管轄しており、中央銀行は、2016年銀行及び特定預金受入機関法（Banks & Specialized Deposit-Taking Institutions Act, 2016）に基づき、制定された企業結合及び株式取得指令（Mergers and Acquisition Directive）を発し¹¹⁰、これにより銀行の企業結合の規制を行っている。中央銀行は、企業結合の認可にあたって市場における競争への影響を考慮する必要があるとされている¹¹¹。また、電気通信事業の企業結合については、国家通信庁（National Communication Authority）が 2008 年国家通信法（National Communication Act, 2008）に基づき企業結合規制を行っており¹¹²、電気通信事業者間の公正な競争の確保は、国家通信庁の責務の一つとされている¹¹³。

なお、鉱業分野の企業結合については、国土天然資源省（Ministry of Lands and Natural Resources）が 2006 年鉱物鉱業法（Minerals and Mining Act, 2006）に基づいて規制を行っており¹¹⁴、石油ガス分野の企業結合については、2016 年石油（探鉱及び生産）法（Petroleum

¹⁰⁵ 2010 年競争法 42 条 2 項、3 項

¹⁰⁶ 2010 年競争法 21 条 9 項、22 条 6 項

¹⁰⁷ 2010 年競争法 89A 条

¹⁰⁸ CAK, Leniency Program Guidelines, Paragraph 12.

¹⁰⁹ CAK, Leniency Program Guidelines, Paragraph 13.

¹¹⁰ 2016 年銀行及び特定預金受入機関法 54 条 4 項、92 条 1 項

¹¹¹ 2016 年銀行及び特定預金受入機関法 54 条 1 項 b 号

¹¹² 2008 年国家通信法 5 条は、電気通信事業者の企業結合に関する規定を含んでいる。現在、国家通信庁により企業結合ガイドラインがパブリックコメントにかけられている。

¹¹³ 国家通信庁法 3 条 e 号

¹¹⁴ 2006 年鉱物鉱業法 47 条 1 項

(Exploration and Production) Act, 2016)に基づき、エネルギー省 (Ministry of Energy) が規制を行っている¹¹⁵。しかし、これらの規制は資源の適切な利用を図るなどを目的とし市場における公正な競争の確保を目的とした規制ではない。

公開会社の企業結合については、2016年証券業法 (Securities Industry Act, 2016) に基づき証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) によって規制が行われている¹¹⁶。

企業結合の定義など一般的な規定は、2019年会社法 (Companies Act, 2019) の238条から260条となっている。

ガーナは、地域経済共同体である西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) に加盟しており、ECOWASには加盟国に適用される独自の競争法がある。そのため、ECOWAS域内の国境をまたぐ事案については、ガーナ国内であってもECOWAS競争法が適用される関係になっている。

また、ガーナには、競争に関連する法として、2000年不公正競争防止法 (Protection against Unfair Competition Act, 2000) もある。2000年不公正競争防止法では、他の事業者と紛らわしい商売をしたり¹¹⁷他の事業者の評判を落としたりするような行為¹¹⁸、事業者の秘密を漏らすような行為¹¹⁹、WTOやECOWASなどの国際条約に違反する行為¹²⁰などが禁じられている。

本調査では、ガーナでの現地調査を実施し、貿易産業省に対してヒアリングを行った。このヒアリングによると、ガーナでは以前から包括的な競争法の必要性が認識されていた。ガーナ政府は、2005年に策定したガーナ貿易政策 (Ghana Trade Policy) において7つの重点分野を設定し¹²¹、その実施計画である貿易分野サポートプログラム (Trade Sector Support Programme: TSSP) において透明で効果的な競争法体制の確立を計画の一つとしていた¹²²。貿易産業省は、2008年から競争法法案の策定に着手し、同法案は既に完成し何度か手直しが加えられている。しかし、2016年に政権交代したといった政治的な要因などもあり、現在でも競争法法案は内閣に提出されることなく現在に至っている。ガーナの現地法律事務所によると、現時点で最も新しい競争法法案は2019年に作成されたものとのことである。

ガーナの競争法の法案の内容は、一般には公開されておらず、ECOWAS地域競争政策枠組み (ECOWAS Regional Competition Policy Framework) においてその一端を垣間見ることができる¹²³。このECOWAS地域競争政策枠組みによると、ガーナの競争法法案は、先進国に倣った包括的な競争法となっており、競争当局を設置し広く反競争的行為を禁じ、企業結合規制についても規定を置いているようである。

ガーナの競争法法案の作成を担当した貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry) の大臣

¹¹⁵ 2016年石油 (探鉱及び生産) 法15条

¹¹⁶ 2016年証券業法3条h号。細則については、2008年譲渡及び企業結合に関する証券取引員会規則 (SEC Code on Takeovers and Mergers) に規定がある。

¹¹⁷ 2000年不公正取引防止法1条

¹¹⁸ 2000年不公正取引防止法2条

¹¹⁹ 2000年不公正取引防止法5条

¹²⁰ 2000年不公正取引防止法6条2項

¹²¹ ガーナ政府は貿易政策の中で7つの分野として、①取引の多様化、②公正で透明な輸出入体制の構築、③貿易円滑化、④国内外の市場に向けた生産性の向上、⑤国内取引と分配の活性化、⑥消費者保護及び公正取引の促進、⑦知的財産権の保護を掲げていた。

¹²² <https://www.oecd.org/dac/aft/43190865.pdf>,

¹²³ ECOWAS Regional Competition Policy 2007, P17.

は、2019年8月、ガーナで開催されたアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）に関する会合において、競争法の法案をすぐに国会審議入りさせる用意がある旨発言している。これは、2019年に協定が発効した AfCFTA のフェーズ 2 の交渉において、競争政策に関するプロトコルについて話し合われることになっていることが一つの理由となっている。この発言の中で貿易産業大臣は、基本的な問題として、国内競争法と ECOWAS 競争法、AfCFTA プロトコルにいかに関整合させるかという問題がある旨の発言している¹²⁴。

この点、現地調査で貿易産業省に確認したところ、国内法案の準備と並行して現在 ECOWAS と協議しており、ECOWAS 加盟国間では意見を集約して AfCFTA に対して統一的な競争政策に関するプロトコルについての意見を提出する見込みとのことである。ガーナ貿易産業省としては、2022 年末までには競争法法案を成立させたいと考えているという。

貿易産業省に聞いたところによると、ガーナにおける法律制定手続は複雑であり、法案成立までの道のりは長い。まず法案を各省が内閣に提出するところから始まり、その段階でパブリックコメントに付される。そのあとに法案は、司法長官(Attorney General)のもとに送られる。これを司法長官が検討し、意見を付して一旦法案を起草した担当省庁に戻される。そこで担当省庁は、司法長官の意見を反映させた法案を再び内閣に提出し、司法長官は当該法案を官報に 40 日間掲載した上、国会審議に入ることになる。

国会審議に付された法案は、まず、第一読会（First Reading）で閣僚に紹介された後、小委員会に法案が回付されることになっており、競争法法案の場合、産業委員会（Industrial Committee）に付されることになる。小委員会では、公聴会を開催するなどして法案を第二読会（Second Reading）に付し、適宜修正が加えられ次に第三読会（Third Reading）にかけられる。第三読会を経た法案は大統領に法案が回付され、大統領の同意を得た法案は国会の本会議に付される。本会議に付された法案が可決されると再び大統領に送られ、大統領の署名によって法案が成立する¹²⁵。

なお、ガーナにおいては、競争制限的な法令が存在している点が問題となっている。その法令とは、1997 年公共サービス規制委員会法（Public Utilities regulatory Commission Act 1997）であり、同法によって設置された公共サービス規制委員会は、広く公共サービスに関わる価格を統制する権限が与えられている¹²⁶。

(3) ナイジェリア競争法及び執行体制の概要

ナイジェリアにおける現行の競争法は、2018 年連邦競争消費者保護法（Federal Competition and Consumer Protection Act 2018）であり、消費者保護規定を含む 168 条から成る同法は、2019 年 1 月から施行されている。ナイジェリアでは、2018 年連邦競争消費者保護法の成立によって、それまで消費者保護行政を管轄していた消費者保護評議会（Consumer Protection Council）と、それまで企業結合規制を管轄していた証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）の一部機能が、連邦競争消費者保護委員会（Federal Competition and Consumer Protection Commission: FCCPC）に移管されている。

¹²⁴ <https://goldstreetbusiness.com/2019/business/competition-law-being-considered-by-cabinet/>

¹²⁵ <https://www.parliament.gh/laws>

¹²⁶ そのほか、ガーナには一見すると競争法と誤ってしまうようなタイトルの 2000 年不正競争防止法（Protection against Unfair Competition Act 2000）という法律が存在するが、この法律は消費者保護の観点から不当表示などを規制する法律となっている。

2018年連邦競争消費者保護法は、ナイジェリア国内あるいは国内市場に影響を与える全ての商取引に適用されることとされており、民間企業だけでなく公的機関により行われる商取引にも適用される¹²⁷。本調査で送付した質問票に対する FCCPC の回答によると、2018年競争消費者保護法は、一定の場合にナイジェリア国外にも適用され、近年は特にデジタル経済分野でその必要性が高まっているとのことである。

2018年競争消費者保護法の執行機関として設置された FCCPC は、委員長を含め8名の委員の下に事務局が置かれた体制となっており、委員会の副委員長が事務局長などを兼任している。委員長、副委員長のほか2名の上級委員がおり、オペレーション局 (Bureau of Operations) とコーポレート・サービス局 (Bureau of Corporate Service) をそれぞれ統括している。

オペレーション局は、FCCPC の中心的な業務を担っており、その中には、①苦情処理 (Complaint Resolution)、②監視・執行 (Surveillance & Enforcement)、③販売促進・モニタリング (Sales Promotions & Monitoring)、④消費者・事業者啓発 (Consumer & Business Education)、⑤品質保証・開発 (Quality Assurance & Development)、⑥企業結合・株式取得 (Mergers & Acquisition)、⑦調査 (Investigations)、⑧法務・訟務 (Legal service & Prosecution) という大きく8つの業務が含まれている。このうち、①から⑤は消費者保護に関するものであり、現時点では⑥と⑦の部分が直接競争政策に関わるものとなっている。2020年における企業結合案件の処理件数は47件であった¹²⁸。

コーポレート・サービス局は、FCCPC の管理部門の業務を担っており、①情報通信技術 (Information and Communication Technology)、②一般管理 (General Administration)、③人事 (Human Resource Management)、④企画調査戦略 (Planning Research and Strategy)、⑤金融会計 (Finance & Accounts) という5つの業務を所掌している。

FCCPC の事務局には、7つの部 (department)、5つの課 (Unit) が設置され、6つの地方事務所、2つの支局が設置され、連邦競争消費者保護委員会の回答によると245名のスタッフが働いている。このうち、法務部 (Legal Service Department) においては、2020年に5件の調査が実施されたが、いずれも消費者保護事案であり、カルテルなど競争制限行為の調査は実施されていなかったようである¹²⁹。前述の質問票の回答によると、FCCPC には統合された旧消費者保護評議会のスタッフ全員が合流しているとのことであり、おそらく実態として従前の業務のみを継続しているところがあり、そのような事情も FCCPC の現在の活動に影響を及ぼしているものと思われる。

FCCPC には強力な調査権限が与えられており、FCCPC は、裁判所の発する令状に基づき¹³⁰、事業所に立ち入り検査を実施し、証拠物を差し押さえる権限がある¹³¹。また、FCCPC は、事件関係人に対して報告命令 (Request for Information) を発し¹³²、関係人を召喚して公開の場でヒアリングを実施することもできるとされている¹³³。

¹²⁷ 2018年連邦競争消費者保護法2条

¹²⁸ Federal Competition Consumer Protection Commission, Annual Report 2020, pp 46-50.

¹²⁹ Ibid., P53.

¹³⁰ 2018年連邦競争消費者保護法28条

¹³¹ 2018年連邦競争消費者保護法27条

¹³² 2018年連邦競争消費者保護法32条

¹³³ 2018年連邦競争消費者保護法33条

事件関係人は、FCCPC が下す決定に対して不服がある場合には、競争消費者保護審判所（Competition and Consumer Protection Tribunal）に対して審判手続開始の申し立てを行うことができ¹³⁴、さらに、競争消費者保護審判所の判断に不服がある場合には、控訴裁判所（Court of Appeal）への上訴が認められている¹³⁵。競争消費者保護審判所が下した仮処分違反した場合は、同審判所により行政制裁が下されることになっている¹³⁶。

2018年連邦競争消費者保護法の反競争行為を禁ずる実体規定は、同法 59 条以下に規定されており、いわゆるハードコアカルテルに該当する行為、すなわち価格カルテル、市場分割、供給制限、入札談合については、まとめて同法 59 条において禁じられている。また、2018 年連邦競争消費者保護法 70 条以下には、市場支配的地位の濫用に関する規定、同法 76 条以下には独占の状態に関する規定があり、行為規制のほかに自然独占を規制する構造規制に関する規定が置かれている。

なお、2018 年連邦競争消費者保護法 104 条により、競争及び消費者保護について他の法令に優先して同法が適用される。

そのほか、特徴的な点として、2018年連邦競争消費者保護法 88 条以下において、一定の要件の下で大統領が財やサービスの価格を決めることができる旨の規定が置かれており、統制経済的な規定が競争法に含まれている。

2018年連邦競争消費者保護法 92 条以下には、企業結合規制に関する規定があり、義務的な事前届出制が採用されている¹³⁷。また、企業結合規制の細則については、2020 年企業結合審査規則（Merger Review Regulations 2020）に規定されており、企業結合ガイドライン（Merger Review Guidelines）が一般的な審査手法などについて解説している。

他方、2018 年連邦競争消費者保護法には強力な罰則が設けられており、同法 107 条以下に罰則が列記されている。例えば、ハードコアカルテルに対しては、個人に対して 3 年以下の懲役または 10 億ナイラ以下の罰金あるいは併科となっており¹³⁸、法人に対しては、売り上げの 10%以下の罰金が科されることとなっている¹³⁹。また、FCCPA108 条には、共謀罪に関する規定が設けられており、極めて厳格な刑事罰となっている。

このような刑事罰に加え、2020 年には FCCPC 行政罰規則（FCCPC（Administrative Penalties） Regulations, 2020）が制定され、同規則に基づき手続違反だけでなくハードコアカルテル違反などに対しても行政制裁金の支払いを命じることができる。また、FCCPC の裁量により必要に応じ行政罰に加えて刑事罰を追求することもできる¹⁴⁰。例えば、価格カルテルの場合、法人には年間売り上げの 2%ベースにして FCCPC が違反の悪質性などを判断し、行政制裁金の支払いを命じることができることとされている¹⁴¹。

2018 年連邦競争消費者保護法には、現時点ではリニエンシー制度が導入されていないが、

¹³⁴ 2018 年連邦競争消費者保護法 39 条。競争消費者保護審判所は、所長を含め 7 名の審判官によって構成され、審判官は大統領によって指名され議会の承認を得る必要があることになっている。2021 年 3 月に審判官が任命され、審判所も設置された。

¹³⁵ 2018 年連邦競争消費者保護法 55 条

¹³⁶ 2018 年連邦競争消費者保護法 51 条

¹³⁷ 2018 年連邦競争消費者保護法 93 条

¹³⁸ 連邦競争消費者保護法 107 条(a)

¹³⁹ 連邦競争消費者保護法 107 条(b)

¹⁴⁰ 2020 年 FCCPC 行政罰規則 4 条

¹⁴¹ Federal Competition and Consumer Protection Commission（Administrative Penalties） Regulations, 2020, Schedule 1.

質問書に対する回答によると、現在、カルテルを対象にしたリニエンシー規則の準備をしているところとのことである。

なお、カルテル以外の違反行為の事案については、調査に協力した者に対し、2021年 FCCPC 調査協力・支援手続規則（FCCPC Investigative Cooperation / Assistance Rules & Procedures 2021）により、一定の要件のもと罰則の軽減が認められている¹⁴²。

2.2.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける競争法実務の現状

(1) ケニアにおける競争法実務の現状と国際的な取り組み

前述したように、ケニアは最も競争法の整備が進んだ国の一つであり、CAK はアフリカでもっとも活発に活動する競争当局の一つである。ケニアで実施した現地調査によると、CAK は既にアフリカの周辺諸国に対して競争法を浸透させるため様々な活動をしているとのことである。例えば、ケニアが加盟している地域経済共同体の一つである EAC には、近年本格的に活動を開始した東アフリカ競争庁（East African Competition Authority: EACA）が設置されているが、CAK は、EACA によるガイドラインの作成をサポートしているという。また、ケニアが加盟するもう一つの地域経済共同体である東南部アフリカ市場共同体（Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA）においても、ケニアは、地域内の競争法がうまく機能するよう活動している。例えば、COMESA 加盟国の企業結合規制の届出基準が COMESA の競争当局である COMESA 競争委員会（COMESA Competition Commission）の基準と矛盾しないようガイドラインの作成をサポートなどしているという。

さらに、CAK は、COMESA を通じてエチオピアの競争当局から職員を受け入れており、同様に、ボツワナからも競争当局の職員も受け入れ、競争法の実務を学んでもらっているとのことである。

アフリカ地域には、競争法の普及啓発などを目的として競争当局らによって組織されたアフリカ競争フォーラム（African Competition Forum: ACF）という組織があり、この組織は、2011年にケニアのナイロビで立ち上げられ、CAK は、初代議長を務めるなど中心メンバーの一つとなっている。現地調査で CAK から聞いたところによると、ACF では競争法の普及啓発活動だけでなく調査や当局間の意見交換なども実施しており、例えば、寡占市場となっているセメント市場の調査を実施したり、調査手法について意見交換を行ったりしているとのことである。

2019年に協定が発効した AfCFTA について CAK は、アフリカ大陸全体を見ると競争法の整備状況は様々であり、この協定によってアフリカ大陸全体の自由経済の発展に繋がるものだと認識しているという。CAK は、自らがアフリカ大陸全体の競争法の発展に寄与することができるかと自負しているようである。

CAK は、競争当局であると同時に消費者保護当局でもあるが、国際的な取り組みの一つとして消費者保護及び執行のための国際ネットワーク（International Consumer Protection and Enforcement Network: ICPEN）の活動に参加している。また、アフリカ地域には、消費者保護当局の意見交換の場としてアフリカ消費者保護対話（African Consumer Protection Dialogue）というものもあるが、CAK はその場をリードして急拡大を続けるデジタル金融

¹⁴² 2021年 FCCPC 調査協力・支援手続規則 4.1 条

サービス市場や E コマース市場における法的問題について意見交換をしているとのことである。

CAK では、2019 年に買い手パワーの濫用に関する規定が 2010 年競争法に設けられたことから、中小企業に対する買い手パワーの濫用の状況について調査を試みてきたとのことである。しかし、十分なノウハウの蓄積がまだなく、この点、日本においては優越的地位の濫用に関する長年の運用実績があることから、CAK としては日本から知識の共有を受けたいと考えているとのことである。

(2) ガーナにおける競争法実務の現状と課題

前述のようにガーナには包括的な競争法が整備されておらず、競争当局も存在していない。競争法に関係する規定は、分野ごとに定められた事業法の中に散在しており、各規制当局がそれぞれ執行を管轄している。

競争法に関連する規定を置く事業法には、分野ごとの市場における公正な競争を求める規定もあるが、価格カルテルといったいわゆるハードコアカルテルを禁じる規定も罰則もなく、市場支配的地位の濫用を禁ずる規定も、再販売価格の拘束といった不公正な取引方法を取り締まる規定もない¹⁴³。

近年ガーナでは急速に経済成長が進み、グローバル企業の進出によって市場に大きな変化が生じてきている。そのような中で、競争政策に関連する事例もみられるようになっていく。

例えば、デジタル通信分野における最近の事例がある。通信デジタル省（Ministry of Communications and Digitalisation）は 2005 年に国家通信政策（National Telecommunication Policy）を公表している。その中には通信分野における競争政策に関する章が設けられており、公正で透明かつ差別のない電気通信市場の確立がうたわれている¹⁴⁴。国家通信政策は、潜在的に市場における競争に悪影響を及ぼす力を有する通信事業者がある場合には、その事業者を重大な市場力（Significant Market Power: SMP）を有する事業者と認定し¹⁴⁵、国家通信庁が必要な是正措置を当該事業者に求めるとしている。SMP と認定するにあたっては、当該市場におけるシェアが 40%を超えていることが目安となっている¹⁴⁶。前述のとおり、国家通信庁は、2008 年国家通信法 3 条 e 号により、電気事業者間の公正な競争の確保をその責務の一つとしている。

近年のガーナのデジタル通信市場にはグローバル企業が次々と進出している。その中でトップシェアを有しているのが MTN であり、MTN は南アフリカを中心にアフリカ諸国や中東諸国などで携帯電話サービスなどを広く提供している。2020 年 6 月、国家通信庁は MTN の 2019 年 4 四半期におけるシェアが 75%であり、この傾向が今後も続くことが予想されるなどとして、MTN が SMP にあたる旨宣言し¹⁴⁷、MTN に対し他社を排除するような価格設定を是正するよう求めた¹⁴⁸。しかし、MTN は、反競争的な行為は行っていないとし

¹⁴³ Bowmans, Africa Guide – Competition, 2021, p 50.

¹⁴⁴ National Telecommunication Policy 4.3, p 17.

¹⁴⁵ Ibid., pp 19-20.

¹⁴⁶ Ibid., p 19.

¹⁴⁷ <https://www.gna.org.gh/1.18411928>

¹⁴⁸ <https://citinewsroom.com/2020/06/government-moves-to-check-mtns-dominance-in-telecoms-sector/>

て反発した。MTN は、国家通信庁の一方的な SMP 認定は手続きの公正を欠くとして裁判所 (High Court) に提訴した¹⁴⁹。現地の報道によると、2020 年当時、ガーナ国内の携帯電話市場は、契約ベースで MTN が 57%、Vodafone が 22%、AirtelTigo が 20%、Glo が 1.8% で MTN がトップであり、インターネットサービスでは MTN は 67% のシェアを有していたようである¹⁵⁰。また、2020 年 6 月までのシェアを 6 か月間でみると 60.51% であったようである¹⁵¹。

下級審は MTN の訴えを退け、MTN は判決を不服として最高裁に上告した。しかし、結局、今後、国家通信庁と望ましい形を協議するという事で 2020 年 10 月に訴えを取り下げた¹⁵²。それ以降、しばらくの間、特に目立った動きもなかったが、2021 年 11 月、MTN は是正措置の一環として、他社のネットワークに通話する場合でも自社のネットワークを同じ料金で利用できる onnet/offnet parity というサービスを開始した¹⁵³。

このような MTN のケースは、市場支配的地位の濫用に関して競争法が整備され、市場分析を得意とする専門の競争当局が執行を管轄していれば、市場における財・サービスの代替性などの分析が加わりおそらく違った形で事が進んでいったように思われる。

他方、ガーナの現地調査において貿易産業省から聞いたところによると、セメント業界についても競争法上の問題が懸念されているようである。経済成長により道路の整備などセメントの需要が伸びていることもあり価格が急騰しているという。確かに、一般論として、アフリカのセメント業界については、世界銀行のレポートでも懸念が示されており¹⁵⁴、アフリカ大陸では 9 つのグローバル企業による寡占の状況があり、18 の国では一つの企業が過半数のシェアを占め、価格は世界の平均の 183% となっているとされる。世界銀行は、競争法の執行、非関税障壁の撤廃などによって年間 25 億ドルの払い過ぎから消費者を開放することができるとしている。

アフリカでは、南アフリカ¹⁵⁵やザンビア¹⁵⁶の競争当局によってセメント事業者のカルテルが摘発されているが、仮にガーナでも競争法上の問題が疑われるのであれば、一日も早く競争法の執行体制が整備され、適切に対処されることが望まれる。

(3) ナイジェリア競争法実務の現状と課題

ナイジェリア競争法の実務上の課題は少なくない。それらの課題は、法律そのものに内在する根本的な課題や組織の運用上の課題など多岐にわたる。

このうちナイジェリア競争法が内包する根本的な問題点として指摘されているのは、FCCPC の職務執行の独立性が法律上確保されていないことである¹⁵⁷。この点、先進国の競争法においては、政治的な影響によって競争政策が歪められることのないよう例外なく競

¹⁴⁹ <https://mtn.com.gh/mtn-ghana-seeks-judicial-review-of-smp-declaration/>

¹⁵⁰ <https://techpoint.africa/2020/06/11/ghanas-measures-mtns-dominance/>

¹⁵¹ http://www.connectingafrica.com/author.asp?section_id=761&doc_id=764614

¹⁵² <https://www.mobileworldlive.com/featured-content/top-three/mtn-ghana-withdraws-legal-case-in-dominance-row>

¹⁵³ <https://www.myjoyonline.com/mtn-ghana-implements-onnet-offnet-parity-measures-in-compliance-with-smp-directives/>

¹⁵⁴ <https://www.worldbank.org/en/news/feature/2016/07/27/africa-competition>

¹⁵⁵ <https://www.comptrib.co.za/case-detail/6418>

¹⁵⁶ <https://www.facebook.com/photo/?fbid=4868794599814679&set=a.543985422295640>

¹⁵⁷ Enyinnaya Uwadi, Challenges to the Implementation of Competition Law in Nigeria: Lessons from South Africa, Concurrence Antitrust Writing Awards 2020, p3 2020. <https://awards.concurrences.com/en/awards/2020/student-articles-en/challenges-to-the-implementation-of-competition-law-in-nigeria-lessons-from>

争当局の職務執行の独立性が確保されているが、ナイジェリア競争法においては、2018年連邦競争消費者保護法 88 条以下において、一定の要件の下で大統領が財やサービスの価格を決めることができる旨定めている。

他方、2018 年連邦競争消費者保護法 104 条は、同法が競争法分野と消費者保護法分野について、関連する他の法律に優先して適用される旨規定している。しかし、消費者保護分野については、専門的知見と経験を有する食品医薬品管理局（National Agency for Food and Drug Administration and Control）や税関（Nigerian Customs Service）も管轄しており、連邦競争消費者保護委員会と判断との関係性が問題となっている¹⁵⁸。

そのほか、2018 年連邦消費者保護法とナイジェリアが属する ECOWAS の競争法の適用関係がどのようになるのか、管轄が競合した場合にどのように処理されるかも十分に整理されていない。

現時点では 2018 年連邦競争消費者保護法にリニエンシー制度が整備されていないことから、厳格な刑事罰を広く導入することのみによって、一般に密室で行われ捜査が難しいとされるカルテルの摘発ができるのか、その実効性に疑問も投げかけられてきた¹⁵⁹。ただこの点は、前述のように、現在、カルテルに対するリニエンシー規則の整備に向けた準備が進められているところであり、カルテル以外の案件の調査協力者に対する手続は既に整備されているので、制度の運用面の課題はともかく、制度上の問題は解消に向かっていると考えることができる。

なお、立ち入り検査などの審査の方法や証拠物を差し押さえるための詳細な手続規定が整備されていないことから、適正手続の観点から問題が生ずる可能性はある。

他方、FCCPC の運用面の課題については、新たな法律を適切に執行できる人材が不足しているとの指摘があり、FCCPC の委員の政治任用による弊害を危惧する指摘や、事業者から得た事業者の秘密にあたる情報を適切に管理する体制が整っていないのではないかといった指摘もなされている¹⁶⁰。この点も、本調査で送付した質問票に対する回答によると、FCCPC では、アメリカの連邦取引委員会（Federal Trade Commission）、ECOWAS 地域競争庁（ECOWAS Regional Competition Authority: ERCA）、ACF といったところの協力を得て職員的能力向上のため研修を実施してきたとのことであり、少しずつ問題は解消していくものと考えられる。

2.2.3 汚職をめぐる諸問題と競争法

(1) ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける汚職の問題

アフリカは世界的にみても汚職の問題が深刻な地域であるといわれている。アフリカ連合（AU）においては 2003 年に汚職防止及び闘いに関する協定（African Union Convention on Preventing and Combating Corruption）が採択され、AU に加盟する 55 カ国・地域のうち 44 カ国が批准している。2009 年にはアフリカ連合汚職顧問委員会（African union Advisory Board）が設置され、加盟国に汚職の撲滅を促す様々な活動を行っている。

¹⁵⁸ Enyinnaya Uwadi, supra note 4, P4, 2020.

¹⁵⁹ Enyinnaya Uwadi, supra note 4, P5, 2020.

¹⁶⁰ Omotayo Akinrinwa, *Federal Competition and Consumer Protection Act 2019 and Prospects for Nigeria Economy*, 2019, <https://www.linkedin.com/pulse/federal-competition-consumer-protection-act-2019-omotayo-akinrinwa/>

また、地域レベルでも、例えば、本調査の調査対象国であるナイジェリアとガーナが属する ECOWAS では、汚職との闘いに関するプロトコル（ECOWAS Protocol on the Fight against Corruption）を 2001 年に採択しており、技術委員会（Technical Commission）が設置され、加盟国の協定実施状況を監視している¹⁶¹。

しかし、汚職に関する国際的な調査団体であるトランスペアレンシー・インターナショナルによると、2021 年の腐敗認識指数はアフリカでは比較的良いとされるガーナが 180 国中 73 位、ケニアは 128 位、ナイジェリアは 154 位となっている。

本調査で実施した現地調査では、ケニアとガーナで汚職取締り当局に対してヒアリングを実施した。ここでは現地調査の結果もふまえ、調査対象国であるケニア、ガーナ、ナイジェリアの汚職の現状等について概観する。

ケニアでは、汚職を取り締まる法律が刑法以外にも複数存在している。2016 年汚職法（Bribery Act, 2016）、2003 年汚職防止経済犯罪法（Anti-Corruption and Economic Crimes Act）、2011 年倫理汚職防止委員会法（Ethics and Anti-Corruption Commission Act, 2011）、2003 年公務員倫理法（Public Officer Ethics Act, 2003）などがこれにあたる。

ケニアにおいて汚職の取締りにあたっている機関も複数あり、その中心となるのが倫理汚職防止委員会（EACC）、犯罪捜査本部（Directorate of Criminal Investigations: DIC）、検察庁長官室（Office of the Director of Public Prosecutions: ODPP）であり、汚職に関連する捜査に特化した機関が EACC となっている。2011 年国家警察隊法（National Police Service Act, 2011）に基づき設置された DIC、憲法 157 条に基づき設置された ODPP は刑事事件全般を取り扱う機関となっている。

裁判所も汚職事件を専門的に取り扱うための体制を整備しており、高等裁判所（High Court of Kenya）に汚職・経済犯罪部（Anti-Corruption and Economic Crimes Division）が設けられ、そこで汚職事件の審理が行われることになっている、

EACC でのヒアリングによると、EACC のスタッフは約 750 名、本部のほかに 11 の支部が設置されている。EACC の 2020 年の年報によると、2020 年の申告受理件数は 6021 件¹⁶²、620 件を捜査中であり¹⁶³、163 件の事件を ODPP に送致している¹⁶⁴。EACC では汚職により不法に得た収益の没収も行っているという。EACC では、汚職事件の調査だけでなく民間事業者向けの啓発活動を行っているほか、関連法令の改正に関わる幅広い活動を行っているが、取り扱っている事件数も多く、予算の制約もあり、事件の摘発が政争の具にされるなど対応に苦慮しているとのことである。

一方、ガーナにおいても、贈収賄は刑法において禁じられているほか、刑法以外の法律によって汚職犯罪の取締りがなされている。汚職犯罪に関連する法令としては、2017 年特別検察官室法（Office of the Special Prosecutor Act, 2017）、2003 年財政管理法（Financial Administration Act, 2003）や 2003 年内部監査局法（Internal Audit Agency Act, 2003）、2003 年公共調達法（public Procurement Act, 2003）、2010 年経済組織犯罪法（Economic and Organised Crime Act, 2010）などがある。

¹⁶¹ ECOWAS Protocol on the Fight against Corruption Article 19 1 a).

¹⁶² EACC, Report of Activities and Financial Statements for the Financial Year 2019/2020, p. 3.

¹⁶³ Ibid., p. 5.

¹⁶⁴ Ibid., p. 12.

ガーナには、ケニアと同様に汚職を取り締まる機関がいくつかあり、近年、汚職捜査の関係で目立った働きをしている機関としては、特別検察官がある¹⁶⁵。本調査の現地調査では、それぞれ汚職取締りを担う機関である経済組織犯罪局 (Economic and Organised Crime Office: EOCO)、公正行政人権委員会 (Commission for Human Rights and Administrative Justice: CHRAJ)、金融情報センター (Financial Intelligence Center: FIC) のほか、汚職撲滅に向けた活動を行っている団体で民間事業者も政府当局者も参加するガーナ国家汚職防止協会 (Ghana National Anti-Corruption Coalition: GACC) に対してヒアリングを実施した。

EOCO は、2010 年経済組織犯罪法に基づき、組織犯罪及び重大な刑事事件を捜査、訴追するために組織された当局である。重大な刑事事件の一つとして汚職の捜査を担当している。EOCO は、汚職は様々な形があり、他の関係機関と連携しながら汚職の捜査に当たっているという。一般に、汚職は契約や入札などで人の手が加わる場面でおこることから、EOCO は手続きの電子化を進めることが有効だとする。この点、GACC も同じような指摘をしており、実際、ガーナでは不正防止の観点から手続のデジタル化を推進しており、例えば、パスポート、運転免許などの申請や納税手続きのデジタル化を進めている¹⁶⁶。

EOCO は汚職事件の刑事捜査を担当する一方、CHRAJ は汚職の刑事的な側面以外の部分を管轄している。CHRAJ は、1993 年公正行政人権委員会 (Commission for Human Rights and Administrative Justice, 1993) に基づき、人権問題、公正な行政手続きの監視、公的機関の汚職の調査を三つの柱としており、汚職の関係では公務員の倫理規定違反や利益相反行為を調査し、違反が判明した場合には当該公務員に対する懲戒処分などを行っている。

現地調査で訪れた FIC は、EOCO のように刑事捜査をすることはないが、政府の機密情報などを管理しており、マネーロンダリングなどの経済犯罪がないか監視している。汚職事件に関わる情報を発見した場合には、連携する捜査機関に捜査を依頼し、継続的に監視し捜査をアシストするという。

GACC によれば、ガーナでは汚職の防止のための法律は既に整備されているが、汚職を取り締まる機関の予算不足、リーダーシップのある人材の不足などに課題があるという。GACC は、汚職の撲滅のためには時間をかけて取り組む必要があるとし、民間企業も市民団体も参加する啓蒙活動を実施している。

他方、ナイジェリアもケニアやガーナと同じように、汚職を取り締まる制度や組織は十分に整備されている。しかし、ナイジェリアの汚職の問題は深刻なものがあるといわれている¹⁶⁷。

ナイジェリアも刑法以外に汚職を取り締まる法律が複数存在している。それは、2000 年汚職行為等防止法 (Corrupt Practices and Other Related Offences Act 2000)、2004 年経済金融犯罪委員会設置法 (Economic and Financial Crimes Commission Establishment Act 2004)、2012 年マネーロンダリング禁止法 (Money Laundering Prohibition Act 2012) などである。

また、ナイジェリアには、複数の汚職取締り当局が存在している。汚職取締りの専門機

¹⁶⁵ 国会が一旦承認した金の政府系ファンドによって運営される Agyapa Royalties との取引について、2020 年に捜査に当たった特別検察官が汚職の疑いがある旨の報告書を大統領に提出した。その後、特別検察官の辞任などもあって政治問題化し、政府案は廃案となった。

¹⁶⁶ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/anti-corruption-2022/ghana/trends-and-developments/O9645>

¹⁶⁷ Prince Pius Imiera, The corruption race in Africa: Nigeria versus South Africa, who cleans the mess first?, 2020 De Jure Law Journal, 2020, pp80-81.

関として設置されているのが、2000年汚職等防止法に基づき設立された独立汚職等防止委員会（Independent Corrupt Practices and Other Related Offences Commission）である。また、マネーロンダリングなどの金融犯罪の取締りを管轄する当局として2004年経済金融犯罪委員会設置法に基づき設置された経済金融犯罪委員会（Economic and Financial Crimes Commission: EFCC）がある。そのほか、公務倫理局審判所法（Code of Conduct and Tribunal Act）に基づき公務員倫理の保持のために設置された公務委員倫理局（Code of Conduct Bureau）、2007年公共調達法（Public Procurement Act 2007）に基づき公共調達における公正な競争や透明性の確保などのために設置された公共調達局（Public Procurement Bureau）、汚職取締りに関する各当局の情報を横断的に管理し、政策提言などを行うために設置されたガバナンス及び腐敗防止改革に関する技術ユニット（Technical Unit on Governance & Anti-Corruption Reforms）などがある。

国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drug and Crime: UNODC）のワーキンググループ会合に対してナイジェリア政府が提出した報告書によると、複数の汚職取締り当局が存在することで当局間の連携に課題が生じていることが報告されている¹⁶⁸。また、国民の汚職取締り当局の取り組みに対する認知度が低いこと、汚職取締り当局の活動に対して他の政府機関が協力的ではないこと、予算が不足していることも課題として報告されている¹⁶⁹。

(2) 汚職をめぐる諸問題と競争法

汚職をめぐる問題と競争法上の問題が相互に関連することについては、競争当局と刑事司法当局の実務ではかなり以前から意識され、議論の対象とされてきた。これは、経験則上、競争当局の調査から得た情報を端緒として汚職の実態が明るみに出ることが少なくなく、汚職事件と競争法違反事件が同時に発覚することがよくあることによる議論で、特に公共調達の入札において公務員や政治家が不正に関与する事例が問題となってきた¹⁷⁰。例えば、国際的に有名な事案としては、ブラジルの Car Wash 事件¹⁷¹や国際カルテル事件である Marine Hose 事件¹⁷²があるが、今後アフリカでも競争法が浸透し競争当局の動きが活発に

¹⁶⁸ Thematic Compilation of relevant Information Submitted by Nigeria Article 6 UNCAC Preventive Anti-Corruption Body or Bodies, p.12.

¹⁶⁹ Ibid.

¹⁷⁰ Marie Chêne, *The Linkages between Corruption and Violation of Competition Laws*, Transparency International, 2016, P3.

¹⁷¹ 2014年にマネーロンダリング事件の捜査から建設会社役員らによる国営企業の幹部や前大統領を含む大物政治家への賄賂が発覚した。捜査は国際的な汚職事件へと発展し、ベルー、エルサルバドル、パナマの元大統領も訴追された。本件ではブラジル本国で2021年の捜査終了までに1450件の逮捕状、179件の刑事訴追が行われた。一連の捜査の中で、汚職取締り当局だけでなくブラジルの競争当局による調査も並行して行われ、多くのリニエーション申請がなされ、発電施設の建設をめぐる談合やサッカースタジアム建設をめぐる談合などが芽づる式に発覚した。

¹⁷² マリンホースというタンカーと地上の貯蔵施設とを結ぶ特殊なホースを製造する日本、イギリス、フランス、イタリアのメーカーによる国際カルテル事件であり、日本の公正取引委員会を含む関係各国の規制当局が協調して立入検査を実施するなど手続の面でも注目された先例的事例である。日本では公正取引委員会が関係する会社に対して排除措置命令を2008年に出した。アメリカ、イギリスでは事件に関与した人物が刑事訴追され、EU、オーストラリア、韓国では関係する会社に制裁金の支払いが命ぜられた。この事件では、首謀者とされるブリジストンの担当者が、アルゼンチン、ブラジル、エクアドル、メキシコ、ベネズエラの国営企業の幹部に対してカルテルを維持する目的で多額の賄賂の支払いが行われていた。アメリカ司法省は、当該ブリジストンの担当者を海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）違反で刑事訴追し、有罪となった。

なれば、汚職と競争法違反が絡み合ったアフリカを舞台とした事件も発覚してくるであろうと思われる。

経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development: OECD）では、競争法違反の調査と汚職事件の捜査の両立について、以前から議論が重ねられてきており¹⁷³、OECD 加盟国間の協議では、公共調達をめぐる談合の取締りが汚職の撲滅にも寄与すること、競争当局と汚職取締り当局との協力が不可欠であるといったことが確認されている¹⁷⁴。

他方で、OECD においては、いくつかの課題についても検討されており、汚職に関与した人物に対する適正な刑罰法規の適用の要請と、リニエンシー制度による競争法違反事件の摘発の促進の要請との間には緊張関係があることが指摘されている¹⁷⁵。すなわち、カルテルなどの競争法違反行為は、一般に密室で行われる行為であり事件の解明が困難であることから、世界各国の競争法でリニエンシー制度が導入されているが、例えば、フランスでは、リニエンシー申告したことで汚職取締り当局による刑事訴追の危険にされてしまい、リニエンシー申告をするインセンティブが失われてリニエンシー制度が機能しないことが懸念されている。また、競争法違反で行政制裁を受け、さらに刑事罰が科されることによって、必要以上に違反者が罰せられ刑罰の均衡を欠く結果を招きかねない点も指摘されている¹⁷⁶。例えば、ブラジルでは、刑事罰とは別に競争当局と汚職取締り当局が同じ事件についてそれぞれが行政制裁を課することができる¹⁷⁷。

この点、国によっては、リニエンシー制度の実効性を確保する観点から法律や運用によってリニエンシー申請者に対する刑事免責が認められており、二重処罰の関係も判例上整理されており、法令において一定の配慮を規定している場合もある¹⁷⁸。

そのほか、汚職取締りの調査と競争法の調査では、当局間での調査の進め方や戦略の違いなどがあり、相互の調査の障害となる場合があるということも指摘されている¹⁷⁹。

以上のように、世界的にみると、主に実務家の間で競争法違反の取締りと汚職の取締りを平行に考えた議論が活発になされてきた経緯があるが、アフリカにおいて同様の議論はあまり見当たらない。おそらく、アフリカにおいては、競争法を整備していない国が少なくなく、公共調達のために別途に当局が設置されていることもよくあることなどが関係しているものと思われる。

2.2.4 ケニアとの協力可能性及びガーナ、ナイジェリアに対する競争法支援

(1) ケニアとの競争法支援に関する協力の可能性

本調査では、アフリカ地域のケニア以外の国に対する支援において、JICA が協力実績

¹⁷³ 例えば、OECD における公共調達と汚職の問題を網羅的にまとめたものとして、OECD, *Roundtable on Collusion and Corruption in Public Procurement*, Global Forum on Competition, 2010 がある。

¹⁷⁴ OECD, *Fighting Corruption and Promoting Competition*, Global Forum on Competition, 2014, p3.

¹⁷⁵ OECD, *supra* note 12, p5.

¹⁷⁶ Paula Farani de Azevedo Silveira, Paula de Andrade Baqueiro, *Can competition authorities address corruption in public procurement? The Brazilian experience in Car Wash cases*, *Concurrences* N° 2-2020, p12.

¹⁷⁷ Denis Guimaraes, Diaulas Costa Ribeiro, *5 YEARS OF OPERATION CAR WASH: REVISITING BID RIGGING AND BRIBERY INVESTIGATIONS*, *CPI Antitrust Chronicle* April 2019, p 3.

¹⁷⁸ 例えば、日本の独占禁止法 7 条の 7 第 1 項は、罰金と課徴金が併科される場合、罰金相当額の 50% を課徴金から控除することとなっている。

¹⁷⁹ Kevin E. Davis, *Competition and anti-bribery law*, *Concurrences* N° 2-2020, p16.

を有する CAK と協働する可能性について検討することが求められているため、ここではその可能性について述べることにする。

前述したように、CAK は、既にアフリカの周辺諸国に対して競争法を浸透させるため様々な活動をしている。EACA や COMESA の競争当局に対する支援、エチオピアやボツワナの競争当局からの職員の受け入れなど様々な活動を行っている。

本調査のケニアでの現地調査において CAK は、日本と協力してアフリカ大陸全体に競争法を広め、競争政策を推し進めることについて、強い関心と自信を示していた。CAK の担当者は、アフリカ諸国の当局者が CAK に数か月来てもらい、CAK の仕事を見てもらいたいと述べていた。

CAK は、ACF の中心メンバーでもあり、CAK を通じて ACF 加盟国に対する競争法の諸問題について支援を行うことも可能であろうと思われる。また、CAK を通じて EACA や COMESA の競争当局への支援、さらには EAC や COMESA の加盟国に対する支援へと発展させていくことも十分可能であると思われる。

AfCFTA の競争政策に関するプロトコルの交渉が進められるなか、現在、多くのアフリカ諸国が競争政策に正面から取り組んでおり、今は競争法をアフリカに浸透させる絶好の機会だと考えられる。アフリカに競争法を広く浸透させることは、アフリカ経済を活性化するだけでなく、市場の公正な競争環境を醸成することを通じて、アフリカに進出する外国企業やアフリカへの投資促進にとって大きな利益になると考えられる。

具体的な CAK との協働の形としては、例えば、アフリカの国々のなかには競争法が整備されていないものの AfCFTA を批准し、競争法の整備が急務となっている国を対象とした支援が考えられる。そのような国に対しては、CAK を起点として、ACF を通じ、70 年以上の競争法の歴史を有する日本の知見を共有し、競争政策を推進するために体制づくりについて能力強化を試みることも考えられる。また、ケニアが属する EAC や COMESA の加盟国で競争法、競争当局が十分に機能していない国々に対しては、CAK の協力を得ながら、カルテルなどの調査の手法や企業結合規制に必要な市場分析手法などについて日本に有する知見を共有することも考えられる。

CAK は、2017 年から 2019 年まで JICA の国別研修を受け、日本とは良好な関係性を維持しているほか、アフリカ地域の周辺諸国に対する国際的な取組の経験も豊富であることから、CAK の国際的な活動を支援することは十分にあり得る選択肢だと考えられる。

(2) ガーナに対する競争法支援の可能性

ガーナには、現時点において競争法も競争当局も存在せず、長年にわたり競争法案が審議されてこなかった経緯があることから、一見すると、ガーナに対する競争法支援のニーズはそれほど高くないとの印象を受ける。しかし、本調査、特に現地での調査及びそれを受けた追加的な調査を経て、ガーナに対する競争法支援のニーズが決して低くないということが明らかになった。

現在 AfCFTA の交渉において競争政策に関するプロトコルの策定に向けた交渉が行われており、このことから、AfCFTA を批准し AfCFTA 本部が置かれるガーナとしては、一日も早く国内競争法を整備したいと考えている。

また、現地調査及びそれを受けた追加調査により、ガーナのビジネス環境が競争政策を

統一的に執行する競争当局を必要としているということが分かった。複数の現地法律事務所に対するヒアリングでも、執行当局の重複が問題になっているとの意見がでた。前述した MTN の事例のように、競争政策が専門でない規制官庁によって判断がなされることによって、事業者の事業活動に混乱が生じているところがあると思われる。

ガーナのセメント業界団体は、輸入セメントの価格が安く公正な競争ではないとして長年政府に働きかけ、ガーナ政府は、近年、国内産業の保護のため、新規参入も輸入も禁ずる保護主義的な措置をとった¹⁸⁰。このような政府の措置は、競争当局による適切な政策提言があれば違った結論になった可能性もある。

現地調査における貿易産業省に対するヒアリングによると、ガーナでは競争法の専門家の数が絶対的に不足しており、競争法の法律面、執行面の全てにおいて支援を必要としているという。現時点において競争法法案は作成されており、それに沿ったガイドラインの作成、職員の能力強化を行う意思も有している。かつて UNCTAD から技術支援を受けたことがあったが、現在は競争政策に関する支援は受けていないとのことである。

以上のような状況を考えると、ガーナに対する競争当局設立に向けた支援、競争当局設立後の執行を円滑に行うための職員の能力強化といった支援をすることは、十分にあり得る選択肢であろうと考えられる。

(3) ナイジェリアに対する競争法支援の可能性

ナイジェリアの競争法と競争政策の執行体制には多くの課題があり、日本として支援できることは多いと思われる。前述したように、FCCPC はかつて消費者保護行政を管轄していた消費者保護評議会の業務と、かつて企業結合規制を管轄していた証券取引委員会の当該機能を職員とともに引き継いでいる。現在の FCCPC は、2019 年及び 2020 年の活動実績をみるかぎり、実質的に引き継がれた業務を継続して行っている組織であり、新たに与えられたカルテルなどの反競争的行為を規制する競争当局としては十分に機能していないと考えられる。

FCCPC の企業結合規制については、既に法律、規則、ガイドラインが整備されており、実務運用も進められている。そのため、特に必要とされているのは、リニエンシー制度の確立と運用、立入検査といった調査実務に関する能力強化であろうと思われる。

この点、本調査の質問票に対する回答によると、FCCPC は、ACF や ECOWAS 競争庁と競争法実務に関して研修を実施しているとのことであり、アメリカの Federal Trade Commission の支援を受けた研修も実施してきたようである。

支援が必要な事項として FCCPC は、決定書の書き方、カルテル調査のやり方など実践的な知識を学びたいとしている。

(4) ワークショップの開催と支援への期待

本調査では、冒頭部分で述べたように、2022 年 2 月 3 日に競争法のワークショップを開催した。この競争法のワークショップにおいては、UNCTAD から競争消費者政策課課長のテリーザ・モレイラ氏、経済担当官のイブス・ケンファック氏が登壇したほか、高橋岩

¹⁸⁰ <https://www.worldcement.com/africa-middle-east/28012020/ministry-of-trade-and-industry-in-ghana-bans-the-issuance-of-permits-to-new-cement-companies/>

和明治大学名誉教授、石井輝久弁護士が登壇し、コンサルタントチームも登壇してプレゼンテーションを行った。

当日は、UNCTAD のモレイラ氏がアフリカ地域の UNCTAD の活動について説明し、続けてケンファック氏がアフリカ地域における競争法の現状、AfCFTA 交渉への期待などについてプレゼンテーションを行った。

UNCTAD に続き高橋名誉教授からは、日本の産業構造の歴史的変遷や競争政策と産業政策の関係などについてプレゼンテーションが行われ、石井弁護士からは、日本の優越的地位の濫用規制や下請法について、基本的な仕組みや実務上の問題などについてプレゼンテーションが行われた。最後に、コンサルタントチームから公共調達における汚職と競争当局の役割などについてプレゼンテーションが行われた。

当日は、ケニア、ガーナ、ナイジェリアだけでなく EAC、ECOWAS といった地域共同体、ガンビアの競争当局からも参加者があり、ガーナからは電気通信事業を管轄する官庁やアカデミックからの参加もあった。また、ガーナとケニアの法律事務所からの参加も複数あり、国際的な関心の高さがうかがわれた。当日の Q&A セッションでは、汚職は競争環境に重大な悪影響を及ぼすのでこの点に関する知見の共有をしてほしいという意見や、国際レベルでのリニエンシー制度の協調の必要性に関する質問、入札談合調査における競争当局と検察当局の協力に関する質問、競争政策と産業政策の両立に関する質問など活発な議論が行われた。

競争法のワークショップ後に回収したアンケートには、6 名が回答し、全員がワークショップの内容に非常に満足した、あるいは満足したと回答した。そのうち、ECOWAS からの出席者 1 名は、すべてのプレゼンテーションが有益であったと回答し、ケニアの CAK、ナイジェリアの FCCPC、ガーナのアカデミック 3 名は、汚職と競争法の関係に関するプレゼンテーションが有益であったと回答した。CAK から出席したもう 1 名は、下請法のプレゼンテーションが有益であったと回答した。

アンケートによると、今後、開催してほしいワークショップとして、CAK からは、優越的地位の濫用に関するもの、特にデジタル市場における優越的地位の濫用に関するワークショップを開催してほしいとのリクエストがあった。ECOWAS からは、汚職、産業政策、競争法の関係性に関するもの、ナイジェリアの FCCPC からは、カルテル調査の手法に関するもの、ガーナのアカデミックからは、デジタル市場における競争法の執行と知的財産権の保護に関するワークショップを開催してほしいとのリクエストがあった。

2.2.5 地域経済共同体における競争法の概要と課題

(1) COMESA における競争法の概要と課題

COMESA は、AU が核とする地域経済共同体の一つであり、アフリカ東南部の 21 カ国が加盟している。COMESA の前身の組織では、地域の平和と安全保障に重きを置かれていたが、現在の COMESA は地域の経済的繁栄を主な目的としており、COMESA 内には銀行、投資、保険といった経済発展に必要な組織がいくつも設けられており、その中の一つに COMESA 競争委員会 (COMESA Competition Commission) がある。この委員会は、アフリカの地域経済共同体に設置された競争当局として最も活発に活動を行っているといわれて

いる¹⁸¹。

COMESA 協定 (COMESA Treaty) 55 条 1 項は、域内における競争阻害行為を広く禁じており、同協定の細則は、2004 年 COMESA 競争規則 (COMESA Competition Regulations) に規定されている。COMESA 競争規則 6 条 1 項に基づき、EU 型の超国家的組織として COMESA 競争委員会が設置されており、同委員会は、COMESA 競争規則 8 条 1 項により加盟国間にわたる競争法違反について管轄している。

COMESA 競争委員会は、9 名ないし 13 名からなる委員を頂点とした組織となっており¹⁸²、委員会において違反の有無などが判断される。COMESA 競争規則には、いわゆるハードコアカルテルを禁ずる規定¹⁸³、市場支配的地位の濫用を規制する規定¹⁸⁴、企業結合規制に関する規定¹⁸⁵などが整備されており包括的な規則となっている。

COMESA 競争規則の細則として、さらに 2004 年 COMESA 競争ルール (COMESA Competition Rules) が規定されており、この COMESA 競争ルールに調査手続や COMESA 競争委員会の組織に関することが規定されている。同委員会における調査は、関係人を召喚したり¹⁸⁶、ヒアリングを実施したりする¹⁸⁷ほか、報告命令を発し立入検査を実施することなどによって実施される。罰則についても、COMESA 競争ルールに規定されており、カルテル等の違反行為者に対しては、違反事業者の域内の年間売り上げの 10% 以下の制裁金が課されることとなっている¹⁸⁸。

COMESA 競争委員会による反競争的行為に対する決定は、2016 年以降 5 件あり、これまでの企業結合案件の処理件数は 200 件を超えている。同委員会の活動は、他の地域経済共同体の競争当局と比べると群を抜いて活発であるが、それでも課題を抱えている。

その一つは管轄の競合の問題である。例えば、COMESA 加盟国であるブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダは同時に東アフリカ共同体 (East African Community: EAC) の加盟国でもあり、COMESA も EAC もそれぞれが競争当局を有しているため、管轄の競合が生じている。本調査の質問票に対する回答によると、現在 COMESA 競争委員会と東アフリカ競争庁 (East African Competition Authority: EACA) との間で管轄が重複する問題にどのように対処するのかについて交渉が行われているとのことである。

また、COMESA 競争ルール 43 条は、COMESA 競争委員会が加盟国競争当局に必要な調査をさせることができる旨規定しているが、COMESA 加盟国 21 カ国の中には競争法を有していない国が 4 カ国 (エリトリア、リビア、ソマリア、ウガンダ) あり、競争法があっても競争当局が設立されていない国も 4 カ国 (ブルンジ、ジブチ、コモロ連合、コンゴ民主共和国) あるため、執行上の課題を抱えている。

なお、2016 年に UNCTAD が世界銀行の資金協力を得て COMESA が加盟国に対して行う支援が実施されている。

¹⁸¹ Kamala Dawar, George Lipimile, *Africa: Harmonising competition policy under the AfCFTA*, Concurrences N° 2, 2020, P246.

¹⁸² COMESA 競争規則 13 条 1 項

¹⁸³ COMESA 競争規則 16 条

¹⁸⁴ COMESA 競争規則 18 条

¹⁸⁵ COMESA 競争規則 23 条

¹⁸⁶ COMESA 競争ルール 19 条

¹⁸⁷ COMESA 競争ルール 29 条

¹⁸⁸ COMESA 競争ルール 45 条 2 項

(2) EAC における競争法の概要と課題

EAC は、COMESA と同様に AU が地域的な経済統合の核とする 8 つの地域経済共同体の一つであり、現在 6 カ国が加盟している。EAC の地域統合のレベルは、既に共通市場の創設を終え、通貨統合を準備する段階にまで至っており、アフリカで最も地域統合が進んだ地域経済共同体となっている。EAC には、専門的な分野を取り扱う 9 つの組織が設置されており、その一つが EACA である。

EAC における現行の競争法は、2006 年 EAC 競争法（EAC Competition Act 2006）であり、その細則は 2010 年 EAC 競争規則（EAC Competition Regulations 2010）である。EACA は、EAC 競争法 37 条 1 項に基づき設置されており、現時点では、必要に応じて設置される臨時の機関という位置づけで常設の機関ではないが、本調査が送付した質問票に対する回答によると、EACA は、現在審議中の EAC 競争法改正法案が成立すれば常設化されることになっているとのことである。

EACA は、南スーダンを除く¹⁸⁹EAC 加盟国各国から選出された 5 名の委員を頂点とする EU 型の超国家的組織となっており、EAC 競争法 4 条 1 項により、加盟国間にまたがる競争法違反を管轄している。

EAC 競争法は、包括的な法律となっており、いわゆるハードコアカルテルを禁ずる規定¹⁹⁰、市場支配的地位の濫用を規制する規定¹⁹¹、企業結合規制に関する規定¹⁹²など広く反競争的行為を網羅した法律構成となっている。

調査手続については、EAC 競争規則 21 条 1 項により、EACA は、EAC 競争法の目的に照らし必要な調査を実施することができるとされている。また、EAC 競争規則 21 条 2 項により、EACA は必要な調査を加盟国競争当局に任せることができるとされている。この点、EAC 加盟国とその関係当局は、EAC 競争法 43 条により EACA の調査に協力する義務を負っており、仮に加盟国に競争当局がない場合には、加盟国内の関係する当局が EACA の調査をサポートすることとなっている。

EAC 競争法に違反するいかなる合意も無効であり¹⁹³、EACA が違反の事実を認定した場合には、関係人に通告したうえで必要な措置を採ることができる¹⁹⁴。EACA の決定の名宛人である事件関係人は、EACA の決定に不服がある場合には、東アフリカ司法裁判所（East African Court of Justice）に控訴を申し立てることができる。

以上のように、EACA が活動するための制度は既に整っており、EACA は 2018 年から活動を開始しているが、質問票に対する回答によると、EACA において現時点までに実施された調査はなく、EACA によって下された決定もまだない。

EACA が今後活動を進めていくためには、解決しなければならないいくつかの課題が残されている。その一つは、EAC 加盟国の中に競争法を整備していない国が含まれているこ

¹⁸⁹ 2020 年 EAC 競争法改正法案が成立すると南スーダンの代表も委員となる予定となっている。

¹⁹⁰ EAC 競争法 5 条

¹⁹¹ EAC 競争法 8 条

¹⁹² EAC 競争法 11 条～13 条。企業結合申請を義務付けられる企業結合の基準については、現行法では示されていないが、2020 年 EAC 競争法改正法においては、基準を示す規定が設けられる予定になっている。

¹⁹³ EAC 競争法 26 条 1 項

¹⁹⁴ EAC 競争法 22 条

とであり（ウガンダ、南スーダン）、競争当局があるのはケニアとタンザニアだけということである。この点、EACA においては、加盟国に競争法の導入を促す活動を行っているようであるが、その進捗は芳しくない。

また、EAC 加盟国のうち 4 カ国は COMESA の加盟国でもあり、地域経済共同体の競争当局間で管轄の競合が生じている。この点、現在、COMESA 競争委員会と EACA の間では、互いに協力して法執行していくための協力枠組みの構築に向け交渉が進められているところのことである。

なお、EACA は CAK などの協力を得てガイドラインの策定に向けた準備をしているようであるが、国際協力機関による支援はまだ受けていないようである。EACA の質問票に対する回答によると、EACA としては、企業結合の調査分析やカルテル調査に関する能力強化を必要としているとのことである。また、組織の基盤整備、薬品業界の企業結合審査、カルテル、市場支配的地位の濫用などの調査にアドバイスする人材の派遣、EACA の委員や裁判官に対する研修、ガイドライン等の策定、加盟国への競争法の普及啓発などについて支援を求めているとのことである。

(3) ECOWAS における競争法の概要と課題

ECOWAS は、EAC や COMESA と同様に、AU の核として位置づけられた 8 つの地域経済共同体の一つである。西アフリカ 15 カ国が加盟する ECOWAS では、2015 年から域外共通関税の運用も開始され、地域統合の進捗は EAC に次ぐレベルとなっている。

ECOWAS では、2007 年の首脳会議において、ECOWAS 地域競争政策枠組み（ECOWAS Regional Competition Policy Framework）という ECOWAS 全体の競争政策に関する指針が採択されており、それに基づいて 2008 年に ECOWAS 競争法（Supplementary Act A/SA.2/12/08）と ECOWAS 競争規則（Supplementary Act A/SA.1/12/08）が制定されている。

ECOWAS 競争法 1 条は、競争当局として ECOWAS 地域競争庁（ECOWAS Regional Competition Authority: ERCA）を設置する旨規定しており、ECOWAS 競争法は、ERCA が立入検査などを実施して競争法違反の有無を調査し¹⁹⁵、違反者に対しては制裁を課し¹⁹⁶、被害者に賠償を命じる権限がある旨¹⁹⁷規定をしている。

ECOWAS 競争規則は、ECOWAS 競争法の細則となっており、禁止される競争阻害行為に関する規定が置かれている。いわゆるハードコアカルテルを禁ずる規定¹⁹⁸、市場支配的地位の濫用を禁ずる規定¹⁹⁹、企業結合に関する規定²⁰⁰は全て ECOWAS 競争規則に定められている。

ECOWAS 競争法 14 条は、ERCA が、ECOWAS 閣僚理事会の承認のもと組織内の手続規則を制定することができるとしている。しかし、その手続規定はいまだに制定されていない。現在 ERCA では、企業結合の届出基準をどうするかについて内部で協議をしているとのことである。

¹⁹⁵ ECOWAS 競争法 5 条

¹⁹⁶ ECOWAS 競争法 7 条 1 項

¹⁹⁷ ECOWAS 競争法 10 条

¹⁹⁸ ECOWAS 競争規則 5 条

¹⁹⁹ ECOWAS 競争規則 6 条

²⁰⁰ ECOWAS 競争規則 7 条

ERCA は、これまでのところ企業結合事案、カルテルなどの競争法事案のいずれについても処理をした実績がない。本調査で送付した質問票に対する ERCA の回答によると、現時点のスタッフは 5 名であり、いずれも加盟国から派遣されたわけではなく、ナイジェリア国内から雇用されているという。このように、ERCA の執行体制はまだ整っていないと考えられる。ERCA としては、ECOWAS 競争法の執行体制を早く構築すること、加盟国が独立した競争当局を設立することが優先的な課題だと考えているようである。

ECOWAS 加盟国 15 カ国のうち 8 カ国²⁰¹は、西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) にも加盟しており、UEMOA には加盟国に適用される競争法が存在している。ECOWAS 競争規則 13 条 3 項は、ECOWAS 競争法の執行に UEMOA の競争当局と協力する旨の規定を置いている。この点、ERCA の回答によると、2021 年 1 月から ERCA と UEMOA の間で管轄の競合の扱いについて調整するべく MOU の締結に向けた話し合いが継続しているところのようである。

ECOWAS 競争法は、EAC 競争法のようにクロスボーダー案件に適用される旨の規定を置いておらず、ECOWAS 競争規則 4 条 1 項は、域内の取引や投資に影響のある反競争的行為に適用するとしている。そのため、規定上その外延が明確でないところがあるが、この点について ERCA は、ECOWAS 競争法はクロスボーダー案件に適用され、純粋に加盟国内の事案については加盟国競争法が適用されるとのことである。

ECOWAS 競争法 11 条 4 項は、加盟国が ERCA の決定を執行する当局を指名することとされているが、ECOWAS 加盟国は過半数が競争当局を有しておらず、そうした国々において ERCA の決定を執行することは難しいと考えられる。この点、ERCA は、仮に加盟国に競争当局が存在しない場合には、加盟国の貿易担当省が ERCA の指揮の下で案件調査や執行にあたることとしている。

他方、ECOWAS 競争規則 13 条 4 項は、ERCA の諮問機関として各加盟国から 2 名ずつ派遣された委員によって構成される競争諮問委員会 (Consultative Competition Committee) を設置することとしている。

現時点において ERCA は、国際協力機関などによる技術支援を受けていないようであり、ERCA によると、喫緊の課題として、スタッフの事件処理能力の向上が求められているとのことである。

(4) UEMOA における競争法の概要と課題

前述したように UEMOA は、ECOWAS にも所属する 8 カ国により構成されている。通貨統合も既に達成されており、UEMOA 域内においては、CFA フランが共通単一通貨として使用されている。ここ数年 ECOWAS においては、UEMOA で流通する CFA フランを ECOWAS 共通の通貨 Eco に切り替えることが議論されてきたが、諸般の事情によりなかなか進んでいない。

UEMOA 域内においては、UEMOA 条約 (TRAITE MODIFIE DE L'UNION ECONOMIQUE ET MONETAIRE OUEST AFRICAINE) 6 条により、UEMOA で制定された法令が加盟国の

²⁰¹ UEMOA にはブルキナファソ、コートジボワール、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ、ギニアビサウが加盟している。

法令に優先して直接に適用されることになっている。

UEMOA 条約 88 条は、カルテル及び市場支配的地位の濫用、域内の競争を阻害する公的援助を禁じており、同条約 90 条は、同条約 88 条に規定する違反行為の執行を UEMOA 委員会が担うことを規定している。

UEMOA 委員会は、加盟国それぞれから派遣された 8 名の委員によって構成されており、UEMOA の首脳会議と UEMOA 閣僚理事会の下、UEMOA 条約の実施機関となっている。UEMOA 委員会は、競争法の執行に特化した組織ではなく、委員会の下に設けられた 7 つの部局において担当する事務が行われており、競争法は競争部 (La Direction de la Concurrence) が担当している。UEMOA から得た質問票の回答によると、競争部にはいくつかの調査や訟務を担当する課が設置されており、スタッフは加盟国からの出向してきた職員によって構成されているとのことである。UEMOA 委員会においては、これまで 12 件の競争法に関する事案の決定が下されてきた。

UEMOA における競争に関する法令としては、2002 年 UEMOA 競争規則 (Règlement n° 02/2002/CM/UEMOA du 23 mai 2002) があり、この競争規則には、いわゆるハードコアカルテル全般を禁止する規定²⁰²、市場支配的地位の濫用を禁ずる規定²⁰³が置かれている。カルテルや市場支配的地位の濫用を規制する手続については、UEMOA 競争手続規則 (Règlement n° 02/2002/CM/UEMOA) が別途定められており、UEMOA 委員会は、同規則 17 条 1 項に基づき、関係人に対しヒアリングを実施し、同規則 21 条 1 項に基づき加盟国の関係当局に命じて調査を実施させることができる。また、同規則 21 条 3 項に基づき、UEMOA 委員会は、決定により事件関係人に対し証拠の提出を求めることもできる。UEMOA 競争規則は、UEMOA の回答によると、クロスボーダー案件だけでなく加盟国 1 国の反競争的行為に対しても適用されるとのことである。

UEMOA 競争手続指令 (Directive N° 02/2002/CM/UEMOA) 6 条は、加盟国に対し競争法を執行できる体制を整えることを求めている。しかし、UEMOA 委員会の事件調査と加盟国競争当局による事件調査の関係性について、十分に手続が整備されていないと指摘されており²⁰⁴、加盟国に競争当局以外の規制当局が併存する場合の手続の整備もなされていないと指摘されている²⁰⁵。実際、UEMOA 加盟国のうちベナンとギニアビサウは競争法を有しておらず、加盟国の 8 カ国のうち 2 カ国しか競争当局を有していない。UEMOA の回答によると、競争当局のない加盟国に対して調査を実施するにあたっては、当該加盟国の貿易担当省に協力を依頼するとのことであるが、実際には難しいように見受けられる。

UEMOA 委員会が違反事実を認定した場合には、競争法違反者に対して、UEMOA 競争手続規則 4 条 1 項に基づき排除措置命令を発することができ、同規則 22 条 2 項によって、最高 1 億 CFA フランの制裁金を課すこともできる。

このように、UEMOA の競争法においては、カルテルや市場支配的地位の濫用を規制する法令は一通り整えられているが、企業結合規制に関する規定が整備されていない。UEMOA によると、今後は企業結合規制の導入、リニエンシー制度、コンプライアンス・

²⁰² UEMOA 競争規則 3 条

²⁰³ UEMOA 競争規則 4 条

²⁰⁴ United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD), Preparatory report for the ex-post review of the competition policy of the West African Economic and Monetary Union, 2020, P5.

²⁰⁵ Ibid., p. 10.

プログラムなどを導入した法改正も検討されているようである。

UEMOA 競争手続規則 28 条 3 項には、ECOWAS 競争法と同様に、競争諮問委員会 (Comité Consultatif en matière de concurrence) という組織が設置されている。この競争諮問委員会は、各加盟国から 2 名ずつ派遣された 16 名の委員によって構成されており、UEMOA 委員会の決定に関与できる仕組みとなっている。各委員の任期は 3 年で 1 回だけ再任が認められている。UEMOA の回答によると、この競争諮問委員会が設置されたのは、加盟国が意思決定プロセスに効果的に参加できるようにするためだという。

なお、UEMOA の競争法に関する UNCTAD による Peer Review が行われているが、国際機関による長期的な法整備支援は見当たらない。UEMOA としては、事件調査の手法や経済分析に関する能力強化のほか、財政支援が求められているという。

(5) 南部アフリカ関税同盟における競争法の概要と課題

南部アフリカ関税同盟 (Southern African Customs Union: SACU) は、世界で最も古い関税同盟だとされており、その創設はイギリス植民地時代の 1910 年まで遡ることができる。当初は、複数の独立国が加盟する国際条約ではなく、イギリス統治下の地域での取り決めであったが、その後 SACU 条約が 1969 年に改正され、ボツワナ、レソト、スワジランド (現エスワティニ)、南アフリカが参加する国際条約となった。

ただし、1969 年の改正当時は、加盟国が平等に意思決定に参加できる体制とはなっておらず、南アフリカ 1 国が主導する体制が採られていた。しかしその後、1990 年にナミビアが独立し、1994 年に南アフリカのアパルトヘイトが廃止されるのを機に、SACU 条約が改正されることとなり、2002 年に現行の SACU 条約が締結され、加盟国が平等な立場で参加する国際条約となった。

SACU 条約には、40 条と 41 条に競争に関する規定が設けられており、これだけが競争法に関する規定となっている。SACU 条約 40 条 1 項は、加盟国各国が競争政策をもつこと、同条 2 項は、加盟国が競争法の執行に協力することを求めており、SACU 条約 41 条は、閣僚評議会 (Council of Ministers) が関税同盟委員会 (Customs Union Commission) の助言を受け、競争政策や反競争行為に対する対応を決める権限を有する旨定めている。

しかし、SACU 条約は、違反行為に関する実体規定、違反行為を取り締まるための手続規定のいずれをも欠いており、閣僚評議会は競争当局として機能していない。

SACU 加盟国である南アフリカは、アフリカで最も活発に活動する競争当局を有しており、同じく加盟国であるボツワナとエスワティニも競争法と競争当局を整備しているが、レソトには競争法がなく、また、加盟国間で競争政策についてハーモナイズする体制は整えられていない。

なお、SACU に対する競争法に関する国際機関からの法整備支援がなされた形跡は見当たらない。

(6) 中部アフリカ経済通貨共同体における競争法の概要と課題

中部アフリカ経済通貨同盟 (Communauté économique et monétaire de l'Afrique centrale:CEMAC) は、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ、ガボン、赤道ギニア、チャドの 6 カ国により構成された地域経済共同体であり、中央アフリカ経済同盟 (l'Union

Economique de l'Afrique Centrale) と中央アフリカ通貨同盟 (l'Union Monétaire de l'Afrique Centrale) という 2 つの組織が合わさって CEMAC となっている。CEMAC の主な目的は、現行の地域経済計画 (Programme Économique Régional) に基づき、2025 年までに統合され、安全かつ団結し、統治が行き届いた経済圏を創設することだとされている。

CEMAC における現行の競争法は、2019 年 CEMAC 競争法 (Règlement n°06/19 - UEAC - 639 - CM - 33 du 7 avril 2019) である。CEMAC 競争法 6 条により競争当局として CEMAC 競争委員会 (La Commission) が設置され、同法 8 条により CEMAC 競争委員会の中に共同体競争会議 (Conseil Communautaire de la Concurrence: CCC) という組織が設置され、この CCC において競争に関する調査を実施する構造となっている。

加盟国競争当局は、CEMAC 競争委員会に協力して調査に当たることとされており、加盟国に競争当局が存在しない場合は CEMAC 競争委員会自らが調査を実施するとされている²⁰⁶。

CEMAC 競争法は、いわゆるハードコアカルテルを全面的に禁止しており²⁰⁷、競争法に反する合意は自動的に無効だとしている²⁰⁸。また、市場支配的地位の濫用を禁ずる規定もあり²⁰⁹、企業結合規制に関しても詳細な規定が置かれている²¹⁰。

CCC には立ち入り検査を実施し、証拠を押収する権限が与えられており²¹¹、CEMAC 委員会が違反を認定した場合には、決定により差止や排除措置命令を発することができるほか²¹²、違反事業者に対して全世界の売上げの 10%、域内の売上げの 20% を超えない範囲で制裁金を課すことができ、再犯の場合は制裁金を 2 倍にすることができる²¹³。

CEMAC 委員会の決定に不服がある場合には、CEMAC 共同体司法裁判所 (La Cour de Justice Communautaire) に控訴することができ²¹⁴、同裁判所の判断が最終審となっている²¹⁵。

このように、CEMAC における競争法は、包括的な内容を有しており、先進各国の競争法に遜色ないものとなっている。しかし、CEMAC 競争委員会はいまだ競争当局としての業務を本格的には開始していない²¹⁶。また、加盟国のうち中央アフリカ、チャド、ガボン、赤道ギニアは国内競争法をまだ整備しておらず、CEMAC 競争法の執行の障害となっている。

なお、国際機関からの法整備支援として、2017 年から 2 年間にわたり EU が 100 万ユーロの予算を拠出し、UNCTAD が CEMAC 加盟国を対象にして競争法の普及啓発などの支援を行っている。

2.2.6 広域的な競争法支援の可能性

アフリカ地域全体をみると、まだ競争法が整備されていない国や、競争法を有していて

²⁰⁶ CEMAC 競争法 22 条

²⁰⁷ CEMAC 競争法 30 条

²⁰⁸ CEMAC 競争法 31 条

²⁰⁹ CEMAC 競争法 33 条

²¹⁰ CEMAC 競争法 58 条以下

²¹¹ CEMAC 競争法 37 条 a。立入検査における弁護士立会権が認められている。

²¹² CEMAC 競争法 49 条

²¹³ CEMAC 競争法 50 条

²¹⁴ CEMAC 競争法 24 条

²¹⁵ CEMAC 競争法 106 条

²¹⁶ Kamala Dawar, George Lipimile, *supra* note 19, 2020, P248.

もそれを執行する競争当局がない国が存在している。また、アフリカの国々の多くが重複して地域経済共同体に属しているところ、地域経済共同体の競争法の整備状況はまちまちであり、競争当局を有するところとそうでないところがある。COMESA 競争委員会のように積極的に活動しているところはむしろ少なく、EACA や ERCA のように組織の基盤の整備をしているところ、競争法規定を有していても実質的に機能していないところが多い。競争当局がある地域経済共同体の多くは、加盟国の競争法の整備状況の違いによって運用に苦慮している。

このような状況下でアフリカ地域の国々に対し競争法を広めるためには、全体として整備の底上げをすることが必要であると思われる。そのためには、競争法の整備が進んでいない国も参加する広域な場での能力強化が有効な一つの選択肢であろうと思われる。たとえば、地域経済共同体の中で競争法の運用が進んでいる国がホストとなり、地域経済共同体の加盟国の当局者を集め、そこで実践的な実務や理論を学んでもらうことは有効であろうと思われる。

この点、ケニアの CAK は、競争法の整備が進んでいない国の当局者が CAK で数か月実務を体験してもらうのが有効だとしている。また、CAK は、EAC や COMESA の中心的なメンバーでもあり、実際、EAC と COMESA の合同のワークショップを主催することも行ってきた²¹⁷。さらに CAK は、アフリカの競争当局が集う ACF でも中心的なメンバーであり、ACF を通じて 10 カ国を集め、企業結合に関するワークショップも主催した実績がある²¹⁸。このような状況を考えると、CAK の国際的な取り組みに対して支援するということは、アフリカの広い地域での競争法の発展にとって有益であろうと思われる。

なお、アフリカ地域では、南アフリカの競争当局である南アフリカ競争委員会も執行実績が豊富であり、2020 年にも ACF の議長国として COVID-19 が蔓延する中での競争法執行上の課題についてウェビナーを開催するなどの豊富な支援実績がある。本調査においては南アフリカ競争委員会から具体的な情報を入手するに至らなかったが、今後、広域的な協力を行おうとする場合には、同当局との連携についても検討の余地があると思われる。

ACF を通じた能力強化であれば、地域経済共同体の枠組みをさらに超えて、現時点で競争法を持たないガーナのように国であっても参加しやすいように思われる。

2.3 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法の概要、実務上の課題と支援の可能性

2.3.1 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法の概要

(1) ケニア倒産法の概要

(a) ケニアにおける倒産関連の法令

・現行法例

ケニアにおける倒産手続に適用される主な法律は、2015 年倒産法（Insolvency Act, 2015）である²¹⁹。2015 年倒産法は、自然人（natural person）、パートナーシップ（partnership）、有限責任パートナーシップ（limited liability partnership）、会社

²¹⁷ <https://www.cak.go.ke/sites/default/files/2019-06/Competition%20Authority%20of%20Kenya%20News%20Bulletin%20%2C%20October%202016-min.pdf>, p.8.

²¹⁸ https://twitter.com/cak_kenya/status/1014479630609342464

²¹⁹ <http://kenyalaw.org:8181/exist/kenyalaw/actview.xql?actid=No.%2018%20of%202015>
http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/Acts/Insolvency_Act18of2015_-_compressed.pdf

(company)、その他の法律によって設立された企業体 (other corporate body established by any written law) に適用される、倒産手続に関する包括的な法律である²²⁰。また、同法の下位規範である 2016 年倒産規則 (Insolvency Regulations, 2016)²²¹は、倒産法の規定を補完している (同規則は 2018 年倒産 (修正) 規則 (Insolvency (Amendment) Regulations, 2018)²²²、2018 年倒産 (修正) 規則 (Insolvency (Amendment) Regulations, 2018)²²³、2019 年倒産 (修正) 規則 (Insolvency (Amendment) Regulations, 2019)²²⁴により修正された)。

2015 年倒産法は、2019 年に一部改正されたほか、2020 年 (修正) 事業法 (Business Laws (Amendment) Act, 2020)²²⁵、2021 年 (修正) (No. 2) 事業法 (Business Laws (Amendment) (No. 2) Act, 2021)²²⁶によっても一部改正されている。

・制定過程

ケニアの倒産法制は、2004 年頃から、カナダ、米国、英国、オーストラリア、ニュージーランド等の支援を受けて、改革の取り組みを行ってきたとのことである。そして、ニュージーランドのコンサルタントが法案のファーストドラフトを起草し、その後の議論を経て、2015 年倒産法が制定されたとのことである。ケニアは英国の旧植民地であり、法制度も、いわゆるコモンローを基礎としていることもあり、倒産法制の改革もコモンローの国々からの支援を受けて行われた。もっとも、制定後の運用段階においては、これらの国々からの特段の支援は受けていないとのことである。

(b) ケニアの倒産実務に関わる機関・主体

・概要

個々の倒産事件を担当するのは、裁判所、Official Receiver、及び、弁護士・会計士等の倒産実務家 (Insolvency Practitioner) である。また、倒産法制度の整備や、倒産法制の周知・普及は、事業登録局 (Business Registration Service: BRS)²²⁷が管轄し、倒産実務家 (Insolvency Practitioner) の認証や監督は BRS の一部門である Official Receiver 事務所 (Office of the Official Receiver in Insolvency) が担当している。

・裁判所

倒産事件を担当するのは、高等裁判所 (High Court of Kenya) の商事・税務部門 (Commercial & Tax Division) である²²⁸。商事・税務部門には、7~8 年以上の商事・税務の実務を経験した裁判官が、3~4 年間所属することが一般的とのことである。また、ケニアの裁判所では、日本の裁判所において書記官が担っている事務を、裁判官が行っている場合もあるようである。日本の裁判所における倒産事件の処理に

²²⁰ MMAN Advocates, First-step analysis: restructuring & insolvency in Kenya - Lexology, 2019, <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=6f3611e3-3d9b-4a0c-9ebe-fe5bea4af65f>

²²¹ http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/LegalNotices/2016/LN47_2016.pdf

²²² http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/LegalNotices/2018/LN7_2018.pdf

²²³ http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/LegalNotices/2018/LN7_2018.pdf

²²⁴ http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/LegalNotices/2019/LN29_2019.pdf

²²⁵ <http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/AmendmentActs/2020/BusinessLawsAmendmentAct2020.PDF>

²²⁶ <http://kenyalaw.org/kl/fileadmin/pdfdownloads/AmendmentActs/2021/No.1of2021.pdf>

²²⁷ <https://brs.go.ke/index.php>

²²⁸ <https://www.judiciary.go.ke/courts/high-court-2/>

<https://cms.law/en/ken/news-information/overview-of-kenyan-insolvency-law>

においては、特に書記官の果たす役割が重要であるが、ケニアの裁判所においては、そのような役割を担う担当官は存在しないとのことである。

• 倒産実務家 (Insolvency Practitioner)

倒産事件の管財人等 (liquidators, administrators, bankruptcy trustees 等) に選任されるのは、倒産実務家 (Insolvency Practitioner) の認証を受けた者である。日本では破産管財人に選任されるのは主として弁護士であり、選任候補となる弁護士数は相当数に上る。しかしケニアでは、倒産実務家の認証を受けている者のほとんどは会計士で、弁護士は数名にとどまり、倒産実務家の総数も 30 名程度とのことである。なお、倒産実務家となる資格を有するのは、Official Receiver 事務所 で 2 年以上勤務した弁護士、4 年以上倒産実務家のもとで働いた経験がある者等、一定の倒産実務に関する経験を有する者とされている²²⁹。倒産実務家の認証を行うのは、Official Receiver 事務所 (Office of the Official Receiver in Insolvency) である。

• 事業登録局 (Business Registration Service: BRS)

事業登録局 (Business Registration Service: BRS)²³⁰は、司法長官事務所・司法省 (Office of the Attorney General and Department of Justice) の傘下にある組織で、倒産法制の整備に関与し、国民に対する倒産法制の周知などの広報活動も行っている。

• Official Receiver 事務所 (Office of the Official Receiver in Insolvency)

Official Receiver 事務所 (Office of the Official Receiver in Insolvency) は、BRS の一部門であり、2015 年倒産法に基づき、倒産実務家の認証を行うなど、倒産実務における管理・監督を担当している。Official Receiver は、自然人の破産及び会社の破産の管理、清算の管理・監督を行っているほか、自らが主体となって訴訟を行うことや、不動産等の財産の処分を行うことができる²³¹。

(c) 倒産手続の種類

ケニアの倒産手続としては、主に自然人の任意整理 (Voluntary arrangement)²³²、破産した故人の財産管理 (Administration of insolvent deceased' estates)²³³、会社の清算 (Liquidation of companies)²³⁴、任意清算 (Voluntary liquidation)²³⁵、未登録会社の清算 (Liquidation of unregistered companies)²³⁶、倒産した会社の管理 (Administration of insolvent companies)²³⁷、会社の任意整理 (Voluntary arrangement)²³⁸などが存在している。

ケニアでは、2015 年倒産法の制定により、以前は清算を余儀なくされていた企業に対する企業救済制度が導入された。導入された制度は、主に会社の管理と会社の任意整理の 2 つの手続があるが、現時点では会社管理が多く利用されているようであり、ケニア

²²⁹ 2015 年倒産法 6 条及び 2016 年倒産規則 11 条

²³⁰ <https://brs.go.ke/index.php>

²³¹ 2015 年倒産法 703 条

²³² 2015 年倒産法 303 条以下

²³³ 2015 年倒産法 362 条以下

²³⁴ 2015 年倒産法 381 条以下

²³⁵ 2015 年倒産法 393 条以下

²³⁶ 2015 年倒産法 512 条以下

²³⁷ 2015 年倒産法 520 条以下

²³⁸ 2015 年倒産法 624 条以下

最大規模の小売業者であったナクマツト (Nakumatt) や ARM セメント (ARM Cement)、ディーコンズ (Deacons) といった有名な国内企業について、会社管理の手続が行われている²³⁹。

2015 年倒産法は、倒産手続中の債務者の事業継続を容易にし、債権者の平等な扱いと破産手続きへのより大きな参加を認めることで、事業継続が困難な企業の救済を可能にしたものと評価されている。

(2) ガーナ倒産法の概要

(a) 2020 年倒産法の施行

ガーナでは、2020 年企業倒産・事業再生法 (Corporate Insolvency and Restructuring Act, 2020) (2020 年倒産法) が施行された²⁴⁰。これにより、旧法 (Bodies Corporate (Official Liquidations) Act) は廃止されている。

2020 年倒産法では、これまで銀行や保険会社のみにも適用が認められていた事業再生や管理の選択肢が、一般企業に対しても適用されることとなった。これは、救済文化 (rescue culture) と言われるもので、長期的には存続可能であるものの一時的に窮地に陥った企業が、雇用を守って企業の資産と債権者の権利を保護し、効率的で迅速かつ公平な再建を行うことを可能にするものと評価されている。

2020 年倒産法の下では、以下の手続きが認められている。旧法下では、以下のうち強制清算 (Official Liquidation) のみが、多くの企業にとって唯一の選択肢であった。

- ・会社管理 (Administration) (3 条～38 条)
- ・事業再生 (Restructuring) (39 条～59 条) (60 条～78 条は管理・事業再生共通)
- ・強制清算 (Official Liquidation) (79 条～149 条)
- ・倒産処理 (Insolvency Services) (153 条～164 条)
- ・国際倒産 (Cross border insolvency) (150 条～152 条)
- ・相殺契約及びその他の事項 (Netting agreements and other miscellaneous matters) (165 条～171 条)

2020 年倒産法により新たに導入された制度等は、以下のとおりである²⁴¹。

- (i) 2019 年会社法により設置された会社登録局 (Office of the Registrar of Companies) に、倒産処理部門 (Insolvency Services Division) を設置²⁴²
- (ii) 倒産実務家 (Insolvency Practitioners) の資格とその規制に関する制度を導入²⁴³
- (iii) 倒産手続を開始した企業のために、他の債権に優先する開始後の資金調達の手続き (Post-Commencement Financing) を導入²⁴⁴
- (iv) クロスボーダー倒産処理の規定を整備 (Cross Border Insolvency Proceedings) ²⁴⁵
- (v) 適格な金融契約 (Qualified Financial Contracts) のための相殺契約の隔離制度

²³⁹ CMS, Overview of Kenyan Insolvency Law, 2018,

<https://cms.law/en/ken/news-information/overview-of-kenyan-insolvency-law>

²⁴⁰ <https://rgd.gov.gh/docs/Act%201015-2.pdf>

²⁴¹ <https://garia.org/president-assent-to-the-corporate-restructuring-and-insolvency-act-2020-act-1015/>

²⁴² 2019 年会社法 351 条以下、2020 年倒産法 153 条

²⁴³ 2020 年倒産法 161 条

²⁴⁴ 2020 年倒産法 107 条

²⁴⁵ 2020 年倒産法 150 条以下

(Ring-Fencing of Netting Agreements) の整備²⁴⁶

(vi) 倒産処理部門の設置を含む倒産手続きの充実・強化²⁴⁷

(vii) 債務超過の取引を行った取締役に対する制裁（罰金・懲役）とガバナンス体制の強化²⁴⁸

(viii) 倒産手続における債権者の関与の強化²⁴⁹

現地におけるヒアリングにおいても、この清算型から再生型への転換という点が、実務家の間で重要なものとして認識されていた。

(b) ガーナの倒産実務に関わる機関

・裁判所

2020 年倒産法では、倒産手続における裁判所の関与が規定されており、高等裁判所（High Court）の商業部門（Commercial Division）または金融部門（Financial Division）が倒産手続に関与している²⁵⁰。

・倒産実務家（Insolvency Practitioner）

2020 年倒産法施行前に、2019 年会社法（Companies Act, 2019）が施行され²⁵¹、同法において会社登録局（Registrar General's Office）の設置と財産管理人（Receivers 及び Managers）について規定されていた²⁵²。2020 年倒産法では、会社登録局に倒産部門（Insolvency Division）が、倒産手続における財産管理人として倒産実務家（Insolvency Practitioner）が導入されている²⁵³。

倒産実務家となるには、会計士（ガーナ共和国勅許会計士協会所属）、弁護士（ガーナ弁護士協会所属）または銀行家（Banker）（銀行家協会所属）の資格が必要であり、ビジネス、法律、会計、融資（Banking）などに関する実務的な能力を有することが必要とされている。倒産実務家の資格は、会社登録局の倒産部門による認定を受ける必要がある²⁵⁴。会社登録局の倒産部門による認定にあたっては、後述の GARIA が支援を行っている²⁵⁵。現在、倒産実務家として登録されている人は 100 名程度とのことである。

・会社登録局（Registrar General's Office）

会社登録局（Registrar General's Office）の倒産部門（Insolvency Division）は、倒産実務家の資格の認定など、倒産実務家を監督する立場にある。会社登録局は、倒産実務家のリストを保有しており、個々の倒産事件において管財人を裁判所が選任するにあ

²⁴⁶ 2020 年倒産法 166 条

²⁴⁷ 2020 年倒産法 153 条

²⁴⁸ 2020 年倒産法 119 条

²⁴⁹ 2020 年倒産法 20 条以下

²⁵⁰ <https://www.judicial.gov.gh/index.php/the-high-court>

²⁵¹ <https://rgd.gov.gh/docs/Act%20992.pdf>

²⁵² 2019 年会社法 261 条以下

²⁵³ 2020 年倒産法 154 条

<http://rgd.gov.gh/liquidation.html>

²⁵⁴ 2020 年倒産法 154 条以下

AudreyGrey, Ghana has a New Corporate Restructuring and Insolvency Act, 2020,

<https://audreygrey.co/home-grid-slider/ghana-has-a-new-corporate-restructuring-and-insolvency-act/>

²⁵⁵ 2020 年倒産法 171 条(2)

たって、適切な倒産実務家を推薦することができる。また、後述のとおり、GARIA とも協力関係にあり、GARIA の公法人化の手続きにも関与するなど、関係性は深い。

・ **ガーナ事業再生・倒産アドバイザー協会 (Ghana Association of Restructuring and Insolvency Advisors : GARIA)**

GARIA は、2006年に設立された専門家主体の協会である。民間の団体であるが、現在、公法人化するための法案を提出中であり、近い将来、公法人化される予定である。GARIA は、INSOL International のメンバーであって、(i)事業再生・倒産の分野でのリーダーシップの発揮、(ii)国営企業を含む企業の事業再生の支援、(iii)実務家の意見交換やフォーラムの場の提供、(iv)倒産に関する法改正や国際協力の促進などを目的としている²⁵⁶。

GARIA は、会社登録局の役割を支援し、前述のとおり倒産実務家の認定に関与するほか、倒産実務家の訓練や、セミナー等を行い、倒産制度の普及活動を行っている。

GARIA は、現在は常勤の役職員は7名と組織としては小さいが、約300名の個人・団体が加盟しているとのことである。GARIA は銀行等が中心となって設立にあたったという背景があるようであり、その運営にかかる予算も銀行等の政府外の団体から得た資金や会員からの会費で成り立っているとのことである。

(3) ナイジェリア倒産法の概要

(a) ナイジェリアにおける倒産関連の法令

ナイジェリアでは、事業再生や倒産について包括的に規定する単独の法律（倒産法）は存在しない。企業の事業再生や倒産については、会社法に一定の規律があるほか、事業に応じて適用される個々の法令（業法）にも規律があり、それらによって倒産制度（M&A等、組織再編に対する規制を含む）が構築されている。

・ **会社法及び会社清算規則**

- ・ 2020年会社及び関連事項法（Companies and Allied Matters Act, 2020）（2020年CAMA法）²⁵⁷
- ・ 会社清算規則（Companies Winding-up Rules）（2012年）

2020年CAMA法は、1990年会社及び関連事項法（Companies and Allied Matters Act, 1990）（1990年CAMA法）が会社清算（Winding up）の規定のみを置いていたのに対して、新たに事業再生の規定を整備した。すなわち、会社の清算に加えて事業再生に関する規定を導入することにより、企業に対して新たな組織再編と財政確保の選択肢を提供し、会社を再建させる道を提供した。1990年CAMA法は、2020年CAMA法の制定を受けて廃止された。

2020年CAMA法で導入された制度は、主に会社の任意整理（Company voluntary arrangements）（434条～442条）、公的な会社管理（Administration）（443条～549条）、相殺（Netting）（718条～721条）となっている。このうち、会社管理に関しては、裁判所による管理人の選任（Appointment of administrator by court）、裁判所外における会

²⁵⁶ <https://garia.org/about-us/>

<https://www.insol.org/Member-Associations/The-Ghana-Association-of-Restructuring-and-Insolve>

²⁵⁷ <https://www.cac.gov.ng/wp-content/uploads/2020/12/CAMA-NOTE-BOOK-FULL-VERSION.pdf>

社または取締役による管理人の選任（Appointment of administrator by company or director out of court）をはじめとして、管理人による会社の管理と手続について詳細な規定が設けられている。

・銀行に関する法令

- ・ 資産管理公社法（Asset Management Corporation of Nigeria Act）（AMCON 法）（2010年、2015年、2019年改正）
- ・ 銀行及びその他の金融機関法（Banks and Other Financial Institutions Act）（BOFIA 法）（Cap B3 LFN）（2004年）
- ・ 破綻銀行（負債回収）及び銀行における金融不正行為に関する法律（Failed Banks (Recovery of Debts) and Financial Malpractices in Banks Act）（FBFMB 法）（1994年）
- ・ 中央銀行法（Central Bank of Nigeria Act）（CBN 法）
- ・ 預金保険委員会法（Nigerian Deposit Insurance Commission Act）（NDIC 法）（2006年）
銀行やその他の金融機関の倒産や組織再編には、FBFMB 法、BOFIA 法、NDIC 法が適用される²⁵⁸。

資産管理公社法（AMCON 法）は、2008年の世界的な金融危機において生じた銀行の不健全な資産を管理するために制定された法律であり、これまで2015年、2019年に改正されている。CBN 法や NDIC 法が経営の引き継ぎや清算を前提とした法律であるのとは異なり、不良債権の処理を通じた銀行の事業継続と経済の健全化を主な目的として運用されている。

・銀行以外の特定業種に関する法令

銀行以外の特定の業種についても、以下の法律が特別な制度の適用を定めている。

- ・ 保険法（Insurance Act）（2003年）²⁵⁹
- ・ 国家保険委員会法（National Insurance Commission Act）（1997年）
保険法と国家保険委員会法は、全ての保険会社に適用され、保険会社の合併や事業譲渡、清算の手続は、これらの法に基づき進められることになる²⁶⁰。
- ・ 石油法（Petroleum Act）（1969年）
石油法は、石油・ガス産業における再編・合併に適用され、特に石油・ガスの資産・ライセンスに関する権益の譲渡には大臣の同意が必要となる。

・M&A を含む組織再編に適用される法令

- ・ 投資証券法（Investment and Securities Act）（2007年・2015年改正）
- ・ 証券取引委員会規則（Securities and Exchange Commission Rules）（2013年・2019年改正）
- ・ 連邦競争消費者保護法（Federal Competition and Consumer Protection Act 2019）（2019年）

前述のとおり、一般企業の事業再生や倒産に関しては CAMA 法が適用されるが、事業再生に関連する法令として、組織再編（M&A を含む）に適用される法律についても記載する。

²⁵⁸ <https://ndic.gov.ng/resources/legal-matters-regulations/>

²⁵⁹ <https://lawsofnigeria.placng.org/laws/l17.pdf>

²⁶⁰ 保険法 30 条以下

投資証券法は、2007年に制定された資本市場（証券取引委員会や上場企業の活動を含む）を規制する法律であり、M&Aについても定めている。ただし、連邦競争消費者保護法が2019年に制定され、これにより、合併規制に関する投資証券法の一部規定が廃止され、合併取引を承認する権限が証券取引委員会（SEC）から競争委員会（Competition Commission）に引き継がれている。

• **その他関連する法令**

- 財務法（Finance Act）（2020年）
- 連邦高等裁判所（民事訴訟）規則（Federal High Court (Civil Procedure) Rules）（2019年）

ナイジェリアでは、近年、事業再生・倒産制度の変更が著しく、特に、連邦競争消費者保護法の制定（2018年）と、AMCON法（2019年）、CAMA法（2020年）の改正は倒産制度に大きな影響を与えている。

(b) ナイジェリアの倒産実務に関わる機関

• **連邦高等裁判所（Federal High Court）**

2020年CAMA法によれば、ナイジェリアの事業再生・倒産に関する案件は、連邦高等裁判所（Federal High Court）で処理される²⁶¹。2020年CAMA法は、ナイジェリア事業再生・倒産実務家協会（Business Recovery and Insolvency Practitioners Association of Nigeria: BRIPAN）を倒産法の専門家（Insolvency Professionals）の認証機関の一つとして認めている。

• **ナイジェリア事業再生・倒産実務家協会（Business Recovery and Insolvency Practitioners Association of Nigeria: BRIPAN）**

BRIPANは、1994年に設立された非営利団体で、INSOL Internationalのメンバーであって、国連国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL）の倒産法ワーキンググループV（Working Group V meetings）のオブザーバーでもある。倒産法分野に関する支援活動や法改正を通じて、ナイジェリアにおける事業再生・倒産実務の発展を推進している²⁶²。BRIPANは、英国の国際開発省（Department for International Development: DfID、現在の外務・英連邦・開発省（Foreign, Commonwealth & Development Office））の支援を受けて、2016年に議会に提出された破産及び倒産法案（Bankruptcy and Insolvency Bill）の作成にも関与するなど、倒産制度の整備に関してナイジェリア政府と協力関係にある。

• **大統領ビジネス環境改善委員会（Presidential Enable Business Environment Council: PEPEC）**

2016年7月にムハンマド・ブハリ大統領によって設立され、大臣等が評議員を務める大統領ビジネス環境改善委員会（Presidential Enable Business Environment Council: PEPEC）は、ビジネスを促進し、事業再生と倒産の枠組みを含む様々な既存の法的課

²⁶¹ <https://fhc-ng.com/jurisdiction.htm>

²⁶² <http://bripan.org.ng/about-us/>

<https://www.insol.org/Member-Associations/Business-Recovery-and-Insolvency-Practitioners-Ass>

題に取り組むために、包括的な倒産法案の可能性を検討しているようである²⁶³。PEBEC の運用部門として、ビジネス環境事務局 (Enabling Business Environment Secretariat: EBES) が存在している。

・資産管理公社 (Asset Management Corporation of Nigeria: AMCON)

2010 年 7 月に設立された資産管理公社 (Asset Management Corporation of Nigeria: AMCON) は、銀行の不良債権の処理に特化した公的機関である²⁶⁴。AMCON は、2008 年の世界的な金融危機に派生して生じた不良債権を効率的に処理し、ナイジェリア経済の安定化及び再活性化を図るために設立された。AMCON は、銀行の不健全な資産を管理して銀行が事業継続できるよう救済措置を講じる点で事業再生の枠組みに類似しており、経営の引き継ぎや清算を伴う CBN 法や NDIC 法のアプローチとは対照的である²⁶⁵。

2.3.2 ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける倒産法実務の課題と支援の可能性

ケニア・ガーナ・ナイジェリアの倒産法実務における課題としては、主として、①倒産法とこれに関連する規則などが整備されているかという観点からの課題（以下、「法律等の整備に関する課題」という）と、②法制度の整備が一定程度進んでいるとして、公的機関や倒産実務家がこれを適切に運用できているかという観点からの課題（以下、「法律等の運用に関する課題」という）に分類することができる。これらの課題を踏まえたうえで、法律等の整備・運用に関する支援の可能性を以下に述べる。

(1) ケニア倒産法実務における課題と支援の可能性

(a) 課題

①法律等の整備に関する課題

2015 年倒産法は、従前は清算手続きに進むしかなかったような法人に対しても、再生を可能にする手続きを導入するなど、先進的な内容になっている。また、800 条にも及ぶ大部の法律で、一見精緻な法制度が整備されているようにみえる。

しかし、現地調査においては、現地の弁護士から、2015 年倒産法は、英国法をベースにしているものの、旧法と新法の継ぎ接ぎとなっている部分もあり、法律の条文にも不明瞭な点や矛盾している点が多く存在しているとの認識が示された。また、倒産法制の整備に責任を有するのは事業登録局であるが、2015 年倒産法制定の過程では、実務との連携や運用面での考慮が不足していたことが伺われる。例えば、2015 年倒産法の制定過程において、裁判所が十分に関与していなかったことから、2015 年倒産法に対する裁判官の理解が追いついておらず、手続きに非常に時間がかかるなど、実務上の運用が円滑に行われていないことが指摘されている。

²⁶³ <https://statehouse.gov.ng/policy/councils-committees/presidential-enabling-business-environment-council/>

²⁶⁴ <https://amcon.com.ng/about-us.php>

²⁶⁵ Punuka, Recent Strides In Nigerian Insolvency Law - Banking Insolvency & AMCON Act - Insolvency/Bankruptcy/Re-structuring - Nigeria, 2015, <https://www.mondaq.com/nigeria/insolvencybankruptcy/431946/recent-strides-in-nigerian-insolvency-law--banking-insolvency-amcon-act>

②法律等の運用に関する課題

・裁判所の課題

倒産事件は、一般の商事・税務訴訟以上に高い専門性が求められる分野であるが、倒産事件に専門的に特化した裁判官の育成はなされていないとのことである。また、2015年倒産法の運用にあたっては、非常に複雑で、かつ、不明瞭な点もある条項を、適切に解釈適用することを困難に感じる裁判官が多く、裁判所としても大きな課題と認識しているとのことである。

さらに、知的財産法分野でも言及した通り、ケニアの裁判所は、裁判官の総数が107名と絶対的な数が少なく、限られた裁判官であらゆる種類の事件を処理しなければならないことから、専門部の設立といった組織上の枠組みで、専門性を持った裁判官を育成することは容易ではないと考えられる。

加えて、日本の裁判所において倒産事件の迅速な処理を支える書記官のような役割を担う者が不在であることが、倒産事件の処理を一層難しくしている。

・倒産実務家等の専門家の課題

専門家の能力強化に関しては、日本では、裁判所における破産管財人候補者名簿に登録された弁護士の破産管財人への選任について、破産管財事件の経験の度合いに配慮して選任する運用や、各弁護士会における倒産法部会や研究会といった実務家組織での研究や実務交流といった方法で、倒産制度の運用に関わる専門家の育成が行われている。ケニアでも、Official Receiverによる倒産実務家の認証制度により、一定の経験を有する者を集め、能力強化を図ることを可能とする制度が整えられた。しかし、まだ認証された倒産実務家は30人程度と少数であり、しかもその多くは会計士であり、法律の専門家が倒産手続きに積極的に関与する状態になっているとは言えず、それゆえに人材の育成も十分に進んでいるとは言い難い。

(b) 法律等の整備・運用に関する支援の可能性

以上をふまえて、ケニアにおける法律等の整備・運用に関する支援の可能性としては、以下のものが想定される。

- (i) 日本の倒産実務の運営方法を参考として、裁判所及び倒産実務家の有機的な連携を図り、裁判所及び倒産実務家の制度運用能力の向上させることに係る支援
- (ii) 2015年倒産法及び倒産規則における不明瞭な点・矛盾点を分析し、円滑な実務が運用できるような法改正及び細則、各種様式の作成等の整備することに係る支援

ケニアでの倒産実務が円滑に行われていない原因には、裁判所が十分な制度運用を行っていないことがあるという指摘があり、この点は、裁判所自身も課題として認識しているということである。したがって、まず裁判所の倒産事件の処理能力の向上という点が、取り組むべき課題であると言える。前述の通り、裁判官の人数といった絶対的なキャパシティ不足という問題はあるものの、裁判官個人の能力強化や運用方法の改善により処理能力を向上させる余地はあるものと思われる。裁判所と倒産実務家、BRSといった他の主体・組織との交流の強化も、制度運用の改善に大きく寄与するものと考えられる。

この分野については、日本では裁判所の倒産部の裁判官・書記官と、倒産法を専門とする弁護士との間で、日常的に実務の運営につき協議がなされ、勉強会が開催されるなどの交流があり、日々実務運営の向上が図られている。その結果、日本の倒産実務は国際的にも高い評価を得るに至った。このような人的交流の重要性に力点を置き、裁判所と実務家の協力枠組みの整備を支援することで、ケニアの倒産実務の質を飛躍的に向上させることができる可能性がある。

裁判所は、現地調査の際のヒアリングにおいても、日本における倒産実務の運営方法に強い関心を示し、日本の倒産実務における裁判所と実務家の協働をテーマとしたワークショップにも、34名の裁判官を含む47名の裁判所職員が参加するなど、日本の実務を参考に倒産実務を改善することに対する強い関心と意欲が示されたところである。かかる状況に照らし、裁判所を直接の対象とした支援は早期に実施可能であり、また、裁判所と実務家の協力枠組みの整備といった方法で日本の得意分野を活かせる有効な支援となることが期待できる。

運用面での支援に加え、現地調査で把握された法制度そのものについての課題の解決に向けた支援も検討できると考えられる。前述のとおり、2015年に包括的な倒産法が制定され、その後何度かの法改正を経ているものの、非常に複雑であり運用が困難である意見に加え、相互に矛盾する条項や、不明瞭な条項があるといった指摘も見受けられる。これは、新法の制定及びその後の法改正において、裁判所や倒産実務家といった実際に制度を運用する者の意見を十分に聞き取らないままに、法整備が進められていった結果、法制度自体に既存の実務運用との乖離が生じ、また、条文上の問題も解消されないまま放置されているという状況が生じているものと考えられる。

包括的な倒産法制度の整備は、前述のとおり、英国法系の国々の支援によりなされたようであるが、運用の段階になって生じた不具合の整備という面での支援は行われていないようであり、現地調査においては、この点の支援の必要性が裁判所からも実務家からも示されたところである。実務面に目を向けて既存の法令の不具合を修正し、必要な細則を整備していくという作業は、法理論よりむしろ現地の実情への細やかな配慮が要求されるものであり、英米法の法体系にない日本の専門家による支援が有効に機能する分野であると考えられる。

また、前述のように、裁判所と実務家が協働して運用を改善していくという取り組みの中で、倒産事件を司る裁判所と、手続きに関与する実務家と、法制度を整備するBRS等の組織の交流が図られることが、相互の意思疎通を活性化させ、法制度の不具合を迅速に改善していくという作業においても活かされるものと考えられる。

(2) ガーナ倒産法実務における課題と支援の可能性

(a) 課題

①法律等の整備に関する課題

ガーナで施行された2020年倒産法によると、同法において必要とされている規則は、同法の施行から12カ月以内に制定するものとされている²⁶⁶。しかし、現時点において

²⁶⁶ 2020年倒産法167条

も、規則の整備を進めている段階にあるとのことである。

②法律等の運用に関する課題

2019年会社法と2020年倒産法の施行によって、会社登録局及びその倒産部門が設立され、倒産実務家の認定制度ができ、会社登録局から認定を受けて活動する倒産実務家の活動と業績を、会社登録局が調査し評価するという枠組みができた²⁶⁷。また、倒産実務家の認定には、GARIAの支援を受けることとされており、実際にその枠組みの運用は始まっているようである。しかし、GARIAの公法人化の手続きが行われている過程にあるなど、まだ制度の整備の途上にあると考えられる。

また、新法の施行から日が浅いこともあり、経済界においても再生型の倒産手続が制定されたことが十分に認知されておらず、実際の利用件数は通算で3件²⁶⁸と、まだほとんど利用されていないというのが現状とのことである。なお、2020年倒産法が成立する以前の旧法下では清算型の手続きのみ存在していたが、件数は年間10件程度であったとのことであり、倒産手続き自体の利用が浸透していなかった状況が見て取れる。

裁判所においても、専門分野を扱う裁判官は、一応当該分野に関する研修を受けることにはなっているものの、各裁判官が倒産法について十分な知見と能力を有しているとは言い難いという現状があるとのことである。

(b) 法律等の整備・運用に関する支援の可能性

以上をふまえて、ガーナにおける法律等の整備・運用に関する支援の可能性としては、以下のものが想定される。

- (i) 2019年会社法と2020年倒産法の施行に伴う諸規則・実務運用マニュアルの制定に係る支援
- (ii) 倒産手続に関与する専門家の育成・強化の支援

前述のとおり、ガーナでは2019年会社法、2020年倒産法と、倒産手続の根幹となる法令が制定されたばかりであり、細則等の諸規則は十分に整備されていない状況である。現状、細則等の整備について他国の支援は受けていないとのことであるから、支援の必要性は非常に高いと考えられる。また、倒産案件の処理件数自体が少なく、実務上の経験の蓄積がない状況であり、運用の方法も定まっていない状況であることから、実務運用マニュアルの制定など、倒産手続、特に再生型の倒産手続の運用方法について、基礎的なマニュアルの作成も必要とされていると考えられる。現地調査においては、登録局長官（Registrar General）が長時間にわたりヒアリングに対応し、GARIAの代表も2日間にわたってヒアリングに参加するなど、関係機関の日本の支援に対する期待は大きく、支援の取り組みを早期に実現できる可能性がある。

次に、ガーナでは、2019年会社法と2020年倒産法により、倒産実務家制度が導入さ

²⁶⁷ 2020年倒産法154条以下

²⁶⁸ 登録局長官（Registrar General）からヒアリング時に示された数値による。

れ、会社登録局が倒産実務家の登録簿を保持することとなるが、これは日本の破産管財人候補者名簿に近い制度と考えられる。日本では、裁判所における破産管財人候補者名簿に登録された弁護士の破産管財人への選任について、破産管財事件の経験を考慮して人選する運用や、各弁護士会における倒産法部会や研究会といった実務家組織での研究や実務交流といった方法で、倒産制度の運用に関わる専門家の育成が行われている。ガーナについても、このような日本の制度を参考にした支援が考えられる。

なお、ガーナの最高裁判所判事からは、倒産法や知的財産法といった先端分野の能力向上も重要ではあるが、それ以上に、基礎的な法解釈能力や、紛争解決能力の向上がより重要であるという発言があった。これは非常に本質的な分析であり、専門分野に関する支援を実効的たらしめるためにも、裁判官の基礎的な法解釈能力や、紛争解決能力を全体として向上させるという視点を常に考慮に入れた支援策の検討が必要であると考えられる。

また、本調査の直接の対象ではないものの、最高裁判所判事からは、ガーナにおいては、地方部における司法アクセスが不十分であり、広大な地域にごくわずかしき裁判所がなく、裁判所の建物すら十分に整備されていない状況があるとの発言があった。多くのアフリカの国々に共通する問題であるが、基本的な司法インフラに関する支援も必要とされていることについて付言する。

(3) ナイジェリア倒産法実務における課題と支援の可能性

(a) 課題

①法律等の整備に関する課題

ナイジェリアでは、2020年CAMA法によって会社制度が改正され、会社の清算(Winding up)に加えて事業再生に関する規定(Company Voluntary Arrangements, Administration, Netting)が導入されているが、施行から間もないため、諸規則や実務上の細則については整備し切れていないと考えられる²⁶⁹。

また、2020年CAMA法によっても、倒産分野に適用される法律が多岐にわたるといふ状況は依然として続いており、包括的な倒産法案の可能性が検討されている²⁷⁰。2020年CAMA法によっても解消できない課題とは何かについて特定し、包括的な倒産法の起草の必要性について検証する余地がある。

②法律等の運用に関する課題

2020年CAMA法によって導入されたばかりの事業再生制度については、制度の運用を担う専門家の理解や能力強化に課題があると考えられる。また、破産財団の確保手段として民事執行制度が有効に機能しているか、債権者に債務者の財産を公平に分配できるかなど、倒産制度の基本的な部分に課題があると考えられる。

²⁶⁹ 2020年CAMA法434条以下、443条以下、718条以下

WIGWE & PARTNERS, WHAT IS NEW IN THE NEW CAMA? – Legal Services at your Go to Firm, 2020, <https://wigweandpartners.com/news/2020/08/10/what-is-new-in-the-new-cama/>

²⁷⁰ <https://www.mondaq.com/nigeria/insolvencybankruptcy/812246/overview-of-insolvency-and-restructuring-in-nigeria>

(b) 法律等の整備・運用に関する支援の可能性

以上をふまえて、ナイジェリアにおける法律等の整備・運用に関する支援の可能性としては、以下のものが想定される。

- (i) 2020年CAMA法制定に伴う諸規則の制定、手続に関与する専門家の育成・強化の支援
- (ii) 2020年CAMA法の問題点の検証と包括的な倒産法案の検討の支援
- (iii) 破産財団の確保手段である民事執行制度を含む、倒産制度の基本的な運用部分の改善に係る支援

前述のとおり、ナイジェリアでは、2020年CAMA法制定により事業再生の規定が導入されたものの、これに伴う諸規則の制定は進んでいないと考えられ、規則やそれをふまえた実務運用の整備のための支援が考えられる。

一部で提唱されている包括的な倒産法案の検討については、その必要性が認められた場合、日本の倒産法制では、2004年に破産法が全面的に改正され、2000年に民事再生法が制定されるなど、包括的な倒産関連法の制定に関しては多くの経験を有しており、こうした知見を活かした支援が可能と考えられる。

そもそも債権者に債務者の財産を公平に分配するといった倒産制度の基本的な運用が十分になされていない可能性についても、民事執行制度の適切な運用も含めた日本の実務家による支援は可能と考えられる。

以上を念頭に、具体的な支援方法としては、ナイジェリアの事業再生・倒産に関する案件を扱う連邦高等裁判所（Federal High Court）や、倒産法の専門家（Insolvency Professionals）の認証機関であって包括的な倒産法案の起草にも携わり、政府とも協力関係にあるBRIPAN、包括的な倒産法案の可能性を検討しているPEBECの運用部門であるビジネス環境事務局（EBES）を対象として、現地での研修や長期専門家の派遣などを行うことが想定可能である。特に、BRIPANはDfIDの支援を受けて法案の作成に関与した実績があることから、有力な受け入れ先候補として想定し得る²⁷¹。

(4) ワークショップの開催と支援への期待

本調査では、冒頭部分で述べたように、2022年1月27日に倒産法のワークショップを開催した。この知的財産法のワークショップにおいては、清水祐介弁護士が登壇してプレゼンテーションを行った。

清水弁護士は、Development and Establishment of Restructuring Proceedings in Japan - Realization of speedy and fair procedures through collaboration of the courts and practitioners-（日本における法的倒産手続（再建型）の発展と定着～裁判所、弁護士など各専門家の協働に

²⁷¹ <https://www.mondaq.com/nigeria/insolvencybankruptcy/431946/recent-strides-in-nigerian-insolvency-law--banking-insolvency-amcon-act> Punuka, Overview Of Insolvency And Restructuring In Nigeria - Insolvency/Bankruptcy/Re-structuring - Nigeria, 2019, <https://www.mondaq.com/nigeria/insolvencybankruptcy/812246/overview-of-insolvency-and-restructuring-in-nigeria>
Anthony I Idigbe, Recall: Insolvency & Restructuring In Nigeria, 2017, <https://www.proshareng.com/news/Debtors%20%20Recovery/Recall--Insolvency---Restructuring-In-Nigeria/34616>

よる、迅速かつ公正な手続の実現～) というテーマで、日本における倒産手続の運用の変遷とその背景、日本の再建型法的倒産手続などについて、国際的にも評価の高い日本の倒産法制度が関係者によってどのように運営されているか、清水弁護士の倒産法分野における長年の経験をもとに、プレゼンテーションが行われた。

当日は、ケニア及びガーナの倒産法制に関係する官庁等及び裁判所並びに現地法律事務所から参加者があり、特にケニアの裁判所からは 34 名の裁判官を含む 47 名の裁判所職員が参加するなど、合計 100 名を超す参加者があり、関心の高さがうかがわれた。

当日の Q&A セッションでは、再生計画案の提出期限の延長に関する考え方など、再生手続を迅速に進めるための方法や、担保目的物の評価や無担保債権者との利害調整の方法など、実務的な問題について、活発な議論が行われた。

倒産法のワークショップ後に回収したアンケートには、14 名が回答し、全員がワークショップの内容に非常に満足した、あるいは満足したと回答した。回答者からは、日本における倒産手続きがどのように効率的に運用されているのか、過去からの歴史的発展の過程も含めて、わかりやすく理解できて、非常に参考になったとの回答が寄せられた。

アンケートによると、今後、開催してほしいワークショップのテーマとして、倒産実務家の視点から見た倒産法制の概要、倒産手続における管財人の義務、再生手続における裁判所の役割や有担保債権者の位置づけ、再建手続における再生プランの策定方法といった、詳細な倒産法制度の運用に関するテーマや、日本のケーススタディーの紹介など、より具体的なテーマが挙げられた。

2.4 ESG 投資促進関連法

ESG 投資とは、投資判断要素に環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の視点を取り入れた投資アプローチの一つである²⁷²。国連環境計画・金融イニシアチブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative: UNEPFI) 国連グローバル・コンパクトのイニシアチブのもと 2006 年に策定された、国連責任投資原則 (Principle for Responsible Investment: PRI) の中でうたわれている。この PRI の署名機関・企業は、財務情報に加えて ESG 課題へ適切に対応することや情報を開示することが求められる。策定時には署名機関・企業が 63、運用資産総額も 6.3 兆ドルであったところ、2020 年には、署名機関・企業が 3000 を超え、運用資産総額も 100 兆ドルを超えたことからわかるように、近年 ESG 投資への関心が急激に高まっている²⁷³。アフリカでも ESG 投資は成長しており、2017 年に運用資産総額は、4,283 億ドルに達したといわれている²⁷⁴。

本レポートでは、「法の支配の促進」や「JICA による法整備支援の可能性の検討」という観点から、「S (社会)」と「G (企業統治)」に主眼をおき、(1) ESG 投資のアフリカの動向、(2) 労働、(3) 消費者保護、(4) 汚職という 4 つの観点からアフリカ地域と調査対象国の状況を概観する。

²⁷² ESG 投資の他、インパクト投資、責任投資、持続可能な投資といった呼ばれ方をすることもある。定義が定まらないことが、ESG 投資を阻害する要因となるという指摘もある。また、ESG ウォッシュへの懸念もあり、ESG 基準を確立することが求められている。

²⁷³ PRI, <https://www.unpri.org/pri/about-the-pri>.

²⁷⁴ Bertha Centre, “The African Investing for Impact Barometer,” 2017, <http://www.gsb.uct.ac.za/files/ImpactBarometer5.pdf>.

ESG 分野の調査は、①ケニア、②ガーナ、③ナイジェリアの 3 カ国を軸にしつつ、今後 ESG 投資に力を入れることが見込まれており、支援ニーズもあることが予想される、④モーリシャス、⑤ルワンダ、⑥セーシェル、⑦ウガンダ、⑧タンザニア、⑨ジンバブエ、⑩チュニジア、⑪ボツワナ、⑫ナミビア、⑬コートジボワールを調査対象国とした²⁷⁵。

2.4.1 ESG 投資のアフリカの動向

持続可能な証券取引所イニチアチブ（Sustainable Stock Exchange Initiative: SSE）は、UNCTAD、国連グローバル・コンパクト、UNEPFI と PRI によって設立されたプラットフォームである。表 2-1 のとおり、2022 年 1 月現在、114 カ国、110 の証券取引所がメンバーになっており、ESG 分野の調査の対象とした国のうち、ガーナ以外の国が加盟している²⁷⁶。

表 2-1 SSE への加盟状況・上場企業数・上場企業の ESG 情報公開義務

国名	SSE への加盟	上場企業数	上場企業の ESG 報告の義務
ケニア	●	62	●
ガーナ	-	-	-
<u>ナイジェリア</u>	●	<u>167</u>	●
<u>モーリシャス</u>	●	<u>168</u>	-
ルワンダ	●	8	ESG の報告義務はないが、企業統治の主な状況について報告義務がある。
セーシェル	●	24	-
ウガンダ	●	16	-
タンザニア	●	26	-
<u>ジンバブエ</u>	●	63	●
チュニジア	●	81	-
ボツワナ	●	24	ESG の報告義務はないが、上場企業にはコーポレートガバナンスコードが適用され、統合報告書の提出義務がある。
<u>ナミビア</u>	●	43	●
コートジボワール	●	45	-

出所：SSE のホームページをもとに調査団作成

ナイジェリアやモーリシャスの証券取引所では、上場企業が 160 を超えており、投資家からも注目されていると考えられる。ESG 投資を促進するためには、企業の情報開示が不可欠である。この点、ナイジェリア、ナミビア、ジンバブエは、上場企業に ESG に関する報告義務を課しており、他国に比べて先進的である。SSE では、企業の ESG 状況の情報公

²⁷⁵ ESG 分野に関心があるかどうかについては、Sustainable stock exchange initiative に加入しているかどうかを主な基準に判断した。“Sustainable Stock Exchange Initiative,” <https://sseinitiative.org/>.

²⁷⁶ “Sustainable Stock Exchange Initiative.”

開に関するモデルガイダンスを公表しており、ESG 投資を促進するうえで必要不可欠である情報公開の取り組みは、加盟証券取引所間でますます広がることが予想される。

また、特に社会面の投資判断基準の一つとなるのが、2011年に国連人権理事会で承認された「国連ビジネスと人権に関する指導原則」(Guiding Principles on Business and Human Rights: GPBHR)である。PRIもGPBHRに基づいた人権対応を署名機関・企業に求めていることを表明している²⁷⁷。GPBHRの制定を受けて、日本をはじめ²⁷⁸世界各国でビジネスと人権に関する国家行動計画(National Action Plan: NAP)が策定されており、アフリカでも、NAP策定の動きが見られる。2021年4月、アフリカで初めてケニアでNAPが議会に承認され²⁷⁹、続いて7月にはウガンダでもNAPが制定された。

ケニアのNAPは、「土地と自然資源」、「歳入の透明性」、「環境保全」、「労働」、「救済へのアクセス」という主要な課題を設定している。本調査対象と関連する「歳入の透明性」については、徴税や税収の管理の過程において汚職があること、経済的・社会的に重要な影響を与える契約内容が開示されないこと、採取産業からの税収の透明性が低いことが課題として挙げられている。「労働」については、職場でのセクシャルハラスメントが絶えないこと、産前産後及び育児休暇が取得できないこと、労働者の権利意識が低いこと、移民労働者の採用に対する効果的な法規制がないこと、職場での差別に関する公的なデータがないこと、労働監督官の不足や実効的なグリーバンスメカニズムの欠如により労働者が救済へアクセスできないことが、懸念事項として挙げられている。ケニアのNAPは、こうした課題に応じて、アクションごとに重要なアクターとなる政府機関が明らかにされているのが特徴的である。

ウガンダのNAPは、「土地と自然資源」「環境」「労働者の権利」「歳入の透明性、免税及び汚職」「民間セクターによる社会福祉サービス」「消費者保護」「救済へのアクセス」「女性や脆弱層」という八つの主要課題を設定している。政府の能力強化及び様々なアクターとの連携が求められている²⁸⁰。

その他、ガーナ、ナイジェリア、モーリシャス、タンザニア、ルワンダ、チュニジア、ジンバブエなどでもNAPの策定に向けてワークショップや討論会が開かれたり、ベースライン調査が実施されたりしており、GPBHRの実施に向けた国レベルでの取り組みが広がっている²⁸¹。

²⁷⁷ PRI“Principles for Responsible Investment Sets New Human Rights Expectations for Investors,” <https://www.unpri.org/news-and-press/principles-for-responsible-investment-sets-new-human-rights-expectations-for-investors/6638.article>.

²⁷⁸ 日本では、2020年10月に「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されている。

²⁷⁹ Kenya National Commission on Human Rights“Kenya National Action Plans on Business and Human Rights,” <https://globalnaps.org/country/kenya/>.

²⁸⁰ Labour and Social Development Ministry of Gender, “The National Action Plan on Business and Human Rights,” 2021, https://globalnaps.org/wp-content/uploads/2021/08/uganda_approved-national-action-plan-on-business-and-human-rights_august-2021.pdf.

²⁸¹ United Nations Rwanda, “Second Training Workshop on Business and Human Rights | United Nations in Rwanda,” 2019, <https://rwanda.un.org/en/11536-second-training-workshop-business-and-human-rights>. The Danish Institute for Human Rights, “Tunisia,” <https://www.humanrights.dk/where-we-work/tunisia>. European Parliament Directorate-General for External Policies Policy Department, “Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights,” 2017, [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2017/578031/EXPO_STU\(2017\)578031_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2017/578031/EXPO_STU(2017)578031_EN.pdf). International Labour Organization, “Business and Human Rights in Namibia,” 2014, https://www.ilo.org/africa/whats-new/WCMS_243067/lang--en/index.htm.

さらに、欧米では GPBHR に基づき、サプライチェーン全体を含めた人権リスクへの対応など非財務情報の開示を企業に義務付ける法律が制定されており、今後はアフリカでも立法化の動きが広がっていくことが予想される。

特に、アフリカで ESG 投資促進の観点から課題となるのは、採取産業であると考えられる。採取産業は、アフリカで最も主要な産業である一方、労働者の搾取、健康への被害、土地の収奪など人権リスクも高い²⁸²。アフリカ人権委員会は、採取産業のワーキンググループを設置し、コンサルテーションや調査などを行っている。

2.4.2 労働

労働者の権利保障は、S（社会）分野取組、GPBHR の中でも根幹を占める。本調査では、(1) 雇用一般、(2) 労働安全衛生、(3) 労働三権、(4) 強制労働・児童労働、の4つの観点から調査対象国の労働問題を概観する。また、今後の支援を検討するうえで、(5) 他ドナーの支援状況についても概観する。

(1) 雇用一般

雇用一般に関する課題については、「15 歳以上の就業率」、「失業率」、「ジェンダーギャップ」から分析する。表 2-2 は各国の 15 歳以上の就業率、表 2-3 は各国の失業率を示したものである²⁸³。

Business & Human Rights Resource Centre, “New Goals Set for Business and Human Rights [Zimbabwe],” 2013, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/new-goals-set-for-human-rights-and-business-zimbabwe/>.
282 ESI Africa, “ESG Investing in Sub-Saharan Africa Linked to Sustainable Development,” 2021, <https://www.esi-africa.com/industry-sectors/business-and-markets/esg-investing-in-sub-saharan-africa-linked-to-sustainable-development/>.

Business & Human Rights Resource Centre, “Business & Human Rights in Africa : Time for a Responsibility Revolution,” 2014, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/business-human-rights-in-africa-time-for-a-responsibility-revolution/>.

²⁸³ “Home - ILOSTAT - The Leading Source of Labour Statistics,” <https://ilostat.ilo.org/>. 就業率及び失業率の全体は、2020 年のデータで、男性と女性は 2019 年のデータである。
セーシャルの就業率、失業率は、ILO のデータベースから情報が得られなかった。失業率は、以下を参照。Seychelles News Agency, “Unemployment Rate Doubles to 4.8 Percent in Seychelles; Rise Attributed to New Graduates - Seychelles News Agency,” 2020, <http://www.seychellesnewsagency.com/articles/13304/Unemployment+rate+doubles+to+.+percent+in+Seychelles+%3B+rise+attributed+to+new+graduates.>

表 2-2 15歳以上の就業率

国名	全体	男性	女性
ケニア	69.75	74.67	70.02
ガーナ	63.21	68.85	61.12
<u>ナイジェリア</u>	<u>48.61</u>	<u>57.22</u>	<u>44.90</u>
<u>モーリシャス</u>	52.33	<u>68.12</u>	<u>40.80</u>
ルワンダ	79.24	82.41	83.03
セーシェル	-	-	-
ウガンダ	65.25	72.47	65.45
タンザニア	81.37	85.95	77.70
ジンバブエ	76.28	84.95	73.79
<u>チュニジア</u>	<u>38.25</u>	<u>60.38</u>	<u>19.31</u>
<u>ボツワナ</u>	57.10	<u>65.64</u>	<u>51.93</u>
<u>ナミビア</u>	<u>46.79</u>	50.09	45.44
<u>コートジボワール</u>	<u>50.97</u>	<u>60.86</u>	<u>42.90</u>

出所：ILO のホームページ
をもとに調査団作成

2-3 失業率

国名	全体	男性	女性
ケニア	2.98	2.43	2.76
ガーナ	4.53	3.97	4.29
ナイジェリア	9.01	9.35	7.45
<u>モーリシャス</u>	7.11	<u>4.35</u>	<u>9.42</u>
ルワンダ	1.35	0.95	1.02
セーシェル	4.8	-	-
ウガンダ	2.44	1.24	2.21
タンザニア	2.16	1.46	2.69
ジンバブエ	5.73	4.46	5.55
<u>チュニジア</u>	<u>16.69</u>	<u>12.39</u>	<u>22.41</u>
<u>ボツワナ</u>	<u>17.70</u>	<u>14.05</u>	<u>20.51</u>
<u>ナミビア</u>	<u>20.35</u>	20.94	18.53
コートジボワール	3.5	2.76	3.76

出所：ILO のホームページ
をもとに調査団作成

チュニジア、ボツワナ、ナミビアのように就業率が低く失業率が高い国、ナイジェリアやコートジボワールのように就業率が低い国では、雇用政策が整備されていないこと、インフォーマルセクターに従事する者の割合が大きく、労働法の保護が及んでいないことなど制度上の課題が存在すると考えられる。就業率を見てみると、ルワンダ以外の国では、女性の就業率は男性よりも下回っており、なかでも、ナイジェリア、モーリシャス、チュニジア、ボツワナ、コートジボワールの差は著しい。失業率に目を向けると、モーリシャス、チュニジア、ボツワナでは、女性の失業率が男性よりも大幅に上回っている²⁸⁴。

2017年の時点で、モーリシャス、セーシェル、チュニジア以外の国では、失業保険制度が未整備である²⁸⁵。ケニアでは、政府が雇用社会保障省社会保護局（Ministry of Labour and Social Protection, the department of social protection）の下に、2022年から基金を設立する提案をしている²⁸⁶。コロナ禍で失業者が増加する中、失業保険制度の整備は喫緊の課題である。

雇用に関するジェンダーギャップについて言えば、世界銀行は、2009年から女性の経済的機会を規制する世界各国の法整備状況を調査し、指標化している²⁸⁷。移動の自由（mobility）、職場環境（workplace）、賃金（pay）、結婚（marriage）、出産・育児（parenthood）、起業（entrepreneurship）、財産（assets）、年金（pension）の八つの観点から

²⁸⁴ ナイジェリア及びナミビアでは、男性の失業率が女性よりも上回っている。原因の特定には、詳細な調査が必要であるが、元々就業している女性が少ないということも影響していると考えられる。

²⁸⁵ Social Security Office of Retirement and Disability Policy, “Social Security Programs Throughout the World: Africa, 2017,” 2017, <https://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2016-2017/africa/guide.html>.

²⁸⁶ IndustriALL Global Union, “Kenya Unions Support Proposals for Unemployment Insurance Fund,” 2021, <http://www.industrialunion.org/kenya-unions-support-proposals-for-unemployment-insurance-fund>.

²⁸⁷ World Bank Group, “Women, Business and the Law 2021,” 2021, <https://doi.org/10.1596/978-1-4648-1652-9>.

総合的に評価している。表 2-4 は、「総合評価」と合わせて、前述の評価項目のうち、労働に関わる「職場環境」、「賃金」、「出産・育児」、「起業」に関する指標をまとめたものである²⁸⁸。特に、ナイジェリア、チュニジア、ボツワナは、総合的な評価が低く、ジェンダーの観点から労働関連法制の整備の課題が存在することが予想される。

表 2-4 女性とビジネス法指標

国名	総合	職場環境	賃金	出産・育児	起業
ケニア	80.6	100	100	40	50
ガーナ	75.0	100	50	20	75
ナイジェリア	63.1	75	50	0	75
モーリシャス	91.9	100	100	60	100
ルワンダ	80.6	100	75	20	75
セーシェル	76.3	50	75	80	75
ウガンダ	73.1	100	100	40	75
タンザニア	81.3	100	100	60	75
ジンバブエ	86.9	100	75	40	100
チュニジア	67.5	100	25	40	75
ボツワナ	63.8	25	75	0	75
ナミビア	86.3	100	100	40	75
コートジボワール	83.1	100	50	80	75

出所：世界銀行のレポートをもとに調査団作成

(2) 労働安全衛生

労働安全衛生については、どの国も法規定はあるものの、人材、財源が足りないなど、執行上の課題を抱えており、特に、労働者の大多数を含むインフォーマルセクターには、法制上の保護が及ばず、保障が十分でない。

ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける法整備の状況は、以下のとおりである。

<ケニア>²⁸⁹

労働社会保障省労働安全衛生局（Ministry of Labour, Social Security and Services, Directorate of Occupational Safety and Health Services）の管轄であり、事業所のコンプライアンスを監督している。労働安全衛生に関する法律及び政策の策定と改訂にかかる諮問機関として、国家労働安全衛生委員会（The National Council for Occupational Safety and Health）が設けられている。

ケニアでは、労働安全政策、包括的な労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act,

²⁸⁸ 「職場環境」は、雇用における差別禁止規定やセクシャルハラスメントに関する規定の有無等、「賃金」については、労働内容や賃金の平等に関する規定の有無等、「出産・育児」は産前産後の休暇及び育児休暇に関する規定の有無等、「起業」は、契約や登記の自由及び平等の規定の有無等を評価している。

²⁸⁹ ILO, “National Profile on Occupational Safety and Health Kenya,” 2013, www.ilo.org/safework.

2007) 及び労働災害給付法 (Work Injury Benefits Act, 2007) が整備されている一方で、実施体制に課題があると指摘されている。例えば、国家環境管理局 (National Environment Management Authority)、公衆衛生省 (The Ministry of Public Health and Sanitation) といった他関連政府機関との役割の重複、労働安全衛生局の人員数の不足や専門性の欠如、脆弱な予防システム、インフォーマルセクターへの対応の不備、報告された労働災害についての分析不足などが指摘されている。

<ガーナ>²⁹⁰

雇用関係労働省工場監督局 (Ministry of Employment and Labour Relations Department of Factories Inspectorate) が主に担当している。その他、保健省 (Ministry of Health) に労働衛生室 (Occupational Health Unit)、人材育成省 (Ministry of Manpower Development and Empowerment) に労働局 (Labour Department) と工場監督署 (Factory Inspectorate) が設置されている。

包括的な労働安全衛生法は制定されておらず、工場・事務所及び商店法 (the Factories, Offices and Shops Act 1970, Act 328) が主要な法規定になっているが、詳細な運用については、産業分野ごとに適用される法規制が異なる上に、管轄する政府機関も異なり、複雑である²⁹¹。

労働災害補償は、労働者災害補償法 (The Workmen's Compensation Law 1987) に規定されているが、労働の危険度は考慮されておらず、司法手続にも多大な労力と時間を要するためあまり利用されておらず、法が形骸化しているという指摘もある²⁹²。現在、ガーナには包括的な労働安全衛生に関わる政策がないことも相まって、国際協力を通じた政府への啓発や能力強化の必要性が指摘されている²⁹³。

<ナイジェリア>

憲法やILO条約を根拠に、2020年9月に新しい労働安全政策が政府に承認された。各関連政府機関に対して、具体的な役割が定められている²⁹⁴。

労働省労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Department of the Federal Ministry of Labour and Employment) が管轄しており、事業所の監督の他、労働安全衛生関連法の見直しも担っている。労働安全衛生局の他、保健省労働安全衛生部 (Occupational Health and Safety Division of the Federal Ministry of Health) や環境省 (Federal Ministry of Environment)

²⁹⁰ Zakari Mustapha, Clinton Aigbavboa, and Wellington Thwala, "Examination of Occupational Health and Safety Practices in Ghana," *Advances in Intelligent Systems and Computing* 604 (2018): 403–9, https://doi.org/10.1007/978-3-319-60525-8_42.

²⁹¹ これらの法律は、労働法 (The Labour Act No 651 of 2003)、鉱業及び鉱物に関する規制 (Mining and Minerals Regulations 1970 LI 665)、保健サービス及び産業病院法 (the Ghana Health Services and Teaching Hospital Act 526 (1999))、放射線防護装置 (the Radiation Protection Instrument LI 1559 of 1993)、環境保護庁法 (the Environmental Protection Agency Act 1994 (Act 490)) などがある。Joe Steve Annan, Emmanuel K. Addai, and Samuel K. Tulashie, "A Call for Action to Improve Occupational Health and Safety in Ghana and a Critical Look at the Existing Legal Requirement and Legislation," *Safety and Health at Work* 6, no. 2 (June 1, 2015): 146–50, <https://doi.org/10.1016/J.SHAW.2014.12.002>.

²⁹² Amponsah-Tawiah and Dartey-Baah.

²⁹³ Annan, Addai, and Tulashie, "A Call for Action to Improve Occupational Health and Safety in Ghana and a Critical Look at the Existing Legal Requirement and Legislation."

²⁹⁴ Healthwise, "FG Approves New National Policy on Occupational Safety," 2020, <https://healthwise.punchng.com/fg-approves-new-national-policy-on-occupational-safety/>.

など、様々な政府機関が関与している²⁹⁵。

法整備については、工場法（The Factories Act, CAP F1, Laws of the Federation of Nigeria (L.F.N) 2004）が主な根拠となっており、労働災害補償法（Employee’s Compensation Act, 2010）も存在している。一方で、包括的な労働安全衛生法や労働災害の補償対象の拡充の必要性が指摘されている²⁹⁶。専門性を有する人材不足や関連機関の間での連携不足など、運用体制の問題もある²⁹⁷。さらに、司法手続に時間がかかることから、解決手段として利用されていないという指摘もある²⁹⁸。法の運用体制の強化に加えて、迅速で効果的な紛争解決メカニズムの構築が求められている。

(3) 労働三権

労働組合の国際組織である国際労働組合総連合（International Trade Union Confederation: ITUC）は、アフリカでは、95%以上の国で団結権、団体交渉権、争議権が侵害されていると報告している²⁹⁹。国ごとの評価を見ると、表 2-5 のとおりである。6段階で評価がされており、値が高ければ高いほど権利侵害が深刻である。特にジンバブエでは、法律は整備されているものの、権利保障が形骸化している状況である。ケニア、ナイジェリア、ウガンダ、タンザニア、チュニジア、ボツワナ、コートジボワールは、政府あるいは企業が、不当な手段を用いて権利侵害に積極的に加担しているという評価もある³⁰⁰。

²⁹⁵ ILO, “Nigeria Country Profile on Occupational Safety and Health,” 2016, https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---africa/---ro-abidjan/---ilo-abuja/documents/publication/wcms_552748.pdf.

²⁹⁶ ILO, “Nnedinma Umeokafor, “Enforcement of Occupational Safety and Health Regulations in Nigeria: An Exploration,” European Scientific Journal 3 (2014): 93–104, https://www.researchgate.net/publication/276379242_ENFORCEMENT_OF_OCCUPATIONAL_SAFETY_AND_HEALTH_REGULATIONS_IN_NIGERIA_AN_EXPLORATION.

²⁹⁷ ILO, “Nigeria Country Profile on Occupational Safety and Health.”

²⁹⁸ Nnedinma Umeokafor, “Enforcement of Occupational Safety and Health Regulations in Nigeria: An Exploration.”

²⁹⁹ International Trade Union Confederation, “2020 ITUC Global Rights Index - The World’s Worst Countries for Workers,” 2020, <https://www.ituc-csi.org/ituc-global-rights-index-2020?lang=en>.

³⁰⁰ International Trade Union Confederation. ①争議権、②団体交渉権、③団結権、④司法アクセスへの権利を総合的に評価している。

表 2-5 労働三権に関する評価

国名	評価	国名	評価
ケニア	<u>4</u>	タンザニア	<u>4</u>
ガーナ	2	ジンバブエ	<u>5</u>
ナイジェリア	<u>4</u>	チュニジア	<u>4</u>
モーリシャス	3	ボツワナ	<u>4</u>
ルワンダ	3	ナミビア	2
セーシェル	-	コートジボワール	<u>4</u>
ウガンダ	<u>4</u>		

- 1 : 基本的には権利が保障されている (Sporadic violation of rights)
 2 : 特定の権利に対する侵害がある (Repeated violation of rights)
 3 : 権利侵害が常態化している (Regular violation of rights)
 4 : 制度上の権利侵害がある (Systematic violation of rights)
 5 : 権利保障が形骸化している (No guarantee of rights)
 5+ : 法の支配が脆弱であるため権利保障が形骸化している
 (No guarantee of rights due to the breakdown of rule of law)

出所：国際労働組合総連合のレポートをもとに調査団作成

ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける法整備状況は、以下のとおりである。

<ケニア>³⁰¹

国際条約	・ 1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）批准済。
国内法	・ 労使関係法（Labour Relations Act, 2007）

<ガーナ>³⁰²

国際条約	・ 1948 年の結社の自由及び団結権保護条約（第 87 号）批准済。 ・ 1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）批准済。
国内法	・ 労働法（Labour Act 2003） ・ 労働規則（Labour Regulations 2007）

<ナイジェリア>³⁰³

国際条約	・ 1948 年の結社の自由及び団結権保護条約（第 87 号）批准済。 ・ 1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）批准済。
国内法	・ 労働組合法（Trade Unions Act） ・ 労使紛争法（Trade Disputes Act）

(4) 強制労働・児童労働

オーストラリアを拠点とする国際人権団体である Walk Free Foundation の調査によると、「現代奴隷（Modern Slavery）」によって製造、生産された危険性の高い製品が、年間 3,540

³⁰¹ ITUC, Kenya - Survey of Violations of Trade Union Rights,” <https://survey.ituc-csi.org/Kenya.html?lang=en#tabs-1>.

³⁰² ITUC, “Ghana - Survey of Violations of Trade Union Rights,” <https://survey.ituc-csi.org/Ghana.html?lang=en#tabs-1>.

³⁰³ ITUC, “Nigeria - Survey of Violations of Trade Union Rights,” <https://survey.ituc-csi.org/Nigeria.html?lang=en>.

億ドルもの規模で G20 加盟国に輸入されている³⁰⁴。強制労働は、一国の国内の問題ではなく、グローバルサプライチェーン全体を通じた対策が必要である。

Walk Free Foundation は、2016 年の時点で、全世界で推計 4,030 万人もの「現代奴隷」の被害者がおり、そのうち 2,490 万人が強制労働の被害者であると報告している。アフリカでは、推計 924 万人が「現代奴隷」として従事しており、そのうちの半数以上が強制労働を強いられている。表 2-6 に Walk Free Foundation が報告した各国の被害者数を示す。特に 1,000 人あたりの被害者数が多いナイジェリア、ルワンダ、ウガンダでは、強制労働が蔓延していることが予想される。

表 2-6 「現代奴隷」の被害者数（人）

国名	人口 1,000 人あたり 被害者数	絶対的被害者数
ケニア	6.9	328,000
ガーナ	4.8	133,000
ナイジェリア	7.7	1,386,000
モーリシャス	1.0	1,000
ルワンダ	11.6	134,000
セーシェル	-	-
ウガンダ	7.6	304,000
タンザニア	6.2	336,000
ジンバブエ	6.7	105,000
チュニジア	2.2	25,000
ボツワナ	3.4	8,000
ナミビア	3.3	8,000
コートジボワール	5.9	137,000

出所：Walk Free Foundation のレポートをもとに調査団作成

さらに、表 2-7 に各国政府の強制労働への対応を評価した指標を示す³⁰⁵。①被害者の救済・支援体制が整備されているか、②刑事司法が「現代奴隷」の予防策として機能しているか、③国・地方政府間の連携がとられ、説明責任を果たしているか、④考え方、社会システム、制度などのリスク要因へ対応しているか、⑤政府や企業が強制労働によって製造された製品やサービスを調達していないか、という五つの項目から評価がなされている。ガーナとジンバブエの評価が相対的に低く、政策的課題が大きいと思われる。調達慣行を正すための人権デューデリジェンスの実施は、ビジネスと人権の観点から重要なテーマで

³⁰⁴ ここでいう現代奴隷とは、強制労働、人身売買、強制婚等の奴隷的風習の被害者を指す。これらの製品・生産物は、コットン、レンガ、衣類、畜牛、サトウキビ、金、カーペット、石炭、魚、米、木材、ナッツ類、カカオ、ダイヤモンド、電子機器である。

Walk Free Foundation, “The Global Slavery Index 2018,” 2018,
<https://www.globallslaveryindex.org/resources/downloads/>.

³⁰⁵ Walk Free Foundation.

あるが、どの国も評価が低く今後制度整備が必要である。

表 2-7 強制労働への政府の対応

国名	総合評価	①被害者 救済	②刑事司 法	③連携	④リスク 要因	⑤調達慣 行
ケニア	36.5	35.7	38.9	37.5	59.5	0.0
ガーナ	27.6	24.8	33.3	37.5	40.5	8.3
ナイジェリア	45.8	58.9	53.5	50.0	47.6	0.0
モーリシャス	34.9	43.7	38.9	0.0	50.0	0.0
ルワンダ	33.6	36.9	41.7	43.8	54.8	0.0
セーシェル	-	-	-	-	-	-
ウガンダ	42.0	48.1	51.7	37.5	54.8	0.0
タンザニア	32.8	37.2	41.7	25.0	47.6	0.0
ジンバブエ	19.0	11.7	17.2	43.8	35.7	0.0
チュニジア	44.3	53.0	31.7	43.8	57.1	0.0
ボツワナ	33.2	32.2	45.6	37.5	45.2	0.0
ナミビア	33.3	34.1	27.8	18.8	54.8	0.0
コートジボワール	42.4	34.4	36.7	43.8	66.7	8.3

出所：Walk Free Foundation のレポートをもとに調査団作成

ILO、UNICEFによると、2020年の児童労働数は、1億6,000万人で、4年前よりも840万人増加している。サブ・サハラアフリカが8,660万人で最も多く、全体の24%を占める³⁰⁶。米国労働省の調査によると、各国の児童労働の割合は表2-8のとおりである³⁰⁷。ケニア、ナイジェリア、ジンバブエでは、児童労働の問題が相対的にみて深刻だといえる。

表 2-8 児童労働の割合 (%)

国名	割合	国名	割合
ケニア	35.6	タンザニア	29.3
ガーナ	13.0	ジンバブエ	40.4
ナイジェリア	47.5	チュニジア	3.0
モーリシャス	-	ボツワナ	-
ルワンダ	5.4	ナミビア	-
セーシェル	-	コートジボワール	25.6
ウガンダ	22.2		

出所：米国労働省ホームページをもとに調査団作成

³⁰⁶ ILO and UNICEF, “Child Labour: Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward,” 2021, <https://data.unicef.org/resources/child-labour-2020-global-estimates-trends-and-the-road-forward/>.

³⁰⁷ U.S. Department of Labor, “International Child Labor & Forced Labor Reports,” <https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor>.

法的な課題を見てみると、ナミビア以外では、法執行上の問題があると指摘されている。セーシェルとウガンダでは、年齢によっては、危険有害な労働に従事させることが認められているという指摘があり、ボツワナでは、14歳以下の子どもが軽作業に従事することが認められているが、軽作業についての法的定義がなく、法的な保護に課題があることが指摘されている³⁰⁸。

ケニア、ガーナ、ナイジェリアにおける状況は、以下のとおりである。

<ケニア>³⁰⁹

労働社会保障省（Ministry of Labor and Social Protection）が管轄しており、2013年に児童労働撤廃のための国家政策を策定した。執行機関は、国家警察（National Police Service）と検察局（Office of the Director of Public Prosecutions）である。近年、児童労働に関する国家運営委員会（National Steering Committee on Child Labor）の動きも活発になってきており、専門作業部会の取組を積極的に行ったり、最悪の形態の児童労働に対する起訴数が増えたりという動きがみられる。一方で、労働社会保障省に十分な予算が配分されていない、労働監督官の不足、犯罪捜査官の能力不足などといったことから、法の執行に課題があることが指摘されている。

<ガーナ>³¹⁰

雇用・労働関係省児童労働室（The Ministry of Employment and Labor Relation Child Labor Unit）が管轄している。その他、地方自治・村落開発省（Ministry of Local Government and Rural Development's District Assemblies）とジェンダー・子ども・社会保障省（Ministry of Gender, Children, and Social Protection）も児童労働や人身売買の摘発を行っている。

執行機関は、内政部（Ministry of the Interior）と法務省司法長官室（Ministry of Justice's Office of the Attorney General）である。ガーナ政府は、「児童労働撤廃のための国家計画フェーズ2」（National Plan of Action Phase II for the Elimination of Child Labour in Ghana 2017-2021）を策定し、その一環として、2020年3月に「児童労働フリーゾーンガイドライン（Child Labour Free Zones in Ghana - Protocols and Guideline）」を発効した³¹¹。

人身売買の刑事手続については、警察から法務長官府へ移管されることになるが、資金不足、司法長官室の人材不足、警察の法的な研修の不足、証拠収集能力の不足といったことが、とくに子どもの人身売買のような複雑な犯罪を訴追することの妨げになっている。法の効果的な執行のために、労働監督官の増員や権限を見直すことや関連機関の連携を高める必要性が指摘されている。

<ナイジェリア>³¹²

労働省（Labor Inspectorate, Ministry of Labor and Employment）の労働監督官が管轄している。その他、人身売買に対応する政府機関は、人身売買及びその他の関連事項の禁止のた

³⁰⁸ U.S. Department of State, “2020 Country Report on Human Rights Practices,” 2021, <https://www.state.gov/reports/2020-country-reports-on-human-rights-practices/>.

³⁰⁹ U.S. Department of Labor, “Child Labor and Forced Labor Reports - Kenya,” <https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/kenya>.

³¹⁰ U.S. Department of Labor, “Child Labor and Forced Labor Reports - Ghana,” <https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/ghana>.

³¹¹ 2022年1月現在、JICAでは、「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査」を行っている。

³¹² U.S. Department of Labor, “Child Labor and Forced Labor Reports - Nigeria,” <https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/nigeria>.

めの国家機関（National Agency for the Prohibition of Trafficking in Persons and Other Related Matters）、ナイジェリア移民局（Nigeria Immigration Service）、人身売買に対する国家タスクフォース（State Taskforce Against Human Trafficking）である。執行には、警察（Nigeria Police）が関与する。ナイジェリア政府は、「児童労働撲滅のための社会行動変化コミュニケーション国家戦略（National Social Behavioral Change Communication Strategy for Elimination of Child Labor in Nigeria (2020–2023)）」を策定し、労働監督官の増員を行うといった取組を行っている。

しかし、労働監督官を増員したものの、15,000 人に 1 名の監督官を配置するという ILO 基準には満たない³¹³。また、予算の削減、事務所、交通手段など監督署の運営に必要な資源も限られていることが課題となっている。

ナイジェリアでは、子ども兵の問題も根強く、「暴力的な過激主義の防止と対抗のための国家行動計画（National Action Plan for Preventing and Countering Violent Extremism）」という子ども兵を救済する枠組みがある一方、実施には課題があることが指摘されている。

(5) 他ドナーの支援状況

表 2-9 に、他ドナーの取り組みを示す。労働分野は、ILO が積極的に支援を行っているが、法的観点からの支援は、少ないように思われる。ディセントワークプログラムでは、労働基本権推進に関する取り組みを行っており、プログラムの内容やビジネスと人権の観点から求められる法整備について詳細に調査をすると、今後の支援を検討するうえで有益な情報が得られると考えられる。

³¹³ 2020 年で労働監督官の数は 1,888 名であり、ILO の基準を満たすためには、4,005 名を配置しなければならない。

表 2-9 労働分野における他ドナーの支援状況

国名	支援状況
ケニア	ドイツ: 若者の起業に関する技術協力支援 (2020-2023) ドイツ: 雇用促進に関する技術協力支援 (2015-2023) <u>ILO: ディセントワークプログラム (2013-2016)</u> <u>ILO: 労働法及び中小企業向けの技術協力支援 (2011-2016)</u> ILO: 児童労働に関するグローバルアクションプログラム (2011-2017)
ガーナ	ILO: 南部アフリカ移民マネジメントプロジェクト (2020-2023) ILO: 労災保険プログラム (2018-2019) ILO: 児童労働撲滅および鉱業の労働環境改善に関する技術協力支援 (2015-2019) ILO: 西アフリカ 移住の自由を保障するプロジェクト (2013-2021) ILO: 児童労働に関するグローバルアクションプログラム (2011-2017) ILO: 西アフリカ最悪の形態の児童労働撲滅プロジェクト (2010-2013)
ナイジェリア	ILO: 社会保障に関わる技術協力支援 (2020-2022) ILO: 労災保険プログラム (2018-2019) <u>ILO: ディセントワークプログラムフェーズ 2 (2015-2018)</u> ILO: 西アフリカ 移住の自由を保障するプロジェクト (2013-2021) ILO: 西アフリカ最悪の形態の児童労働撲滅プロジェクト (2010-2013) ILO: ナイジェリアからヨーロッパへの人身売買を撲滅する技術協力支援 (2010-2012)
モーリシャス	ILO: 南部アフリカ移民マネジメントプロジェクト (2020-2023) <u>ILO: ディセントワークプログラム (2012-2014)</u>
ルワンダ	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2018-2022)</u> ILO: 児童労働に関するグローバルアクションプログラム (2011-2017)
セーシェル	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2019-2023)</u>
ウガンダ	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2013-2017)</u> ILO: 児童労働に関するグローバルアクションプログラム (2011-2017)
タンザニア	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2019-2023)</u>
ジンバブエ	ILO: 南部アフリカ移民マネジメントプロジェクト (2020-2023) UNICEF: 社会保障政策 (2016) <u>ILO: ディセントワークプログラム (2012-2015)</u>
チュニジア	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2017-2022)</u> ILO: 中小企業における労働ガバナンスに関わる技術協力支援 (2016-2019) <u>ILO: 移民労働者の権利保護のための技術協力支援 (2013-2016)</u>
ボツワナ	<u>ILO: ディセントワークプログラム (2020-2024)</u> ILO: 南部アフリカ移民マネジメントプロジェクト (2020-2023)
ナミビア	ILO: 南部アフリカ移民マネジメントプロジェクト (2020-2023) ILO: 児童労働に関するグローバルアクションプログラム (2011-2017) <u>ILO: ディセントワークプログラム (2010-2014)</u>
コートジボワール	ILO: 中小企業における労働ガバナンスに関わる技術協力支援 (2016-2019) ILO: 西アフリカ地域最悪の形態の児童労働撲滅プロジェクト (2010-2013) <u>ILO: ディセントワークプログラム (2008-2013)</u>

注) 太字で示すプロジェクトが、法整備に関わる支援である。

2.4.3 消費者保護

アフリカでは、中間所得層の増加に伴い、消費者保護政策の整備が加速した。しかし、コロナ禍で不当な価格の釣り上げや市場の寡占、カルテルの増加が危惧されており、消費者保護は、コロナ禍とポストコロナの時代に喫緊の課題である³¹⁴。また、デジタル化が進む中で、eコマースにおける消費者保護という問題についても考えなくてはならない。

まず、消費者保護分野の中でも ESG 投資促進の観点から、「製品の安全性」、「製造物責任」、「不正表示」、「顧客のプライバシー保護」についてケニア、ガーナ、ナイジェリアの法整備状況を概観し、次に、消費者保護分野での調査対象国に対する他ドナーの支援状況について見ていく。

(1) 消費者保護法・制度の整備状況

ケニア、ガーナ、ナイジェリアの消費者保護法の整備状況は、以下のとおりである。消費者保護法の整備状況や日本企業の関心という観点から、支援のニーズがあると思われるウガンダについても状況を整理する。

<ケニア>

	分野	制度の整備状況
1	消費者保護	・消費者保護法 (Consumer Protection Act No. 46 of 2012) ケニア消費者保護諮問委員会 (Kenya Consumers Protection Advisory Committee) を設置。
2	製品の安全性	・基準法 (Standards Act) 安全基準を定めるケニア基準局 (Kenya Bureau of Standards) を設置。 ・競争法 (Competition Act) 59 条～63 条に規定がある。 取締は、競争庁 (Competition Authority of Kenya) の管轄。
3	製造物責任	包括的な製造物責任法は存在しない。 ・競争法 64 条に規定がある。 ・契約法や不法行為法に基づいて救済。
4	不当表示	・消費者保護法 12 条及び競争法 55 条に規定がある。
5	個人情報保護	・データ保護法 (Data Protection Act of 2019) データ保護コミッショナー (Data Protection Commissioner) を設置。

消費者保護のための法的枠組みは存在しても、消費者保護法に製造物責任や製品の安全性に関する規定がないことから、効果的な消費者救済が難しいことが指摘されている。³¹⁵

³¹⁴ UNCTAD, “Competition and Consumer Protection Priorities for Regional Integration in Africa,” 2020, <https://unctad.org/osgstatement/competition-and-consumer-protection-priorities-regional-integration-africa>.

³¹⁵ Joy. Malala, “Consumer Law and Policy in Kenya,” *Journal of Consumer Policy* 41 (2018): 355–71, <https://doi.org/10.1007/S10603-018-9390-3>.

<ガーナ>

	分野	制度の整備状況
1	消費者保護	包括的な消費者保護法は存在しない。通産省が2015年より法案の起草を担当している。
2	製品の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準局 (Ghana Standards Authority) が安全基準を定めている。 ・ 食品医薬品局 (Food and Drugs Authority) が、公衆衛生法 (Public Health Act) に基づき、安全基準の監督を行っている。
3	製造物責任	<p>包括的な製造物責任法は存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品売買法 (The Sale of Goods Act 1962 (Act 137)) 13条及び割賦販売法 (The Hire Purchase Act 1972(N.R.C.D. 292)) 14条に規定がある。 ・ 不法行為法により救済。
4	不当表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不公正競争保護法等 (Protection Against Unfair Competition Act 2000) ・ 基準局がラベリングに関する一般規則 (Ghana Standards Authority General Labelling Rules, 1992 (L.I.1541)) を定めている。 ・ 食品医薬品局がガイドラインを発行している。
5	個人情報保護	2012年にデータ保護法 (Data Protection Act, 2012 (Act 843)) が制定された。データ保護委員会 (Data Protection Commission) が設置されている。

製品の安全性については、実施機関である基準局と食品医薬品局の管轄が重複していることや能力に限界があることから、運用に課題があることが指摘されている。ガーナでは、消費者の権利の保護と機能的な紛争解決メカニズムを構築するため、販売・製造者の責任を明確にした包括的な消費者保護法の制定が求められている。³¹⁶

<ナイジェリア>

	分野	制度の整備状況
1	消費者保護	連邦競争消費者保護法 (Federal Competition and Consumer Protection Act, 2019) 連邦競争及び消費者保護委員会が設置された。
2	製品の安全性	基準機関 (Standards Organization of Nigeria) が安全基準を定めている。
3	製造物責任	連邦競争消費者保護法 136条に規定がある。
4	不当表示	連邦競争消費者保護法 125、134、140条に規定がある。
5	個人情報保護	国家情報技術開発庁 (National Information and Technology Development Agency) が2019年に規則を策定した。

連邦競争消費者保護委員会の権限と基準機関、国家食品医薬品管理局 (National Agency for Food and Drug Administration and Control) 及びセクターごとの規制当局などの権限とが重複しているため、効率的な法の執行に課題があることが指摘されている。

³¹⁷現在、連邦競争及び消費者保護委員会は、この課題を解消するために様々な政府機関と

³¹⁶ Christine Dowuona-Hammond, "Consumer Law and Policy in Ghana," *Journal of Consumer Policy* 2018 41 (2018): 333–54, <https://doi.org/10.1007/S10603-018-9379-Y>.

³¹⁷ Enyinnaya C Uwandi, "The Nigerian Federal Competition and Competition Protection Act 2019: Lessons from South Africa | Afronomicslaw," 2019, <https://www.afronomicslaw.org/index.php/2019/09/25/the-nigerian-federal-competition-and-competition-protection-act-2019-lessons-from-south-africa>. (Accessed 2 September 2021)

連携や管轄区分について交渉を行っている³¹⁸。

<ウガンダ>

	分野	制度の整備状況
1	消費者保護	包括的な消費者保護法は存在しない。2004年に貿易産業協同組合省（Ministry of Trade, Industry and Cooperatives）に法案が提出された。消費者保護及び競争法（Consumer Protection and Competition Act）案も2015年に議会に提出された。
2	製品の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・物品売買法（Sale of Goods Act） ・労働安全衛生法（Occupational Safety and Health Act 2006） 作業場の安全性の確保の目的と合わせて、商品の安全性に関する情報開示義務が定められている。 ・国家基準局法（Uganda National Bureau of Standards Act） 安全基準を定めるウガンダ国家基準局（Uganda National Bureau of Standards）を設置。
3	製造物責任	包括的な製造物責任法は存在せず、明示的な規制も存在しない。民事上の不法行為と刑事上の責任によって救済。
4	不当表示	明示的な規制は、存在しない。消費者保護法案には、規定が盛り込まれている。
5	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・データ保護及びプライバシー法（Data Protection and Privacy Act 2019） 国家情報技術局（the National Information Technology Authority）に個人情報保護室（Personal Data Protection Office）が設置された。

ウガンダの消費者保護法の制定状況は、断片的であり、執行にも課題があることが指摘されている。消費者保護は、NAPの主要課題となっていることもあり、競争法の制定とともに、消費者保護のための包括的な法制度が求められている³¹⁹。

(2) 他ドナーの支援状況

表2-10は、他ドナーの支援状況を示したものである。UNCTADが支援を行っているものの、消費者保護分野での支援は、他分野と比べてそれほど活発でない印象がある。その中でも、ナイジェリアの連邦競争消費者保護委員会（FCCPC）の回答によると、2019年に法を施行したばかりのナイジェリアに対して、米国の当局が情報共有や国境をまたぐ消費者保護の捜査に関する支援を行なっているとのことである。

³¹⁸ 連邦競争消費者保護法 105 条 4 項の権限に基づく。

³¹⁹ Flavian Zeija, “Consumer Protection in Uganda: The Law in Theory and Practice,” *Journal of Consumer Policy* 2018 41 (2018): 455–71, <https://doi.org/10.1007/S10603-018-9382-3>.

表 2-10 他ドナーの支援状況

国名	支援状況	国名	支援状況
ケニア	-	タンザニア	UNCTAD: 改革プロジェクト (2017-2019)
ガーナ	Standards Alliance: ワークショップ (2018)	ジンバブエ	UNCTAD: 改革プロジェクト (2017-2019) 中国の支援 (2018-)
ナイジェリア	アメリカ競争当局の支援 (2020-)	チュニジア	フードセクターに対するドイツの支援 (2021-) 金融セクターに対するドイツの支援 (2021-)
モーリシャス	インドの支援: (2018-)	ボツワナ	UNCTAD: 消費者保護法のレビュー (2004) UNCTAD: 能力強化研修 (2007) UNCTAD: セミナー (2018)
ルワンダ	-	ナミビア	UNCTAD: 消費者保護法の相互レビュー (2014) UNCTAD: 消費者保護法の実施支援 (2015)
セーシェル	UNCTAD: 消費者保護法のレビュー (2013) 南アフリカの支援 (2017-)	コートジボワール	UNCTAD: 消費者保護法の実施支援 (2015) Standards Alliance: ワークショップ (2018)
ウガンダ	-		

2.4.4 汚職

RBC グローバルアセットマネジメントの調査によると、汚職は ESG リスクの観点から、機関投資家にとって最も重要な関心事項の一つである³²⁰。したがって、汚職防止の取り組みを促進することは、ESG 投資の促進に資する。(1) 各国の汚職の状況について概観し、(2) ICT を汚職防止の取り組み、最後に (3) 他ドナーの支援状況を紹介する。

(1) 各国の汚職の状況

各国の汚職の状況は、表 2-11 のとおりで、ケニア、ナイジェリア、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエ、コートジボワールは、アフリカの中で比較的評価が低くなっている³²¹。

³²⁰ RBC Global Asset Management, “An Evolving Landscape,” 2019, <http://go.pardot.com/1/441592/2019-10-14/qbhs24>.

³²¹ Transparency International, “Corruption Perceptions Index,” <https://www.transparency.org/en/cpi/2020/index/nzl>.
World Justice Project, “WJP Rule of Law Index 2020,” n.d., <https://worldjusticeproject.org/our-work/research-and-data/wjp-rule-law-index-2020>.
The Heritage Foundation, “2021 Index of Economic Freedom,” 2021, <https://www.heritage.org/index/ranking>.

表 2-11 汚職の状況

国名	汚職認識指数	法の支配指数	無腐敗指数	汚職の状況
<u>ケニア</u>	<u>31</u>	<u>0.45</u>	<u>0.27</u>	包括的な汚職防止法の制定にもかかわらず、汚職の蔓延状況に大きな改善はみられない。
ガーナ	43	0.72	0.57	汚職防止の法的枠組、実施に課題がある。
<u>ナイジェリア</u>	<u>25</u>	<u>0.35</u>	<u>0.43</u>	特に税関、石油・警備産業で汚職の問題がある。
モーリシャス	53	0.75	0.59	賄賂、ネポリズムが問題になっている。
ルワンダ	54	0.84	0.63	賄賂の問題はあるが、アフリカの中では、評価はよい。
セーシェル	66	-	-	公有地及び国営企業の民営化や割り当ての際、透明性に欠ける。
<u>ウガンダ</u>	<u>27</u>	<u>0.40</u>	<u>0.26</u>	汚職が蔓延している。多くの場合免責となり、取締がうまくいっていない。
<u>タンザニア</u>	<u>38</u>	<u>0.47</u>	<u>0.42</u>	汚職が蔓延しており、改革に取り組んでいる。
<u>ジンバブエ</u>	<u>24</u>	<u>0.39</u>	<u>0.39</u>	汚職が蔓延している。
チュニジア	44	0.54	0.54	汚職が蔓延し、改革もうまくいっていない。
ボツワナ	60	0.71	0.60	評価はよいが、人員の能力強化が必要。
ナミビア	51	0.74	0.63	2019年に数十億ドル規模の汚職事件があった。
<u>コートジボワール</u>	<u>36</u>	0.68	<u>0.46</u>	汚職が蔓延している。

出所：Transparency International、世界銀行、Heritage Foundation のデータをもとに調査団作成

(2) ICT の活用の可能性

政府の透明性、説明責任を高めるために、ICT の活用が有効であるという議論があり、アフリカでも、汚職対策の観点から ICT への期待が高まっている³²²。汚職防止に活用できるデジタルな手段は、表 2-12 のように分類できる³²³。

³²² UNODC, “Embracing Digitalization: How Can Anti-Corruption Agencies in ASEAN Apply Innovative Tools in the Fight against Corruption?,” 2018, https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/what-we-do/anti-corruption/topics/27-embracing-digitalization_-how-can-anti-corruption-agencies-in-asean-apply-innovative-tools-in-the-fight-against-corruption.html.

Andrii Halai et al., “Digital Anti-Corruption Tools and Their Implementation in Various Legal Systems Around the World,” *SHS Web of Conferences* 100 (2021), <https://doi.org/10.1051/shsconf/202110003005>.

World Economic Forum, “Africa Must Use Tech to Chase Corruption out of the Shadows | World Economic Forum,” 2019, <https://www.weforum.org/agenda/2019/08/africa-must-use-tech-to-chase-corruption-out-of-the-shadows/>.

³²³ Halai et al., “Digital Anti-Corruption Tools and Their Implementation in Various Legal Systems Around the World.”

Koh Teck Hin, “Corruption Control in Singapore,” 2013, https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/RS_No83/No83_17VE_Koh1.pdf.

表 2-12 ICT の活用例

	分類	活用例
1	e ガバナンスシステムの設立、ICT を活用した公的サービスの提供	アルゼンチン、ポルトガル、ウクライナ、シンガポール、イスラエル
2	汚職摘発のための手段の開発	ウクライナ：政党の財務諸表の電子提出 シンガポール：汚職の届出
3	公的情報への開かれたアクセス	メキシコ：予算の公開 ウクライナ・ルーマニア・スペイン・ブラジル：ビッグデータの活用、電子公共調達への導入 アメリカ：電子投票の導入

各国政府のデジタル化の浸透状況については、国連経済社会局が、電子政府発展度指標 (E-Government Development Index: EGDI) として算出している³²⁴。調査対象国の状況は、表 2-13 のとおりである。モーリシャスやセーシェルは、南アフリカと並んでアフリカの中で最もデジタル化が浸透している国である。一方、ナイジェリア、ルワンダ、ウガンダ、タンザニア、コートジボワールでは、政府のデジタル化において課題があることが予想される。

表 2-13 EGDI の状況

国名	EDGI	国名	EDGI
ケニア	0.5326	<u>タンザニア</u>	<u>0.4206</u>
ガーナ	0.5960	ジンバブエ	0.5019
<u>ナイジェリア</u>	<u>0.4406</u>	チュニジア	0.6526
モーリシャス	0.7196	ボツワナ	0.5383
<u>ルワンダ</u>	<u>0.4789</u>	ナミビア	0.5747
セーシェル	0.6920	<u>コートジボワール</u>	<u>0.4457</u>
<u>ウガンダ</u>	<u>0.4499</u>		

出所：国連経済社会局のホームページをもとに調査団作成

ビジネスと人権の観点からは、GPHRB で定められている労働者の表現の自由、結社の自由を侵害するものであり、政府のデジタル化を進めるうえで、デジタル・フリーダムという人権課題にも対応しなければならない。

(3) 他ドナーの支援状況

他ドナーの状況は、表 2-14 のとおりである。コモンウェルス事務局が、積極的かつ恒常的に支援を提供している。

³²⁴ オンラインサービス、人的資本、通信インフラの三分野の指標をもとに算出している。United Nation Department of Economic and Social Affairs, “Country Data,” <https://publicadministration.un.org/egovkb/en-us/Data-Center>.

表 2-14 汚職分野における他ドナーの活動状況

国名	活動状況
ケニア	UNODC：技術協力支援 EU:技術協力支援 スイス:国際的な汚職に対する摘発に関する協力（2017-）
ガーナ	イギリス：技術協力支援（2015- 2021） コモンウェルス事務局による支援
ナイジェリア	イギリス：技術協力支援（2017- 2021） コモンウェルス事務局による支援
モーリシャス	コモンウェルス事務局による支援 エジプト：能力強化支援（2020-）
ルワンダ	コモンウェルス事務局による支援 国連訓練調査研究所：能力強化支援（2019-）
セーシェル	EU：法務局に対する技術協力支援（2019-） コモンウェルス事務局による支援
ウガンダ	イギリス：技術協力支援（2014 - April 2021）
タンザニア	Basel Institute on Governance：当局に対する技術協力支援（2016-2019） イギリス：技術協力支援（2012-2018） Basel Institute on Governance：摘発及び盗品の回復に関する支援（2021-） コモンウェルス事務局：正義へのアクセスにかかわる支援
ジンバブエ	Basel Institute on Governance：当局に対する盗品の回復に関する支援
チュニジア	ドイツ:GIZ による技術協力支援（2017-2020） OECD: 技術協力支援（2017-2020） EU: 汚職防止改革に関する支援（2019-2021）
ボツワナ	コモンウェルス事務局による支援
ナミビア	コモンウェルス事務局による支援
コートジボワール	UNCA Coalition による支援

3. 総括

以上、本レポートにおいては、ケニア、ガーナ、ナイジェリアを主な調査対象国とし、主として知的財産法、競争法、倒産法の各法分野における現在の課題及び今後の法整備に向けた支援の可能性について詳述してきた。これに加え、ESG投資に関わる法制度の現状や課題についても概観した。

本調査では、インターネットによる文献調査、現地政府機関等への質問票の送付やオンライン会議でのヒアリング、現地調査における直接の面談、そして現地のステークホルダーが参加したワークショップ開催を通じて、いずれの法分野についても、多くの実務上の課題を抽出することができた。

国や法分野によって異なるものの、大きな傾向として見られたのは、「法令はあるが運用できない」という課題である。法令の整備自体はある程度進んでいるが、運用面において課題が多く残されているといった傾向である。

知的財産法、競争法、倒産法といったビジネス法には、国を超えて共通性の高い立法目的があり、ビジネスの発展に歩調を合わせながら、欧米をはじめとする国々が先導する形で法の発展が進んでいる。ケニア、ガーナ、ナイジェリアでは、法令は英語で制定され、立法や法の運用に関わる行政官、裁判官、弁護士は英語に堪能であり、欧米で教育を受けた者も少なくないことから、海外の最新の法令を自国に移入して制定すること自体には大きな困難はないように見受けられる。しかし、かかる法令を実際に社会で運用し、実務として機能させる場面では、その国特有の社会・経済構造や歴史的文化的な文脈に由来する様々な事情に対応していく必要があり、かつ、そうした取り組みを、限られた人的・物的リソースを動員して行わなければならない。本調査の過程では、このような法を社会に実装する場面での課題に多く接し、法の本来の目的を十分に果たせないまま、他ドナーの継続的な支援もなされず、法令だけが形骸化して存在するという事例も見受けられた。アフリカの多くの国々は、旧宗主国の法体系の影響を強く受けているが、その法体系をそのまま運用できる社会的・経済的な条件や環境が揃っていないわけではない。独立後、半世紀以上を経ても、そのことがアフリカの国々の法制度の運用を困難にしているように見受けられる。

翻って、日本は、歴史的に、欧米を含む他国の法令から学び、それを参考にしながらも、自国の社会に合わせて巧みに法整備を進めてきた長い歴史を有する。今回調査の対象とした知的財産法、競争法、倒産法といった分野は、日本が長年にわたり精緻な制度を築き上げ、その運用実績が世界でも高い評価を受けている分野である。法令に息を吹き込み、適切に運用されるよう、各国の実情に則した支援を行うことは、日本が得意とする領域であるといえるだろう。アフリカにおいて充実した支援体制を持つ国際機関その他のドナー（例えば、知的財産法分野のWIPO、競争法分野のUNCTAD）とも積極的に連携しながら、日本の経験に基づいた独自の視点で支援のあり方に光を当て、アフリカの法整備支援に新たな方向性をつけ加えることは有益であると考えられる。

アフリカのカウンターパート側にも、過去に日本の支援で日本に留学したり研修を受けた担当官が高位の役職に就いたりしているケースがあるほか、これまで日本とのかかわりが少ない担当官も、日本が公正で透明性の高い制度を有するという一定程度の認識を持つ

ており、日本の法整備支援に対する期待は大きい。このことは、調査団が、本調査の各過程、具体的には、質問票への積極的な回答、現地での訪問時のハイレベルの担当官や多数の担当者の参加から認識したことであるが、特に最後に実施したワークショップへの参加状況から明確に示された。

前述したように、本調査においては、アフリカ側関係者を招き知的財産法、競争法、倒産法に関するワークショップを開催した。2022年1月25日には、知的財産権に関連して、特に模倣品対策にフォーカスしたワークショップを開催したが、その際には、ケニア歳入庁から数十名の職員が参加するなど100名以上の出席者があった。

倒産法の関係では、2022年1月27日に日本の再建型倒産手続の発展や実務運用にフォーカスしたワークショップを開催したが、その際にも、ケニアの裁判所から34名の裁判官を含む多くの職員が参加するなど100名以上の出席者があった。

2022年2月3日に開催した競争法に関するワークショップにおいては、ケニアの競争当局であるCAKをはじめ、ガーナからは競争法草案を起草している貿易産業省と電気通信事業での競争政策を担っている国家通信省、ナイジェリアの競争当局であるFCCPCに加え、ガンビアの競争当局も参加し、FCCPCとガンビアの競争当局からは事務方トップの事務局長が参加していた。また、地域共同体であるECOWASやEACからも出席者があった。

このように、知的財産法、競争法、倒産法のいずれの法分野についても、日本の法制度やその運用に対するアフリカ側の関心は高く、アフリカ各国の多くの法令が由来する欧米諸国だけでなく、法の執行経験が豊富な日本による法整備支援への期待は、極めて大きいものがあるといえる。

本調査では、日本がアジアにおける法整備支援で培った現地のオーナーシップを尊重する支援、押しつけではないきめ細やかな法整備支援を展開する対象として、アフリカの国々が十分に候補となり得ること、そしてそのことが現地からも強く求められていることが明らかになった。このような日本とアフリカの協働を通じ、アフリカにおける法の支配の促進及び公正なビジネス環境の整備を強力に推し進めることができると考えられる。